

大 藏 委 員 会 議 錄 第 十 八 号

(二九二)

昭和六十一年五月七日(水曜日)
午前十時五分開議

出席委員

委員長 小泉純一郎君

理事

篠山

登生君

理事

中西

啓介君

理事

中村正三郎君

理事

上田

卓三君

理事

坂口

力君

理事

白井日出男君

大島

理森君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

田中

秀征君

伊藤

茂君

金子原

二郎君

大島

理森君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

田中

秀征君

中川

昭一君

藤井

勝志君

村上

茂利君

自見庄

三郎君

出席

國務大臣

農林大臣

厚生大臣

大藏大臣

文部大臣

法務大臣

外務大臣

厚生省官房

企画課

出席

政府委員

委員

委員の異動

五月七日

同日

辞任

加藤

藤波

孝生君

白井日出男君

北川

正恭君

鈴木

宗男君

玉城

栄一君

薮仲

義彦君

千々谷眞人君

井田

勝久君

小林

滋君

藤波

孝生君

白井日出男君

北川

正恭君

鈴木

宗男君

玉城

栄一君

薮仲

義彦君

北川

正恭君

鈴木

宗男君

は、いずれも資金運用について格差がある、こういう感じがするのであります。が、厚生大臣、いかがでございますか。

は、いずれも資金運用について格差がある、こういう感じがするのであります。が、厚生大臣、いかがでございますか。

かつて大蔵委員会で簡易保険の運用問題を取り上げまして、ここでともかく簡易保険の自主運用をもつとやらなければ民間と簡易保険余り格差がひ

うのは昭和二十六年にできた法律ですね。昭和二十六年の当時は、今のような金利がいろいろな形で動いてそれをうまく運用すればかなり効率的運

案についての審議を今週の九日にやります。この投資顧問法というのは、昭和三十九年でありますか、田中角栄大臣のときに証取法の改正問題

は、いずれも資金運用について格差がある、こういう感じがするのであります。厚生大臣、いかがでござりますか。

かつて大蔵委員会で簡易保険の運用問題を取り上げまして、ここでともかく簡易保険の自主運用をもつとやらなければ民間と簡易保険余り格差がひど過ぎるじやないかということで、かなり改善を

うのは昭和二十六年につくられた法律ですね。昭和二十六年の当時は、今のよくな金利がいろいろな形で動いてそれをうまく運用すればかなり効率的運用ができるなんという時代じゃなかつたのです。

案についての審議を今週の九日に行います。この投資顧問法というのは、昭和三十九年でありますから、田中角栄大臣のときに証取法の改正問題であります。このを提起をして、証券会社を免許制にしてよ

に、同じ年金制度でございましても厚生年金国民年金の資金は全額資金運用部に預託されて財政投融資の原資として使われている。共済制度につきましては、現時点では同じ国が責任を持つ公的年金制度の一端でございますけれども、沿革的な理由もあるのかもしれません、原則として自主運用、一部財投協力という形になつているわけでございます。それから厚生年金基金につきましては、先生御案内のとおり、厚生年金の報酬比例部分プラスアルファの給付を基金をつくって年金制度を運営している、こういう仕組みでございますけれども、その資金につきましては基金が自主運用している、その利率も資金運用部の預託金利よ

された歴史があるのです。久しくこの問題に触れなかつたのであります、制度の根幹を考えるときには、同じ国民、同じ業態の雇用者がこれほど格差のある年金運用をやるというのは私はきょうは時間がありませんからやりません、日を改めてやりますが、今の財投計画の中でのむだ遣いというのは非常に大きなものがあると思うのです。そういうものの犠牲として格差がそうやって依然として置かれておるようなことは私は納得ができないと思うのです。積極的な理由があるのかどうか、ひとつ大蔵省から答弁をいただきたい。

幣法の見直しということで、皆さんもその気になつていただいて見直しをしていただくことになつたのですが、私は資金運用部法そのものを作りたのですが、私は資金運用部法そのものを来年は抜本的に改正をすべき時期に来ておる、こう思うのです。そのことが今申し上げておる預託の問題に非常に大きな関係があるわけです。

的でしたけれども、田中大蔵大臣がやりました。ということは、実は今日の証取法改正になつたのであります。そのときに、余りにも証券会社の事故が多いということで、それまでは証券会社の一任勘定というものが認められておりましたのでやめるべきだと言つて、証取法の改正以来この処理がされていなかつたのであります。だんだん時代の進行とともにいろいろな年金資金その他が非常に巨額になってきまして、年金運用その他の問題は、上り効率的に専門的な人たちが運用して、できるだけリスクは少なく、しかし、安定的ではあるが高利回りで運用するというのが今や世界の大勢に

○堀委員 痛田理財局長も共済年金加入者でございますし、ここへ座っている方は多く共済年金加入者なんでしょうけれども、共済年金の方は、沿革があつたにしても自主運用が認められてゐる。厚生年金の方は、原則として、還元融資その他は別としても、全部預託をする。どうしてこういう差別があるのでしょうか。

と、郵便貯金その他政府の特別会計の積立金は資金運用部に統合管理するとござります。財政法等の仕組みで申しますと、国の会計を分かつて一般会計と特別会計にする、要するに全部国の仕組みのもとに集められたお金は統合管理するのが合理的だというのが資金運用部資金法の考え方で、これはこれとして私は非常に合理性のある考え方だと思います。したがいまして、年金というものは、は国の特別会計で国が直接運用するという仕組み

○窪田政府委員 法律上の言葉は「統合管理」ということになつておりまして、資金運用部でおかりをして財投計画のもとに運用しているということです。

ただ、御指摘のように、年金資金につきましては、その性格によりまして、昭和十七年に労働者年金がてきてから、年金資金の運用は統合管理でなくてください。

なつてゐると思うのです。
ですから、そういう意味で実は投資顧問法というものを考える必要がある。一任勘定ではなくて、今度の一任運用というシステムで、資金は安全な信託会社とかいろいろな銀行とかに預けてあるが、その運用を指図をして、その運用を指図するところによる手数料というものを受け取りながら国民のためにより高い、安定した危険のない運用をやるという意味で投資顧問法というものを国会に

要するに、法のもとに国民はすべて平等である
という憲法十四条が基本にある限り——同じよう
な雇用者年金のシステムの中で、民間労働者の厚
生年金については、これも二つあるわけですね。
今話がありましたように、要するに中小零細な部
分で厚生年金に主として入っておる人たちは全部
預託金利で処理しますよ。しかし、報酬比例部部分
のある民間の大きな組合所属の厚生年金加入者は、
は、厚生年金基金で処理をして、これは一・五%くら
い、もうちょっとと高くなっているかもしない、
かなりの高い金利で運用が認められておる。

をとつて いる以上、やはりそこ に集められた積立金は統合管理するのが合理的だと私は考えておりま す。

ただ、この年金が将来仮にほかの基金とか共済組合とい う仕組みになるとすれば、おのずからそ こはまた運用についても別の考え方があり得るかとは思いますが、特別会計でそこに積立金として集められている以上、各特別会計がそれぞれ自分達のお金 を別個に運用したら資金の効率的運用になら 里ませんので、やはり資金運用部資金法一条の考え方はそれなりの合理性を持つて いるというふうに思って います。

はあるが別ではないかという議論が絶えず繰り返されまして、その過程で還元融資のような仕組みも生まれたり、あるいは預託金利の水準につきましては年金をお預かりしているという事情を考慮して決めたりしております。しかし、国の仕組みのもとに集められたお金であるという性格は共通でございますので、それを統合管理させていただいているわけでございます。

出しているなどしているわけです。こういうものは少なくとも競争原理が働いて高い金利が保証される。

片や今の法定化の資金運用部預託金利というのは法律の上にあぐらをかいている。これはさつき答弁がありましたような郵便貯金との関係が主になつておりますからね。公定歩合が下がる、郵便貯金の金利を下げる、こういうことで、一回前に述べたものの五十三年当時の六・〇五に戻ってきていたものが六・〇五になつたのがずっと上がってきて、まさるわけですね。私はこのままでいけばまた下がると思うのです。今の状態では恐らく日本のいろいろ

第一類第五号

大蔵委員会議録第十八号 昭和六十二年五月七日

昭和六一年五月七日

るな経済状態、諸外国と比べて円高も非常に急激に動いておりますから、やがて金利が下がるということが起ころるでしよう。起きたら、また預託金利は下がりますね。厚生大臣、今度は六・〇五が五・幾らになつてしまつわけですね。どんどん下がる預託金利、このままあなたはいいとお考え

○吉原政府委員 現在資金運用部の預託金利、七年以上の期間のものにつきましては、先生御案内のとおり6%にプラスアルファの特別利子を付する。これは私どもの立場では、年金の預託利率といふものを念頭に置いて昭和三十六年、国民年金ができますときにその積立金の運用管理の問題が大変大きな議論になりました。全額資金運用部に

○堀委員 あなたに来ていただいているのは政治の話をしたいからで、ですから、私が聞きたいのは、今まで、あなた、厚生大臣として多数の国民の年金を預かっていてこれでいいのか、あなたが言うべきことがあるのじやないかというので厚生大臣の出席を求めているのですから、あなたの方で少し答弁してください。

○今井国務大臣 先生おっしゃいますように、年金の積立金というのは将来の年金の給付の重要な財源でもございますし、年金財政が長期に安定するためにも高利運用というのはぜひ必要だと私は思っております。

現在のようすに統合運用の原則を維持する前提

もとで預託金利の法定制を取り扱つということにつきましては、年金積立金の資金運用部預託をめぐりますこれまでの経緯からいいましても、年金の加入者の納得をこれでは得られないということでお、私はにわかに賛成しがたいところでございます。しかし、先ほど局長答弁しましたように、年金積立金の別建ての高利運用ということにつきましては、昭和六十一年度はこれを見送ることになりましたが、今後とも、大蔵大臣との間で意見の相違はございますが、検討をいたしまして、何とかしてその実現に努めまして、私どももやはり自分年の年金積立金については別建ての高利運用をぜひ図りたい、このように私は思っております。

○堀委員 実は昭和三十五年九月、資金運用審議会、これは資金運用部に置いてあるのでしよう、ここで、国家資金の統合運用の立場に立ちながらも、次のような建議が行われた。「国民年金積立金については、毎年度預託金増加額の二五%の範囲において特別融資として、厚生省において拠出者に明確に理解できるような形で、国民年金制度の趣旨に沿うような施設等の整備に充てることが望ましい。厚生年金積立金については、厚生年金制度の円滑な運営に資する見地から、還元融資の枠は、毎年度増加預託金の二五%の範囲まで拡大すべきである。積立金の運用利回りは六分五厘程度とするよう努めるべきである。資金運用審議会の運営を改善すべきである。」こういうのが昭和三十五年の九月に出ているのですね。今は大体二五%ぐらいになっているのだと思うのですが、歴史を調べてみますと、なかなかそうならないのですな、実は。

そこで、さつきちよつと申しましたが、昭和四十八年度以降に次のように措置するということでお、「還元融資の枠は、毎年度預託金増加額の四分の一から三分の一」とする。還元融資はできる限り低利とし、その運用に関しては厚生省の意見を極力尊重する。被保険者住宅資金貸付制度を実施するほか、年金福祉事業団による福祉施設の設置、運営を検討する。」昭和四十七年九月にこうい

う処理がされておるというふう伺つておるわけ
であります。

私は、今の預託金利のデレギュレーションとあ
わせてこれは来年度でやらなければならぬわけ
ですから、もう少し厚生省も——今後の日本の財
政問題の中で最も大きい部分を占めるものは何か
といつたらやはり年金である、こうなるわけですか
ね。その年金が安全、有利の問題で運用されてい
るかどうかということについて——委員長、次の時
間をちょっと圧縮しますから、もう少しこれを
やらせてもらいます。

ちょっと簡易保険の資金運用というのを調べて
みたわけです。そうしますと、簡易保険の資金運
用というのは、これは簡保と郵便年金という二種
になつてゐるのですが、これは大変性格が違うこと
ですね。ちょっとこれは郵政省の方から答弁して
ください、資金運用の面で。

○佐藤説明員 簡易保険、郵便年金の資金の運用
のこととございますが、簡易保険は大正五年に創
設されました、そのときに資金の運用を定めて
おります特別会計法が制定されまして、大正八年か
ら簡保資金の郵政省におきます運用を実施いた
しております。年金の方も大正十五年に制度がで
きましたが、そのとき以来郵政省におきまして資
金運用をいたしておりますとございます。

その後昭和十八年に戦時中の一時的な措置とい
たしまして、契約者貸し付け、地方公共団体、公共
貸し付けなどごく一部を除きまして運用を停止い
たしまして、大蔵省預金部に預入するということ
をいたしておりますが、戦後昭和二十八年にま
た再び戦前のよう簡保資金、郵便年金資金とも
郵政省におきまして管理運用をいたしておりますとこ
ろでございます。

○堀委員 理財局長、あなたは、特別会計の資金
は統合運用だ、こう言つていますが、今の話を聞
いていただくと、簡保は統合運用の枠から外れて
いますね。これはどうしてですか。昔やつていた
ものなら外すんだ、新しいものは全部取り込むん
だ。ちょっとおかしいのじやないですかね。我々

○ 建田政府委員 これは与党の皆さんにもよく聞いていただきたいのですけれども、昔の沿革があつたら仕方がない、現状で物を見ようとという発想がないというのが日本の官僚制度の最も悪いところだと私は思うのです。日本の官僚制度というのは、私は長いつき合いをしておるわけです。二十五年以上もつき合つておるのであるけれども、基本的に極めて保守的だ。要するに現状をできるだけ守つていきたい。現状をできるだけ守ろうということは沿革にこだわるということですね。これから二十一世紀に向かって、今や新しい世界の時代に日本が生きていこう。これまでにはキヤッチャップですから、そういうやや保守的な発想でよかつたと思うのですけれども、これから一番前へ出て、自分たちで物を考えて前へ進んでいかなければならぬいというモデルがない時代になつてきて、依然として後ろを向いて、後ろで決まつたことなら例外だ、そんなものが通用するなんということは、私は近代社会で考えられない。これは自民党の皆さんもひとつ真剣に考えてほしいのですね。だから、一体国民のために今何が一番重要かということを国会でしつかり考えて、最も重要なことのためには、私は決断をもつてこういう問題を正していくなければならないかぬと思うのです。

これは財確法なんてばかなのがいつまでも出てくるわけですからね。そういう問題があるにもがくわらず、ともかくも低い金利で抑え込んでおるなんということは近代社会として考えられない、こう私は考えていますので、預託金利の自由化とあわせて厚生年金運用についても、大幅な、安全な、しかし高利運用ができるようになつたいと思ひます。あなたの答弁を求めて、大臣御退席いただいて結構です。

私も、実は先生のお考えはよく

わかるのです。せつかく集めましたものをやはり高利運用して、いつて預金者にバックしていく、これは大事なことだと思います。そこで大蔵省といろいろやり合いまして、全部とは言わないから一部高利運用をさせてくれということをやったわけでございます。これは六十一年度見送ることになります。さればお力をおかし願いたいと思います。

○窪田政府委員 先ほど御指摘のありました還元融資というものは、昭和十七年に初めて出現して以来、その後一たんなくなつたりしておりますが、昔はむしろ今と考えが違いまして、加入者に安い金利で還元しろという思想がございまして、先ほどお話をありました住宅ローン、住宅資金貸し付けでありますとか、あるいは年金保養基地をつくらるというようなことがございました。しかし、最近は御指摘のような考え方方がございますので、還元融資事業そのものに資するために高利運用と、いうことができないかどうか、やつてみたといふお話をございましたので、還元融資の枠内でそれではやつてみられたらどうですかということと

つくつたものでござります。ただ、有利運用と申しましても、最近国債の利率も五・一と下がるようにななか実際問題としては難しいのであります。が、還元融資事業そのものの円滑な運営に資するために有利運用を試行的にやつていただくことがあります。

○堀委員 ちよつとここで銀行局長に伺いますけれども、確かに今の状態で公定歩合が下がる、預金利も下がる、郵便貯金の金利も下がる。だんだん下がつくると、今市中で起きている一つの現象は、普通預金はほとんど利子がないに等しくなってきた、それならば中期国債ファンドに預けようというようなことになつて、今金利選好の感覚が非常に広がつてきてますからね。だから、今の金融機関の問題はそれとしても、金融機関も今度は、パンクディーリングが認められるようになつて、きょう後半でやる短期国債のディーリングとかいろいろなことが可能になつてくる。そうすると、銀行業務ですらどちらかというと債券を運用するということで収入を上げたいというような時代に来つたあるわけですね。

郵便貯金はどうかというと、自主運用問題については依然として大蔵省はお断りだ、こうなつているようですが、簡保の資金は少なくともかなりフレキシブルに運用されているんですね。さつき理財局長は、歴史的なものなので仕方がないのだという話なんですが、仕方があるかないかは別としても、現実問題として社債、金融債に五十九年度末で七・三%、簡易保険の運用が行われておるし、六十年度末では一三・三%社債、金融債等で運用が行われているわけですね。

だから私は、銀行が既に単なる貸し付けと預金というシステムだけでなしにパンクディーリングのような形を通じて収益を上げるという時代が来ておるのならば、郵便貯金特会も、簡保もこういうふうになつて、いるから段階的に一部そういうような国債あるいは地方債等の運用、あるいは短期国債の運用等、そういうものを専門家の手にゆだねながら運用することは、金融機関という広義の

立場から見るとおかしくないと思うのですが、銀行局長どう思いますか。理財局の立場ではなしに銀行局の立場で言つてくださいよ。

○吉田(正)政府委員 大変広範な根幹にわたるような問題の提起ではないかなとうふうに考えながら先生のお話を承つておったわけでござい

先生の御議論は、恐らく資金の効率的運用を官業も民業とともに認められていいのではないかと、いう御趣旨かと思います。

私、今とつきのお答えになるわけでござりますけれども、官業と民業という見地、これは銀行局的な見地から申し上げておるわけでございますが、これをはつきり整理した上で物事を考えていかなければいかぬのではないかと、第一点でございます。つまり、官業は民業に比べましてやはり各種の恩典を持っているというのが私どもの考え方でございまして、課税上もそういうことになつてゐるということが第一点。

それから、たまたまバンクデイーリングといふ

ようなお話をも出たわけでござりますけれども、金融自由化の中で、銀行は金融市场の中でのいろいろの金利裁定、C.D.の裁定でも金利裁定市場に参加しているわけでございまして、その中で短期金利の裁定を全体としてよく見ながら、T.B.のデイリングを行つてみたりC.D.を発行してみたりいろいろやつてあるわけでございます。そういう点では官業はなかなかやつてない。金融市场全般には参加していない。長短の市場でございますね、そういうところの裁定に参加していないという意味では運用がなかなか難しいのではないか。やはり官業の立場あるいは日本全体として官業、民業というものはどうあるべきかということを整理してから考えていくべき問題ではないかというふうに考える次第でございます。

○ 堀委員 私は郵貯特会にバンクディーリングをやれという話をしているのじゃないのですよ。民間金融機関が変わりつつある。預金業務、貸付業務だけではだんだん成り立たなくなつて、証券業

将来的な展望としてはもとと進んでいく時代がやがてやってくるのだろうと私は見ているわけですが。だから、本来の預金、貸付業務だけでは成り立たないという民間金融機関があるときに、郵便貯金はともかく別だ、自主運用というようなことはするな、こういう話はおかしいのではないか。

自主運用のあり方については、私は今簡易保険の例を出して言っているわけです。簡易保険は少なくとも社債、金融債で六十年度に三兆八千四百九十五億円、一三・三%運用がされており、こうなつておるわけですね。それならば郵便貯金も新しいそういう方向をやつてもいいのではないか。

官業・民業の話ではないのです。パンクティーリングをやれという話ではないのです。金融機関の変質という問題ならば、郵便貯金もある意味では広義の金融機関ですからそれが変質してくるのは当然ではないか。

要するに自主運用はあくまでだめだというのはだめですよ。ただし、これを今の郵便貯金特会がやるかといふと、やつたことのない人がやるのは適切でないから、郵政省内の簡保の特会で今現実にこうやって運用しているわけですから、この簡保の特会で社債や金融債の運用ができるよう郵便貯金もやるといふことが時代の流れではないか。銀行局長はどう思いますかと私は言つてゐるのです。時代の変遷に合わせて物は変わるべきだというのが私の考えですから、その方向はどうですかと聞いているので、そういう角度からもう一遍答弁してください。

○吉田(正)政府委員 郵便貯金の役割として、少額で簡易な貯蓄手段を提供するという意味で貯金者から貯金を集めさせておられます。これにつきましては、先生がおっしゃる金利自由化という歴史の流れの中で、民間と整合性を保ちながら郵便貯金についても金利自由化を進めいかなければならぬのではないかという点では郵政省とも共通の認識でいろいろ御相談しているところでもあるわけでございます。

ただ、この運用の問題について申しますと、私はあるいは先生の御質問をまた間違えているのかかもしれないけれども、今のところ郵便貯金という官業のシステムの中にはまだ入っていないということが第一点でございますので、それは郵便貯金の今後のあり方の問題にかかわるということである全体会で御議論いただく問題であると考えておるという意味でござります。

うので、私は、これの結論は大臣が入られてから締めくくつて処理をいたしますけれども、ともかくも私の今の考えではデレギュレーションの時代に入ってきて、預託金利を法定化して、法定化していくてもよっちゅう動いているわけですから、別に法定化でも結構ですよという話になるのかもしれない。しかし、こんなによっちゅう動かすというのは、どうも法律を見るとそんな細かいことを書いてないんだけれども、これは何で動かしているのですか。法律の条文をちょっと言つてください。

用の問題、簡易保険は例外だから仕方がないといふようになつてゐる問題、厚生年金はこれまた別だとか、いろいろと歴史を負つてきてていますからそれを全部一遍ここで御破算にしてやれというわけにはいかないけれども、しかしそれはそれとしながらも、段階的にそういう方向へいくような検討をぜひ大蔵省としても、厚生省、郵政省とよく相談しながらやつてもらいたい、こういうことでござります。

ここでこの部分の質問を終わります。あとは引き続き……。

国債、地方債に限らずといふことと、その前にはかなり幅のある運用をされていたのだと思うのですよ。それが、がしんと来て、まだ残っている。しかし私は、今日、国債、地方債は安全だけれども、その他の債券類は危険だなんという時代ではないと思うのです。債券発行については格付機関もあるし、金融債なんかについてはそれなりの免許を与えているところが発行したりいろいろしているわ

けですから、そういう意味で、今簡保がやつていいような社債、金融債というようなものの運用そのものはリスクはないと思は思つておるのであります、その一点についてだけ答えてください。

○堀委員 これは資金運用審議会の議を経て大蔵大臣が決めるということになつておりますが、大蔵大臣が勝手に決めるわけじやございませんで、預託者側と相談をして、事実上の問題として決めさせていただいております。

午前十一時三十九分開議
○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
質疑を続行いたします。堀昌雄君。
○堀委員 大蔵大臣、サミット御出席で大変御苦
労さまでございます。
実は、大臣が参議院に御出席でありましたため
に、大臣抜きで預託金利の問題について四十分ば
かり論議をいたしました。最終的な締めくくりは
やはり大臣の御答弁をいただいておきたい、こう

が、これからは今の全体像の中で、デレギュレーションですね、預託金利のあり方、同時に今の中運用のあり方。それは単に厚生年金という枠だけで皆さんには物を見ておられる計算上のプログラムや、その他の年金が考えておる計算上のプログラムがどんどんふえてくるならば、国の負担はそれだけ減るわけとして、それがふえたら今厚生年金のあれを受け取るのがどんどんふえるか、そんな話じゃないと思っておられるのですよ。そうすれば、この効率的運用というものが生かされることにつながる方向に可能な道が

午前十一時三十九分開議
○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。堀昌雄君。
○堀委員 大蔵大臣、サミット御出席で大変御苦労さまでござります。
実は、大臣が参議院に御出席でありましたために、大臣抜きで預託金利の問題について四十分ばかり議論をいたしました。最終的な締めくくりはやはり大臣の御答弁をいただいておきたい、こういうことですが、実は金利が現在、過去五十三年にはあったと同じぐらいの低い水準になつておるわけですが、これで下げどまりということではなくてまだ下げなければならない情勢はあり得

動きによって個々のリスクというものは必ずある
というふうに考えております。
○塙委員 そのことは、例えば厚生年金基金が生
命保険や貯蓄に運用を依頼して、もつと上げ
て、もつと下げる、

だから、こういう問題をただ部分的にだけ物を見ないで、ひとつ広い財政全体の視野から見ながら、こういうものが効率的に運用されるということが望ましいのであって、どうかひとつそういう意味で——本来、これはどうしても縦割り行政が避けられない、これはある程度歴史的な問題がありますけれども、この問題についてきょうは問題提起をしているだけで、あと大臣の見解を聞きます。ひとつこれらの問題を前向きに——郵便貯金の運

おそれにしてしまふ。これが「下に」と「上に」ということで、はなくしてまだ下げるなければならない情勢はあり得るだろうとなりますと、この預託金利の問題といふのは、現状は今の公定歩合の動きにつれて実は動いてきておるものですから、大変な低い金利になります。ですから、そういう問題を考えながら、片方では、厚生年金の預託利率が下がることは厚生年金の関係者にとっては大変なマイナスでありますので、それらの問題について、今の資金運用部の預託金利の法定化をデレギュレーションの一環としてやめたらどうか。ただ、これをやめたた

めには、厚生年金なりあるいは郵便貯金なりの運用の問題というものが関連をしておる。ですから、これら全体を含めて考えなければならない。

ただ、郵便貯金の自主運用というのは、自主運用したからそんなんに簡単にうまくいくかというと、そこは多少私も疑問があるのですから、もしそういう方向に行くとするならば、今簡易保険が行つておるような、郵政省内部で既にやつてある物の考え方を援用しながら何らかの方法を模索するということが必要だと思うのであります。一番大きな問題はどうしても厚生年金の問題でありますので、この問題についてはひとつ厚生大臣にも出席を求めて、これは単に厚生年金の会計上の問題だけではなくて財権法で問題になるわけであります。ですが、財政全体としての問題を含んでおるわけでありますので、そういう意味で厚生年金のできるだけ高利運用への道を速やかに開く必要があるということです……。

ただ、こういう制度を変えるときには、一遍にやるということについては私は問題があると考えておりまして、段階的にやつていった方がいい、こういう考え方でありますけれども、しかし、少なくともその段階の最初のステップを少しでも早く踏み出すことが極めて重要だ、こう考えております。これは長い歴史的な沿革のある問題でありますが、ひとつこの際、大蔵大臣としてこの問題について、来年度の課題になるわけでありますけれども、前向きにひとつ検討を進めてもらいたいと。いうことで、あなたの答弁を求めるかと思うのですが、いかがでございましょうか。

けでありますので、原則的には我々は非居住者の問題については考えるべきだと思つてゐるということを私も率直に言つたのであります。同時に向こうは、ロットが大き過ぎる、期間も長過ぎる、個人もやらせたらどうか、こういふ話でありましたから、これは制度の沿革から見て、銀行との関係等もあってスタートはここでやらざるを得ないと思うが、やがてロットも変わるのであろうし期間も変わるであろう。それはいいけれども、個人は日本での場合には国内の税制との関係等もあってちょっと難しい、だからこれは余り期待しないでもらいたい、こういう話をしてきたわけですが、いろいろ調べておりますと中央銀行も実は源泉徴収を取りられておる、こういう問題があるようですね。

○水野政府委員 源泉徴収制度につきましては、納税者のサイド、源泉徴収をされる関係者の方々全体を含めて、これが公共の福祉に適合するものであるというふうな最高裁の判決も出ておりますので、その点につきまして私どもこれが極めて適正なものであるということから、これについての費用云々などということにつきましては試算をしたことは今までございません。

○堀委員 今の話は木で鼻をくくったという話の見本だと思いますね。私、そんなことを聞いてな

○三重県参考人 先生の今おっしゃった点は
ざいません。

○堺委員 ですから外國の中央銀行が今の短期国債を買えないのですよ。なぜかと言つたら、ここに源泉のあれがついていますから。金を支払うんですから。会計上の仕組みはないのです、主権免稅なんです。

○三澤野参考人 今の先生の御質問は税に関するものでありますので、私からお答えするのはあつたがりますが、私どもの立場といたしましては、短期の金融市場をつくるという意味からしますと、中央銀行に限らず国内の金融取引、金融制度というものが国際的に整合された方がいいという立場ではございます。ただし、もちろんこれは税の問題でございますので、税は税プロパーのいろいろな体系がございます。それとの関係を兼ね合わせてやらなければならないことはもちろんでございますが、先生のおっしゃる意味はよく理解できるところでございます。

○畠委員 確かに源泉徴収という制度は、主税局が世界で一番完備した制度だと言うけれども、考えてみますと大臣、これぐらい財政費用を節約しているシステムというのは少ないと私は思うのですよ。ともかく、今の金融取引の問題というの

見本だと思いますね。私、そんなことを聞いてないのですね。要するに本来支払うべき対価も払わないで、税という名のもとに企業や何かの人たちを徴収義務者として位置づけて、それが翌月の何日までに納めなかつたら懲罰システムまで導入している。私は、セルフアセスメントという話を竹下さんとも随分やりましたね、申告納税制度。申告納税制度どころか強制徴収制度なんだな、今の日本の源泉徴収システムというのは。ですから、便利に集まる点でこの制度が悪いと私は言つているんじゃないのです。ただ、この制度がこういうふうにあるから一つも漏らさずにやりますよといふ話が国際化との関係で検討が迫られるということがになっているんじゃないかな、こう思うのですが。だから、私はこの前申し上げたように、これは検討課題として考えていいかなければいけないけれども、国際均衡という問題を無視して今後日本の先行く道はない。要するに、そこでもし失う金、税の収入というものがそんな巨大なものだとは思わないものであつて、どこが大事か、日本の将来にとって何が大事かというと、国際的に日本は少なくとも皆さんと同じシステムでやりますよということの方が非常に大事だ、こう私は思つているわけです。ただ、この問題はきょう初めて取り上げ

も、まず順序として中央銀行の主権免稅という点から源泉徵収の問題の処理は外したらどうか、こう考えるのですが、大藏大臣いかがでございましょうか。

りようがあるわけありますから、ここは国際均衡の面で考えてほしい。国内的な問題は、これは私は別個の問題と思うのですが、こうなつてくるとちょっと難いのは、市場において一物二価みたいなことになつてくるわけです。ですから、そういう意味では、方向としてはこういう短期金融市場の育成のために必要なものについては最終的には源泉徴収はやめる、こういう方向で対処する

一部でありますけれども、要するに給与所得者の源泉課税というものは企業のそういう関係者をたゞで使って税金を集めているわけですからね。主税局はただでやつているものをもし金を払つてやらしたらどのくらい金がかかるか計算したことがありますか。

るわけですから何もかも一緒に全部やれといふわけではありませんが、少なくとも中央銀行といふのは主権免税でござりますから、中央銀行の今計システムの中には税金を払う項目というのはないんだと私は思うのですね。三重野副裁、日本銀行には税金を払うための引き当ての予算といふ

い制度ですよ。外国の税制の関係者には、むしろこつちをまねしたらどうだ、こんなこともときには主張するわけでございまして、これから市場の展開を見守って、関係者の意見も十分聞かなければならぬことでございますが、流通上、課税に関する支障、アンバランスがどういう場合に出ていくのか、そういう問題を見きわめながら検討する課題であろう。税制調査会の会長さんもお見えになつておりますが、「公平、公正、簡素、活力、選択」というものにプラス国際化ということを書いて本当は語問すべき性格のものだつたなという感じが率直に言つてしまいません。

○堀委員 これからいろいろな詰めを必要とする制度でありましょうか、アックエントリーという制度の基本にあるものは、日本銀行のアックエントリーを信頼するかしないか、これが重要な問題だと思つのです。それから、皆さんのが免許を与えておる銀行その他の金融機関、証券会社を信用するかしないか。同時に今このこういうティーリングに参加できるためにもう一つ皆さんの方は枠をかけているのですから、銀行や証券会社ならどこでもいいのじやなくて、まずこの参加者は枠がある。この問題の背景にあるのは、大蔵省がそうやって厳選したものをどこまで信用するかしないかといふことなのです。大蔵省が中央銀行を信頼しないようでは国の経済の基本は成り立たないわけです。そういう意味で、日本銀行がやつておるアックエントリー、同時に参加しているもののアックエントリーを信頼するという前提に立つて、まず中央銀行の取り扱いを第一義的に考えてほしい。第二義的には、非居住者の取り扱いについてはやはりようがあるわけありますから、ここは国際均衡の面で考えてほしい。国内的な問題は、これは私は別個の問題と思うのですが、こうなつてくる市場の育成のために必要なものについては最終的には源泉徴収はやめる、こういう方向で対処するといふことになつてくるわけです。ですから、そ

以外に短期金融市場の喫緊の整備と言わわれている問題に対応できないのではないか、私はそう思つてゐるわけです。

そこで、これは税の問題ですから小倉税制調査

会長に、これは皆さんが検討していらっしゃる問題じやないので学識経験者の立場で結構でございま

すが、今私が申し上げておる短期国債の源泉徴収について私は三段階論、要するに第一段階、中央銀行を外しましょ、第二段階、非居住者を外しましょ、第三段階、これに關する源泉を外しましょ、こういうのが私の立論構成ですが、小倉税制調査会長はどういうふうにこれをお考えにならか、伺いたい。

○小倉参考人 ただいま先生の御質問いろいろ御教示賜ったようなもので、私もともとそちらの方の学識は余りございませんので、大変ありがとう存じました。

税制調査会では恐らくやがてはそういうような問題も討議する場面が生じてくるかと思います。殊に、前川リポートに今のよろな趣旨がうたわれているようでございます。しかし、残念ながらまだ前川リポートが出てその後あそこにつたわれてある税制上の問題について検討したことがございませんのでお答えがしにくいので、なお今後そういう機会がございましたら、お話しの点もよく念頭に置きまして審議を進めるようにいたしたい、かように存じます。

○堀委員 さつき大臣も、今の「公平、公正、簡素、活力、選択」というのに国際化を入れた方がよかつたなという思想を述べられておりますから、が、貿易収支、經常収支という非常に大きな問題の裏側として、私どもが向こうからフェアだと言われるための欠くべからざる手段の一つではないか、こういう認識でございますので、前向きな御検討をぜひいただきたいと思います。

そこで、具体的な問題ですか主税局長の方に伺つてこの問題を終わりたいのですが、今私がこないう話をしておりますこれは、少なくとも今の

中央銀行については前向きな検討がされると期待しておるので、主税局長、この問題についてどうでしょうか。

○水野政府委員 御指摘の主権免税機関でござります中央銀行につきましては、本来は租税上の負担は求めないのが原則でございます。今回の短国等につきましても、償還時まで保有され、それは最終的に負担の生ずることはないわけございまが、委員御指摘の点は、中途でお買いになつた場合等におきまして、それが税込みで保有される、あるいは売却される場合にもその部分が取り戻されるということは申し上げられるにしてもその間の保有につきまして負担分が入つて、そういう御指摘ではないかと思うわけでございます。

主権免税という趣旨を徹底するためには、最終的に清算されればいいということから委員御指摘のような点までさらには整備すべきではないかといふことでございますが、そうした場合には、先ほど大臣から御答弁がございましたこの点につきましては、市場の今後の展開を見守りながら、流通上、課税上支障をもたらさないで譲じ得る手だけを見出しえるかどうか、今後私どもとしても勉強をしてまいりたい、このように考へるわけでございます。

○堀委員 この問題はここまでにいたしまして、時間が余りありませんから少し急ぎます。この前川報告には、実はもう一つ重要なことが提起されております。

税制については、公平・公正・簡素・活力・選択に加え、国際的見地から見直すべきである。これは今お済みになつたわけで、「上記の原則に照らし、貯蓄優遇税制については、非課税貯蓄制度の廃止を含め、これを抜本的に見直す必要がある。」こういうふうな書かれておるわけですね。私は、これを拝見して、「廃止を含め」というのは、随分はつきりここに書かれたな、こういう感じがしてなりません。なぜかといいますと、この貯蓄優遇税制というのは、日本の場合には税制だけの問題じやないんですね。郵便貯金という非常に歴史的に古い制度があつて、それと民間の金融機関の問題があるのであって、要するに郵便貯金をそのままにしておいて優遇税制をやめろなんという

で、いわばサブの方がそういう主張で、まだ継続的に議論をしようということで、私どもの方も継続的に議論することを妨げない、積極的に参加しましようということであります。

今、水野主税局長からお話をありましたように、最終的に実際どういうふうな仕分けができるだろうかという技術的な問題もござりますので、十分に意見を念頭に置きながら、私どもこれからこれに本気な勉強をしていかなければならぬ問題だと思っております。

○堀委員 この問題はここまでにいたしまして、時間が余りありませんから少し急ぎます。この前川報告には、実はもう一つ重要なことが提起されております。

税制については、公平・公正・簡素・活力・選

べーカーさんも必ずしも専門家でございませんの

う感じがしてならないわけです。

そこで郵政省、あなたの方に少し勉強してもらつてるので、諸外国の貯蓄優遇といふか非課税制度を簡単にひとつ説明してください。

○塙谷政府委員 問題が税制でございますが、

あるいは税務当局でもお調べになつてることとは思いますが、私ども日本の郵便貯金が税制絡みで非常にいろいろ問題になつてしているということで、

外國の例を調べたわけでござります。

簡単な申し上げますと、欧米主要国一つの例として、まずフランスでございますが、最高五十五万八千フラン、これは邦貨に換算しまして一千三百五十万円までの貯蓄元本の利子が非課税とされている例がござります。イギリスですが、これもやはり利子非課税方式でございまして、最高七万四千三百ポンド、邦貨換算約二千万円までの貯蓄元本の利子が非課税とされている。これはいずれも、日本で九百五十万円、勤労者の場合財形を入れまして一千四百五十万円、これを大幅に上回る額になつております。アメリカの場合は、所得控除方式と利子非課税方式が併存しているということで、IRAといふような老後の生活資金の積み立て、これについて三十六万円までの積立額が所得控除という例がござります。西ドイツの場合も、これは所得控除方式でございまして、約三万三千円までの利子について所得控除が行われるという例がございまして、ひとり日本だけがこの少額貯蓄非課税制度があり、それが過剰な貯蓄の原因になつてゐるという議論を招いていることは決してないということを申し上げたいわけでございま

○堀委員 三重野副総裁にお伺いしたいのですけれども、この問題は税の面ももちろんありますが、郵便貯金の今後のあり方といふものが金融全体の動きに合わせてやはり大きく変わっていかなければこれは存立できなくなる、私はこういうふうに思つておるので、そういう観点から見て、今の

おる。そういう郵便貯金制度の根幹に触れるものを、安易に「非課税貯蓄制度の廃止を含め、これを抜本的に見直す必要がある。」というのは、私は少

便貯金制度の沿革の中でしか物を考えることはできない、こう思うのですが、これについてお考えがあればひとつお伺いしたいと思います。

○三重野参考人 いわゆるマル優制度については政府税調その他でこれから議論される問題だと思いませんが、まず、貯蓄は今後とも大変大事なものであるというふうに中央銀行としては考えております。しかしながら、税全般の見直しが行われますときに公平あるいは公正という見地からマル優制度を見直すというのはこれまで当然だろうと思いますが、その場合に、私どもとしてぜひ考慮していただきたい点が二つございます。

一つは、その制度をえることによって大幅、激しい資金シフトが起こらないようにしていただきたい。もう一つは、これまた先生がおっしゃつたように、民間の金融機関と郵便貯金との均衡が図られる、この二つが大変重要な問題である、こういうふうに考えております。

○堀委員 私は、これも将来このままでずっとといふには思っていないのであります。かつて銀行法の改正問題のときに本会議で問題を提起しておりますけれども、郵便貯金を、現在三百万円ということになつておるけれども、百万円までを甲種定額貯金、あとを乙種定額貯金にして、甲種定額貯金というのはこれまでどおりでいいのじやないか、乙種定額貯金は、金利の変動によつて金利調整審議会で決まつた金利で動くといふうなことで、二つに考えた方がいいのじやないかという問題提起をしたことがあるのです。今の金利の自由化問題等を考えるときには、今言つた甲種定額貯金百万円というのはやはり今後とも現状どおり、そのときもそう言つていますが、金利は郵政審議会が決めるという形で、現状どおり百万円を置いて、乙種は、いろいろな意見がありますが、低率分離課税とかいろいろなことがあるでしょうが、ここはその他の金融機関と同じような税を払つてもらうことにして、金利も同じように動くよつにしてもらつて、そのかわり限度を取つ払つたらどうだ。もう民間と同じですから、三百

万円という枠は必要ないので、百万円の方はきっとかり枠をするが、あとの方はどうぞひとつ御自由にやつてください。

そして民間の方も、これと均衡をとるために少額貯蓄非課税制度というのは、最初私どもここでやつたときには実は一金融機関一店舗でスターとしておるのです。それが貯蓄納税組合のむちやくちやなものを正したのですが、自民党の皆さんに圧力でこれは多店舗になつて、それで名寄せができなくなつて今日の混亂がある。識者がいろいろ言つておられる点でも、実務上の問題を考えないと、今銀行協会は非課税撤廃反対ですが、中小金融機関は事務的な煩雑な処理でかなわぬ、こういう問題がありますね。だから民間の方も、一金融機関一店舗、百万円、これにひとつ統一して、この制度は依然として残しましょう、その後は低率分離課税にするかどうか、それはまた皆税制調査会でお考えいただいたらいのじやないかと思うのです。

今三百萬という郵便貯金の場合は百兆に達していますから、これが今の形のままでいいかどうかというのは、今後の問題を含めて検討の余地があるだろう、私はこう考えていますので、これは今後の税制調査会の検討課題でございましょうから小倉税制調査会長から一言お願ひをしたい。

○小倉参考人 マル優、郵貯両方含めまして、随分長年税制調査会では検討を重ねておりまして、なかなか一般に向かはれませんで、現在のところは限度管理を若干適正にしようということで推移を見ているということがあります。

今後どうするかということにつきましてはこれから話で、今からこうああだといふふうに憶測するわけにもまいりませんけれども、これを廃止するという前川リポート、廃止を含めてといふふうの話で、今からこうああだといふふうに憶測するわけにもまいりませんけれども、これを廃止するというふうに問題を進めていくことが大変必要じゃないかと思います。

これまでこの問題を終りまして、最後に、時間がちょっととないのでありますけれども、実は、私は国債特別会計という問題を提起いたしましたが、そこで実現したのは短期国債ぐらゐのことなんですね。しかし私は、これから国債の発行といふものを考えるときには、基本になつておる財政法の問題ということは一遍検討を要する課題ではないかと思っているのです。

法はこれで大変結構だと思っていいるのです、財政

甚だ難しいことで、本当に限度管理ができるのだろうかということについて、だれしも必ずやつてみせるという方は恐らくないのじやないか。ことしから始まつた限度管理がどうなるかといふことを見てゆつくりやるというわけにもまいらぬかもしませんが、そういうことをとにかく始めたものですから、そういう推移はある程度踏まえまして、限度管理が適正にいくかいかぬかといふようなこともやはり参考にすべきじやないかと思います。

したがいまして、いきなりここで廢止をするということに持つていふことは、そういう意見の方も大勢おられるかもしれません、税調としてそういう意見を主にしまして審議を進めていくといふことは難しいのじやないか。これはちょっと前川リポートに反するかもしれないけれども、それまでの経緯もありまして税調としてはちょっと難しいのじやないかと思います。

○堀委員 今的小倉調査会長の意見に私も全く同感であります。これは個人的な諸問機関で責任がないからこういうことが書かれたのかもしませんが、私は国民の今の気持ちを全然無視したようなことが民主主義の世の中で行われるはずはないと言っています。ただしかし、そつだからといつて今までずっと永久にいいとは思つてないわけですから、そういう全体の状況を勘案しながらいい方向に問題を進めていくことが大変必要じゃないかと思います。

これまでこの問題を終りまして、最後に、時間がちょっととないのでありますけれども、実は、私は国債特別会計といふ問題を提起いたしましたが、そこで、国債特別会計といいますか、国債資金特別会計といふか、新しいシステムにして、国債の発行、償還その他、ここにフリーハンドを与えて、ここはファイナンスが自由に行えるようになりますが、現状に即応した財政法でなければ国民の利益は守られない、こいついう感じがするわけです。だから、今この財政法は、私は均衡財政を将来はとるべきだと思いますからいいのであります。ですが、現状に即応した財政法でなければ国民の利益は守られない、こいついう感じがするわけです。そこで、国債特別会計といいますか、国債資金特別会計といふか、新しいシステムにして、国債の発行、償還その他、ここにフリーハンドを与えて、ここはファイナンスが自由に行えるようになります。しかしそれを行つからといって、これは要するに資金の調達、それを一般会計に貸し付けるといふか、どういう格好で処理するかは別ですが、そこでは、ここはファイナンスが自由に行えるようになります。しかしそれを行つからといって、これは要するに資金の調達、それを一般会計に貸し付けるといふか、どういう格好で処理するかは別ですが、頭ないのであります。しかし私は、償還計画などといふものは、果たして現実の問題として百四十兆のものをどうやって償還するかなんということは、この財政法ができたときに考えなかつた問題になつてゐるのじやないか、こういう気がいたします。そこで、私が言つておる、財政法としてどうし

○保田政府委員 かねてより先生の御提案になり
ます壠構想につきましては、財政当局もこれは真
剣に受けとめまして勉強させていただいておるわ
けであります。

先ほど来御議論のありますような金融の国際化、自由化といったよつたな状況、それに応じまして金融情勢も非常に流動的になる、金利も変動するといったよつたなことでござりますから、大きな金融商品である国債も金融市場の情勢に応じて彈力的に行われることが望ましいということはもちろんでござりますし、また、財政負担という面がいたしましても、そういうふうに制度が弾力化され、しかも、その発行とか償還が機動的に上手に行われれば、将来にわたりまする国債の利子負担も軽減されるというよつたなメリットもあるわけをございます。

先ほど来御指摘のよつて、六十年度では短期の借換国債を新たに発行する、あるいはまた、年度越えの前倒し債を発行するといったよつたなことはさせていただいたわけをございますが、先生の御指摘は、さらに法制度面で前進せよ、こういう非常に貴重な、我々としてもまたありがたい御指摘だと思います。

ただ、現在のいろんな国債の発行、償還に関する基本的な制度、具体的にいいますと国債整理基金特別会計法がござります。あるいは、先ほど来御指摘のございました財政の基本法とも言うべき財政法の基本的な部分にもまたかかわる問題でもあるわけでござります。

一方では、先ほど来御指摘のございました日本の財政の現状が財政法の予想していなかつたよつたな事態を迎えているというよつたな非常に大きな問題も抱えておるわけでござりますが、しかしながら、現在の我が財政法は、英米法にないよつたな財政節度維持という面ではすぐれた制度をも持つておるわけであります。場合によりましては、多少厳格

に過ぎる、弾力の運用に欠けるといったような面もござりますけれども、基本的には私はすぐれた制度であろうと思つてゐるわけでござります。したがつて、御提案の堀構想、国債発行の一元化、弾力化という構想と、現在の我が財政法の現実との乖離の問題を含めまして、しかし一方では、現在持つております財政法のすぐれた部分との両立を図る必要があると思うでございます。したがいまして、この堀構想の具体化に当たりましては、それらの基本的な部分につきまして、提案の御趣旨を体しまして部内で慎重な検討を進めていただきたいというふうに考えておるわけでござります。

○堀委員 大臣、今お聞きになつたとおりでして、私も今の財政法がよくないと言つてゐるんじやないのです。これにフィットするよつた財政にこれから日本の財政を持つていかなければいかぬとの思想ですね。一遍、大分横道に行きましたから、これは簡単にすぐもとの道に戻れないわけですね。だから横道を行つて戻れない間は、ともかく今の財政法としては、今、保田次長が言いましたような国民のためにできるだけ負担を軽減するような国債の発行の仕方——もう新しい時代に来ていますから、この財政法ができたときには全然予測しなかつたようないろいろな客観的な事実がある。私は、預託金利の問題についてもそう言つてゐるのですけれども、要するに、日本経済というのはいろいろな法律がつくられたときから大きく今変わつておるのでから、この変わつておるときには旧法をかたく守つて、そしてそれが国民にとってプラスにならなくとも旧法を守るということが国政として適当かどうかという点については、大きに疑問があります。

一遍曲がつたものを戻るようにするためにはいろいろ努力が要ります。率直に言つて、民主主義の最大の欠陥は、国民が増税を嫌がるということですね。しかし、考えてみると、こんなたくさんの方々が國債を発行しているときに、それを税金で取つて処理するというのは大事なことだと思うのです。

今六十兆の特例債がある。今が日本では一番いい時代だと私は思うのです。これからはだんだん労働力の状態が変わり、高齢化が進み、国際的には、今のようなことをやつていれば日本はおかしいと、いう形で締めつけがだんだんやってくる。その将来に、一番よかつた時期の人間が六十兆も特例債を借りたものをそのまま引き継ぐなんということは、私は当代の政治家として大変大きな責任があると思いますね。少なくとも、二十一世紀になるまでにこの六十兆というのは今の国民の税金で返して、そして今の財政法で運営できるような日本の財政にして後代に譲っていくのが当代の政治家の最大の任務じゃないか、こういう認識なんですね。民主主義の国はどこでも増税というのは嫌がるでしょうが、しかし、国民に借金をして、そしてその借金払いの利子が十兆を超えるような予算を組んでいるなんということは、これは今の財政法にはもう頭から考えていいことなんですね。だから、これを解消していく過程で必要な対応をするというのは、今の当代の政治家の当然の責務ではないか、こう思っておりますので、もう時間が来ましたのでこれでやめますけれども、今の私の問題提起に対する大蔵大臣の答弁をひとつ伺つて、質問を終わりたいと思います。

するか、こう言つたが、やはり財政節度を設けるために一年限りで、毎年毎年国会で汗をかくことによってみずからを縛ることになるからといふので、毎年毎年お願いをしてきました。それの残高が今おっしゃったように、赤字国債の方だけで見ましても六十兆、そういう時代になつた場合に、建設国債と赤字国債と残高になつた場合は同じ性格のものになつてしまいますが、精神的にはある種の区分というのはやはり私もなお感じてゐる。これは現世代の者が、政治の責任であるとともに、生きとし生ける我々が後世代にそれだけのツケを回すのはやはり基本的に見ていいじゃないか。大平さんがアーヴーと言ひながら私はとんでもないことをしただのうのは、大蔵大臣のときに赤字公債を発行されたことをおしゃつておりました、それは政治家としても財政を扱う者としても、あるいは財政に関与する者として、あるいは生きとし生ける者として、これだけは、電電株の売却収入という大変魅力的なものも一方に浮かんでまいりましたものの、やはり現世代の者の責任においてそれだけはいつの日かになくさなければいかぬ課題だ、だから少なくともも発行することだけでも六十五年までにやめておきましょうという旗がおろせないのも、基本的にそういふ考え方の中にあると思います。

惑と失望感といふことが言われているわけであります。サミットが終わるうとするときに一段と円高になりますて、百七十円程度ではしばらくとまつていたものが百六十五円といふようなレベルになつてゐる、今後どうなるのかといふうなわけでありまして、経済宣言との関連で大臣の御見解を伺いたいのでござります。

一つは、G5からG7という新しい構成も考えられる。しかし、サミットの前にできれば協調介入で急激な円高をとめるようできなかつて、それができないと、今の円高のレベルとういうことでもありますと、今の円高のレベルと、いうものは当分厳しい状態が続いて、言うならば、当分円高固定時代といふうに見なければならぬのではないか。

それから、経済宣言を見てまいりますと、それに関連する新しい構想がベーカー提案という経過のようございましたが、出でるわけであります。その中で九つか十かの新しい指標を総合判断をしながらということが書かれてあります。「これら諸国の経済見通しの見直しは、国民総生産成長率、インフレ率、金利、失業率、財政赤字比率、経常収支及び貿易収支、貨幣供給量の伸び、外貨準備、為替レート等の指標を勘案しつつ行うよう要請する」また、「当初意図した進路から相当な乖離が生じるときは、常に適切な是正措置につき了解に達するよう最善の努力を行うことを懇願する。」そしてその後の方に「有益であれば為替市場に介入するとの一九八三年のウイリアムズ・バーク・サミットにおける約束を再認識しつつ、是正努力は、云々と書いてあります。この内容を読みますと、幾つかの指標というものを判断の基準にしながらとすることになるわけであります。日本の場合には、貿易黒字以外のところは、国際的に見ましてもやや良好なバランスを形成しているというふうなことになつて、いるわけでありまして、この内容から申しますと、さらに一層の円高に修正される可能性があるのではないか。け

さのさまざまの新聞を読んでみますと、国際的には、今レベルからもう一段の田高、百五十円台もとかというふうな内外各界のさまざまの声も出されているという状態になつておりますが、そういう点で、サミットを終わり、経済宣言に基づいて今後を考えるときに、今後の円高ペースをどう考えるのかということをまずお伺いしたい。

○竹下国務大臣 まず、各国の大蔵大臣会議へ出ますと、これは私もその一人でござりますけれども、一九七一年、昭和四十六年、円がいわゆるフロートしかけた当時、私は内閣官房長官でございましたので直接の担当ではないが、横目で見ておりました。その当時、アメリカは今の国務長官のシュルツさんが財務長官でありまして、日本は水田大蔵大臣の時代であつたわけであります。そのときに、いろいろな議論を毎日報告を受けながら、結局変動相場制しかないんだなという感じがいたしました。だから、介入するというのは悪だ、といった感じですら当時は持つたわけでございます。しかしながら、著しく各国のファンダメンタルズを正常に反映してない場合は、緊急措置とでも申しますか、緊急避難とでも申しますか、そういうこともあり得ていいというのが去年の九月二十二日のいわば行動になつて出た。実際それが一つの勢いとなりまして、ファンダメンタルズはある意味においては改善された。しかし、基本的に考えてみると、本当は政策調整の中でやらぬことには、おれの方が今ちょっと困るとか今はあなたが困るとかいう感じで操作すること自体は市場に對するむしろ挑戦みたいなものだと感じが私にはもともとないわけじやございませんが、今の段階でいわば余りにも激しくあつた円高志向。ヨーロッパの場合は二月からそういう志向をしておりますから、ドイツマルクは結果として日本と同じように動いたことになつても少しだらかで、こつちはそれよりも半年もおくれてやつておるわけですから激しくあつたという感じを持っております。

りますが、これをやるべきだというのは私の主張を解消するのは通貨調整によってやるべきものじやなく、もつと基本的な問題でやるべきだというのが初めてほかの国にもわかるであろうというふうなことから議論を進めてまいりましたけれども、残念なことに、御案内のように今までG5はないとおしゃるという話になつておられますから、結局これを正当化するためとしたらやはりサミット参加国ということになりますか。そうすると今度は、ECは中央銀行がございませんので、この方をどうするかという問題もございますが、もう一つ正当化されたものでG10というのがありますから、G10とも時々相談するという形にすれば、ECもその中へ入つておりますから。ですが、本来サーベーランスは中央銀行を持つておる独立主権の国同士でやつた方がいいという気持ちを持つておきました。

そこで、今まで内々でサーベーランスをやつてきたときにも、結局指標というのはどこかへ客観的にお願ひしなければならぬということになりますと、IMFがそれを担当してもらつておつたわけであります。それをよりオーソライズされた形の指標がそれであつて、今おつしやいましたとおり十とも九とも讃めるわけでございますが、経常収支及び貿易収支というものがござりますから、経常収支及び貿易収支を一つに数えればこれには九つになりますし、あるいは分ければ十になりますが、やはりそういうものを念頭においてやつた方がいい。ただ、これが余り強制力みたいなものになりますと、それぞれの国々の政策主権の問題がござりますので、あくまでもこれに対する是正措置につき了解に達するようお互ひが努力しようとすること、ところまでがやはり限界ではないかということで、このようなことを決めてきたわけであります。

こういうものもつくてみろというのも出るかもしれません。だから、具体的な政策措置の引き金とはしないという、いわゆる政策主権までは侵さなければならないということを從米から言つておりますが、気持ちの中では、いわゆる指標は可能な限り余計あつた方がいいという気持ちが私には今でもあるわけでござります。そういうもので可能な限り早い機会からやはりサーベーランスをやれば、これは今度は正々堂々と集まって話ををするわけでござりますから、そこで議論も深まっていくのではないかと思つております。それが為替の安定につながる最大の道だと思っておるところであります。

そこで、円の見通しということにつきましては申し上げるわけにはまいらない性格のものでござります。七カ国集まりますと、ドルの全面安でございますから、円高という言葉ではなくドル安という言葉になつてしまつわけでございますが、ドルの下落はもうこれで十分だというニューアンスと、ドルはもっと弱いかな、しかる弱くなつて今度はドルの暴落になるとますますおかしいことになるなという意見がそれぞれ複数の国々に存しておるという感じでござります。

きのう百六十五円台をつけたときにもあらつと思いました。そうしたら、今度はヨーロッパへ行つてまた百六十七円に返つて、終わりがまた百六十五円になつて、今度ニューヨークへ行きましたら百六十八円まで返つて、また終わりは百六十五円。このところちょっと乱高下みたいな、今までの高下というのは、ドルが安くなつて、ドル以外の通貨が高くなるという意味において高下があつたわけですが、同じ通貨が一日の間に高下するわけですから。私の考え方では、日本の場合で言えばわかりやすいのは、連休ですと市場が閉まっておりましたからまとめて量が出ていくといふこともございますけれども、きょう見たところで、たつた一日の間で三田方の高下みたいなものがある状態というのは、これは恐らく適切にボジション調整がなされていくのじゃないか。何か

サミットで鬼が出るか蛇が出るかというようなのが少しオーバーだったような気がいたしますので、なお注視しておろうと思っておりますが、世界各国も、為替レートだけで経常収支は解消するものじやないんだ、やはり基本的なお互いの経済のファンダメンタルズをきちんとしなければならぬのだというところまでは完全な共通認識になつた。それをさらに深めるために、サーベーランスには少し踏み込み過ぎた感もあると言う方もいらっしゃいますが、私はやはり勇気を鼓してサーベーランスには大いに積極的に参加した方がいい。ただ、いろいろな指標につきまして大蔵省の出す指標でないものまで入っておったので、ほかの省に対してもよと済まぬなという気はございませんので、その辺は、サーベーランスに行く前のいろいろな資料調整なんかは各省との連絡は十分とつていかなければならぬ。ただ、通貨安定のためのサーベーランスですから、大蔵大臣が行つても結構ですが、諸指標は経済企画庁のものもあれば通産省のものもございますので、その辺は調整して対応していかなければならぬ。

ちょっととりとめのないことを申しましたが、素直な感想を申し述べた次第であります。

○伊藤(茂)委員 大蔵大臣としては、言えるところも、言いたくい表現のところもあるだろうと思いますが、ただ私は、サミットを終わって、経済宣言を読ませていただいたて昨年のG5以降の経過をいろいろ振り返ってみまして、一面では政府もそうですし、全体もそうかもしれません、円高によって起くるさまざまの現象に対する対応措置の議論が割合多うございました。もう一方で今日の国際経済、日本のウエートはますます大きくなるわけでありまして、そういう国際経済全体の日本の方と同じようなことだと思いますが、言えるのいろいろ面で貧困だったのじやないだろうかといふ気持ちがいたします。

そしてまた、そういう意味で考えてみますと、率直に申しまして竹下さん御自身も、中央銀行の方も同じようなことだと思いますが、言えるの

はないだろうか。例えば、昨年G5のときに二百四十円くらいから二百円レベルに急激に変わりました。あのころには、日銀総裁も、竹下大蔵大臣も、動きについてさまざまのコメントをされていた内容は、振り返つてみれば大体二百円くらいという意味合いにとられる表現をなさっていたわけあります。それから、大臣がこの四月に訪米をされまして、ベーカー財務長官との会見を私ども新聞報道で読みましたが、百八十四円で安定であるという報道でございました。また、ちょっとおせつかいな新聞記事の方では、竹下さんに安定とは何かと聞きましたら、読んで字のごとく安んじて定まるだと言つてお帰りになった。ところが、お帰りになつたすぐ後でそのレベルがまた変更をされた。このレートの動きが直接に輸出関連だけではなくて日本の産業全体に大変大きな影響を持つものですから、みんなそこを当面注目をする。もつとバックグラウンドを含めた構想を持たなければならぬわけありますけれども、当面そこに注目をすることになるわけあります。

恐らく二三百日くらいあいているとしましても百四十兆円、百数十兆円の金が動いておる。そういうことを考えますと、いわば投機筋というものを百四十兆は正確ではございませんが、非常に携つておられる方は、やはり自分の製品の基礎に立つものでござりますから、好ましい為替レートとかいうものをそれぞれ業種別に違つてもお持ちでございましょうが、やはり市場が決めるものでございますから、念頭に幾らかの数値があつても、それはむしろいろいろな意味においてプラスの方向にもマイナスの方向にも思惑に影響を与えてはいかぬ。だから安定が望ましいと言つてもやめようぢやないか。今が安定と言えばそれが一つの相場になる。だから安定くらいはいいぢやないか、あとは何にも言わないので本当は一番いいのじやないか。だから安定が望ましいと言つてもやめようぢやないか。したがつて神様だけが知つていますと言つた方が本当は一番いいではないかといふ感覚も持たないわけではございませんけれども、そうも言つておられませんのでいろいろな指標で議論していくが、今前向きの姿勢がなかつたんぢやないかという御指摘もありましたが、日本はこのままのような国際社会に対する役割を果たしますといふことを正々堂々とつたつて出るというのも私は一つの見識だと思います。仮にそういう姿勢が全くなかつたとしたら、では、ある国は貿易収支の黒字が多いからあそこからの不買同盟を起こさうじやないかとかいうことになつたら大変でござりますから、完全な国際国家だという問題意識は持つた上でこの会合に臨んでおるということは事実でござります。

わない」というのが本来のあるべき姿ではないかな。
ただ、そういうものを念頭に置いて、産業界の
自主的努力をなさるところに対し、産業官庁等で
いろいろな助言指導をなされることはあり得ること
ではあるなど、うふうには思つわけでござい
ますので、やはり通貨当局者が一つのターゲット
を持つということはいかがか。いろいろな指標で
議論をしながらおのずからそこに出でてくるものが
何となく主要国の通貨当局者の頭の中で整理され
るような状態になるのが一番好ましい。そのため
にはやはり相互監視をやるしかない。こういう結
論に立つておるということでございます。
○伊藤(茂)委員 大臣、お立場かもしれないが、
随分持つて回つたお話をなんですかけれども、簡潔に
言つて私はこう思うのです。
昨年G5以降二百円だ、百八円だ、何とかだ、
こうきました。確かにそのバックグラウンドには、
経構研の答申もござりますけれども、日本が国際
経済国家として大きな責任をどうするのかという
ことでもっと努力をしなければならぬという面も
あります。そこにみんな注目をしていることも事
実であります。そういうG5以降のさまざまの経
過。また、サミットの前には、急激な円高にならぬ
ように協調介入してくれないかという動きがあつ
たことも事実のようです。そしてサミット
がありました。こういう結果になりました。そう
いう経過からしたら、大変失礼でけれども、私
どもの方はサミットは失敗であるという談話を発
表しているわけであります。そう言つてもおかし
くない経過だろうと私は思つてます。政策として
はもつと突っ込んだ議論を我々もしなければなら
ないと思いますね。
だから、大臣としては、この時点からどういう
レベルで、またどういう努力をどうしていくのか
ということのわかりやすい説明をしてもらわないと、
九つか十かの指標をいろいろ考えてサレベー
ランスをやつて何がどうとか、これは当たり前の
ことですね、経済宣言に書いてあるんだから。そ

○竹下国務大臣 それはそのとおりだと思いま
す。の関係を出しますが、そういう経済運営の基本的な姿勢をわかりやすくクリアに端的に示されるというのが大蔵大臣としての現時点における責任じやないだろうかという気持ちがするんですけれどもね。

今求められている非常に大きっぽなものは、アメリカに対しては財政赤字の削減、日本に対しては市場開放と内需拡大、ヨーロッパ諸国に対しては失業率をもとと落とせ、端的に言えばそういうことでございましょう。労働問題におけるデレギュレーションとともに申しますか、そういうことでございましょう。それは我が国としてやらなければならぬ。

一方、基本的にサーベーランスはやるが、我が方で言えばより一層の内需拡大をやらなければならぬ。幸いに、今補助金法案を參議院を通してもらいまして、そうするきようからいわゆる前倒しが完全にできる環境が先ほどの瞬間から整つた。それで、あさって閣議がございますから、そこで施行方法を具体的に勉強をしておるものを見表す。こういうことが内需拡大の一つの方途であります。

それからいま一つは、三回にわたる公定歩合の引き下げというものが十九日に出そろうわけでござりますけれども、日本の場合いろいろな手続が必要りますから。いわば金利が安くなつてくる。そして原油価格の見通しもまだ三月の終わりの二十二ドルぐらいまでしかついておりませんが、これは円高だけじゃございませんけれども、これによつて国民の皆様方に還元する。いわば減税と同じ効果があるわけですが、その問題もおよそ確定するであろうというようなことで、内需拡大を徹底的に進めていかなければならぬということであります。

○伊藤茂委員 もう一つサミットが終わってから、この問題がいわゆるトリガーライン的な性格をもつて扱われることは多いのだろうか。前後の表現は氣をつけ書いてあるようでございますけれども、そういう心配があるようです。それから、そうではないのだと、いう場合でも、事実上G5かG7かというような中で包囲網の形成ということになれば、ちょっと言葉があれかかもしれません、事実上非常に大きな圧力が生まれるということではないかというふうな懸念も出ております。そういう懸念について、大臣、経済宣言についてどういうふうなお考えでございましょうか。それから、そういう懸念を消す意味でも、今まで言われましたようなさまざまな努力を通じて、言うならば現実

くるということで諸般の問題を進めていく。こういふ理も參議院の本会議で答弁しておられたが、公共事業とか中小企業対策とかについては下期において財政措置をも考慮しなければならぬ。今補助金の法案が通つたときに今すぐ補正予算をつくりますなんということは言える問題ではないにしましても、大筋財政措置に対する検討も加えなければならぬ。これを経済企画庁と通産省と大蔵省に自分は指示した、こついう御答弁をしていらっしゃいました。したがつて、内需拡大のそれぞれの手立てはそろつてきたな。

民活にしましても、東京湾は法律を通していただいだけでござりますけれども、明石はトンカチ——トンカチじゃありません、起工式をやりましたとか、そういう問題が下半期にどういう傾向に出てくるか。それと、いわゆる円高のメリットの分と原油価格の下落のメリットの分が下期にどう出てくるかということ。今の我が国経済が国際的に果たさなければならぬ役割をも踏まえながら、当面国内的にやらなければならぬのはそれらの問題だろう。市場開放、デレギュレーション、そして内需拡大、こういうことではないかといふふうに考えております。

こういうことが大体理解できたのではないかとおもつております。財政赤字には日本も苦心をしておるということは十分理解してきたのではないかなと私は思つておるわけあります。したがつて、自らの國が努力を怠つて、ドイツと日本はインフレ率がすばらしく低くて優等生ですから、努力したところに余計過重な負担を負わすといふような論理は、私は、今度は努力した方が組んでやればこれには対抗できるものだ。あなたの方の努力すべきこれらの指標、努力不足の指標が出ていっているのではないかということは十分議論ができるものであると思つております。

○竹下国務大臣 二つ問題でございますが、現時点での安定の点での安定。現時点での安定はまだひつかれていますので、安定は好ましい、こう思っておりますが、円高という表現ではなくてドル安といふ問題から見て、おおむね既に効果は達成したのではないかという見方をしておる国も複数でございます。これらとも個別に意見交換もしなければならぬ問題が残っておりますので、このサミット直後における激しい乱高下と申しますか、それはいずれ反転するであろうというふうに私は今期待をしておるところでございます。

それから、最初の、包囲網にならないかといふ問題。OECDなんかで、比較的経済状態のいいところは、人はすぐ日本と西ドイツのことを言わかれているのではないかと言うのであります、機関車とは絶対言わないけれども、もう少し財政政策の余地はないか、こういうことがよく議論されます。が、若干誤解があつて、その誤解はおおむねなくなつたと私は思いますけれども、例の厚生年金の五十三兆円は外国人の人の方によつてはますますきり財政の黒字の方へカウンタする傾向が

書にございまして注目をされたわけであります。それからさまざまの動きも続いているわけであります。一つの心配として、そういう戦略的な展望を持ちながら、ベーカー提案の中身などを見ますと、また発言を見てみると、年末までに通貨制度改革の会議開催の可能性を検討するよう、大統領から指示を受けている、これは一般教書に言われているとおりですね。それから、円との関係について我々は目標値を持つてないと言わわれております。それから、さまざまな協調の枠組みG-7も含めてやっていくんだ。そういう動きの中で一層の円高と申しましようか、円相場をかなり高いレベルに押し上げておいて、そしてそれを目標相場圏として固定させた一つのシステムを考えるという戦略があるのでないだろうかというふうに思

今まで国際通貨の安定についてさまざまの会議でさまざまな議論がなされました。歴年であります。それからG5以降の経過もござりますし、昨年は民間レベルでの通貨サミットなどを含めてきたわけでありまして、そういう問題についてこれから新しい段階に入っていくのではなかいかという評論がいろいろなされていわけであります。ある評論では、従来の通貨調整、ターゲットゾーンとかあるいは固定相場とか、いろいろな議論がございましたが、どちらかというと神学的といつてはオーバーですが、そういう議論があつて、いよいよこれから具体的にどうするのかという段階に入っていく。あるいはペーカー提案と言われるもの、バックグラウンドを探ると、この二年間ぐらいのうちに何か総合的な新たなシステムを構想しているのではないかということが一般的に指摘をした云々ということが一般討するよう指示をいたしました。

○竹下国務大臣 二つ問題でございますが、現時点での安定のための妥当な方針を努力をしてまいりたいというふうなお気持ちでございましょうか。

点での安定。現時点での安定はまだひつかない状況がございますので、安定は好ましい、こう思つてあります。円高という表現ではなくてドル安という表現ではあります。これらとも個別に意見交換もしなければなりません。これらの問題から見て、おおむね既に効果は達成したと見ていいかと思います。これ後における急激な乱高下と申しますか、それはいずれ反転するであろうというふうに私は今期待をしておるところでございます。

それから、最初の、包囲網にならないかといふ問題。OECDなんかで、比較的経済状態のいいところは、人はすぐ日本と西ドイツのことを言わざれていますのではないかと言うのであります。機関車とは絶対言わないけれども、もう少し財政出動の余地はないか、こういうことがよく議論されます。が、若干誤解があつて、その誤解はおおむねなくなつたと私は思いますけれども、例の厚生年金の五十三兆円は外国人のとり方によつてはますます、つまり財政の黒字の方へカウンタする傾向がございますが、あれは国民から預かっているものだということすることが大体理解できたのではないかと思つております。財政赤字には日本も苦心をしておるということは十分理解してきたのではないかなと私は思つておるわけであります。したがつて、自らの國が努力を怠つて、ドイツと日本はインフレ率がすばらしく低くて優等生ですかね。努力したところに余計過重な負担を負わすといふのはないかということは十分議論できるものであると思つております。

○伊藤(茂)委員あと一、二問、通貨関係でお伺いしたいのですが、こういうことも言わわれている

今まで国際通貨の安定についてさまざまの会議でさまざまな議論がなされてまいりました。歴年G5のサミットでもさまざまの議論がずっととあります。それからG5以降の経過もござりますし、昨年は民間レベルでの通貨サミットなどを含めてきたわけでありまして、そういう問題についてこれから新しい段階に入っていくのではなかいかという評論がいろいろなされているわけでもあります。ある評論では、従来の通貨調整、ターニング・ポイントとかあるいは固定相場とか、いろいろな議論がございましたが、どちらかというと神学的といつてはオーバーですが、そういう議論があつて、いよいよこれから具体的にどうするのかという段階に入っていく。あるいはベーカー提案と言われるもの、バックグラウンドを探ると、この二年間ぐらいのうちに何か総合的な新たなシステムを構想しているのではないかという評論も出されています。

とを懸念も含めて言われているわけでありまして、こういう懸念も実は根のない話ではないだろ
うと思います。

やはり、戦後といつてはなにですが、通貨問題についての経過を見ましても、ドル本位制の崩壊から現在までずっと含めまして、アメリカの出方で非常に左右されてきたという面が多いと思います。そういう懸念に対しても、日本の主張すべき点はきちんと主張するということが非常に大事で、はないだろうか。

日本版のニュースウイークが出るようになりますして、読むのですが、今週号にシニミットさんのサミットに向けての評論が載っております。その中に、アメリカにも責任の一端があるという意味で、

になつておりますので、これから年末までに、私であるかどうかは別として、日米間の問題は恐らくたびたび議論されると思いますし、この問題につきましては私は年末までにどういう仕組みでやるかという――一方に、やはりIMFの暫定委員会で議論しておりますから、それとの組み合わせをどういうふうにしてやるかという問題点が残つておるなど思つております。

きたり、しかしあれができるたというのは私も驚きましたけれども、まだ必ずしも実効が上がつておるとは言えない。グラム・ラドマン法の実効がどうして上がるかというのに気合いがかかったことは認めますけれども、やはりこれからも引き続いて主張を続けていかなければならぬ問題だというふうに思つておるところであります。

○伊藤(茂)委員 関連してもう一問だけ伺いたいのでありますけれども、国際通貨調整、通貨改革の方向というものをどう考えたらいいのか、どうお考えになつてているのかという問題であります。

特に、変動相場制に今日さまざまの大きな矛盾点が出ているということは前々から指摘をされておるとおりでありますし、相場の変動が非常に激

らボイントとしての通貨制度の改革、安定というものを考えいくと、いうふうに移行したというところなのでしょうか。

それならそれとして、ベーカー提案でも一年ぐらいいのターゲットで一つの安定した国際システムを構想しているのではないか。例えばことしの年末までに何をするかというふうなスケジュールもあるというふうに言われているわけであります。そういたしますと、特に大きな変動の影響を歓しく受ける我が日本といたしましては、対応するか、あるいはアメリカの動きその他全体を見渡した一つの方向づけか展望かプランか、そういうものが、腹の中か口に出してか、あるということも当然必要だろうというふうな気がいたしますが、そういう国際通貨改革の基本的な方向、展望というものはどうお考えになりますか。

○竹下国務大臣 今度のサミットでは、通貨を安定するためにはどうするのがいいかということでお徹底的なサードペーランスをやろうではないかとい

アメリカは現在、自ら空前の規模の経常赤字を抱えており、他国を批判できる立場にはありません。アメリカは、その赤字の原因がもっぱら日本の黒字にあると主張することはできないでしょう。日本の対米黒字はずつと小さいわけですから。アメリカの経常赤字の真の原因是、国内の赤字、つまり財政赤字にあるわけです。その責任の優に半分以上はアメリカにあります。しかし日本もその責任の一端を担わなければなりません。

というふうなことがでております。そういう意味で申しますと、アメリカの考え方あるいはペー カー戦略と言つては何ですが、そういうものを貫通しながら主張すべきものはきちんと主張する対応というものも必要なのではないだろうか。

確かにクローバルな世界経済全体・国際経済全體を見た場合に、やはり基軸通貨のドルというものがいわば力を失うというのは本当は好ましくないというふうに私も思います。いつも思いますのは、一ドル何ぼだと言うとすぐ百六十円ですとか、ドイツですと二・二でござりますとか言いますが、基軸通貨であったものはいんだなと思いますのは、ポンドだけは一ポンド何ぼだ、こうまだ言つております、基軸通貨でないようになつてしまつております。やがて一円は何ぼだ、こういうふうな時代にでもなれば大変いいことだと思いますがけれども、今日いわば補完しておる通貨でございますが、円といふものの占める比率といふものは随分高まっていますので、対ドルの問題については、やはり基軸通貨であることは間違いございませんので、十分注目していくかなければならぬ課題だ。

短期化、スピード化、投機化ということが言われております。それから、それぞれの国の経済条件、ファンダメンタルズを反映するレベルから大きくかつ長期的にかけ離れる。また、一兆ドル以上というのですか、非常に大きなレベルでのお金のパワーが生産、実需、貿易と関係なしに動く、こういう状態の矛盾点が随分強調されているわけです。

それに対応いたしまして、今日までさまざまの通貨改革の方向が出されていました。ミッテランさんなんかを中心にして固定相場制という話が從来のサミットではあったようありますし、ターゲットゾーンの話もございました。それから昨年秋以来、いわゆるロバート・ローザ案とかネガティブターゲットゾーンとかフレアレンズゾーンとか、いろいろな意味での議論がなされてきたわけであります。これは言うならば神学的論争の段階から具体的な論議の段階へということにも立ち至っていることかと思うのですね。そういうものの方向づけの今までの経過と今度のサミットの経済宣言、その論議の経過等々で考えますと、特に通貨改革ということころに大きく照準を当てて解決していく、物を考えていくという方向なのか、それとも今度のサーベーランスの話に見られるように、各経済指標を総合して、総合的な視点か

はどうお考えになりますか。
○竹下国務大臣 今度のサミットでは、通貨を安定するためにはどうするのがいいかということでお徹底的なサーベーランスをやろうではないかということと、安定さるためにはどういう制度がいいか、通貨制度のあり方ということが存在しておると思います。それで、どちらかと言えば安定さす方法としてサーベーランスの方が表面に出で、安定するための制度というのが表面へ出でていない。これはなぜかといいますと、一応ウイリアムズバーグ・サミットのときに、そういう制度について勉強してくれといふことが我々大蔵大臣にありますて、それで IMF と相談したら、それはやはり G 10 でやりなきいということになつて、G 10 で議論をしまして、そこで言つたのは、伊藤さんおつしやつたように、変動相場制にかわるべき制度は直ちには見出せないが欠点もあることは皆知つておる、引き続きやろうということで、開発途上国も入れなければいかぬからというので IMF の暫定委員会に待ち込んだ、そういう流れが一つあるわけです。

そういう流れのあるところで、七つでみんながちつと決めてしまつわけにはまいりませんけれども、しかし影響力のある国でございますから、当

○竹下国務大臣 レーガン大統領の年頭教書の問題は、四月に行つたときも話し合いをいたしましたて、いや、これは今年じゅうに大統領がおれに宿題を与えたわけであつて、今自分もまだ確たる構想というようなものもない、さはさらしながら、G10報告というのでまとめて今IMFの暫定委員会の方で通貨制度は議論しているんだから、それを横目で眺めながらやつていこうや、こういうこと

しかし、シユミツトさんの指摘あるいはそれを敷衍しての伊藤さんの指摘というのは私も十分にただける議論だ。決してアメリカの一部の産業界の方あるいは国会の方がおつしやるようになづかられる責任というものをやはり自覚していたときながら対応していくでもらいたいということは十分考えております。例えば今度のグラム・ラドマン法の問題でも、一方で裁判所で違憲訴訟が起

度は直ちには見出せないか欠点もあることは皆知つておる、引き続きやろうということで、開発途上国も入れなければいかぬからというのでIMFの暫定委員会に持ち込んだ、そういう流れが一つあるわけです。

そういう流れのあるところで、七つでみんながちつと決めてしまつたわけにはまいりませんけれども、しかし影響力のある国でございますから、当

らポイントとしての通貨制度の改革、安定というものを考えていくというふうに移行したというところなのでしょうか。

然その制度問題というものにも我々は会うたびごとに——サーベーランスはもとよりあります。が、そのサーベーランスなんかをやることによつて制度問題が浮かび上がつてくるかもしませんけれども、会うたびごとにやはり議論をしていかなければならぬ問題だ。

何遍も考へました。ブレトンウッズ体制などいうのが昔あつたから、何かそういうものでもないかとかいうようなこともいろいろ考えてみました。制度の問題になりますと、確かにミッテランさんもさることながら、前のジスカールデスタンさんも、どちらかといえばフランスはターゲットゾーン、ある種の幅があつてその中で議論すればいいじゃないかというような傾向もござりますが、今のところターゲットゾーンを設けるといふのは少數意見になつてしまつておる。しかし、これはやはり不斷の論議、たゞまさる論議をしていかなくてはならぬ問題だ。ただ、おおよそ、例えば金本位制がいいとかそういうものを志向するだけの判断材料がまだ完全に整つたとは言えないので現状ではないかなと思つておるところであります。

したがつて、恐らくこれからもまだ、この秋に

もIMFの会合等がござりますし、その間にいろいろな会合が、G7もせつかくつくたわけですからなかなかほつておくわけにもいきませんし、G5もこそそではなくしてやつてもいいということがあります。

○伊藤(茂)委員 大臣がいらっしゃらない間、幾つか具体問題をお伺いしたいと思います。

今までの話にも関連いたしますが、一つは金利政策に対する考え方。銀行局長に伺いたいのです。

中で生まれてきているという気がするわけであり

ます。これからもそういう状態が続くかもしれません。発生するかもしれません。そうでないかも

しません。

ただ、考えてみますと、このサミットが終わつて考へてみましても、目の前の対応措置あるいは対症療法をさまざま考へながら騒いでいるといふ

ことでは困るのだろうと思うのですね。第三次の引き下げをお決めになつたときの日銀の文章などを読ませていただきましたが、いろいろな意味で心配があるだろうと思うのですね。この世界的な

低金利時代になつて、そしてまた日本の金利につけてもそろそろもう限界に来たのではないかといふふうなお気持ちは当然あると思いますし、一面ではやはり景気、それから対外の関係というの

は当然あるだろうと思います。また一面では株の動き、それから都心部の地価の上昇とか、そういう

過剰流動性についての心配、それからこの預金金利ゼロみたいな時代になつてくる。さまざまそういう要因があるわけでありまして、やはり対症療

法的か、慌てふためいてか、さまざまな話題が出てきて、やれやれとかいやどうとかという議論ではないベースというものを持つていてないと、また

別の意味での混乱が発生しかねないと、ある意味では極どい状況になつてゐるのはないかと

いふふうに思つてあります。実際問題、第四次利下げというものがあるのかないのか、どうな

りのかということは、当然日本銀行の方を中心

考へるというようなことだと思いますが、その状況はやはりきちんと持つておく必要があるの

ではないだろかと思います。銀行局長どうお考

えになつていますか。

○吉田(正)政府委員 まず、公定歩合を含めまし

て金融政策の基本的な姿勢といいますものは、何

度もこの席もあるいは大臣なども申し上げてい

る場合があるかと存じますけれども、今先生も御

指摘のとおり、景気、物価それから為替動向、内外

の経済情勢ということを見ながら機動的運営といふことであります。したがいまして、四月に打ち出されました経済対策においてもその姿勢を打ち出しているわけで、この意味では、三回にわたる公定歩合引き下げも、急遽行われた面もござりますけれども、基本的にはただいま申し上げた各種の内外の経済要因を考えた上で行つてゐるという点では、これは日本銀行ではござりますけれども、私どもも自信を持つてそういう意味で心配があるだろうと思うのですね。この世界的な

低金利時代になつて、そしてまた日本の金利につけてもそろそろもう限界に来たのではないかといふふうなお気持ちは当然あると思いますし、一面ではやはり景気、それから対外の関係というの

は当然あるだろうと思います。また一面では株の動き、それから都心部の地価の上昇とか、そういう

過剰流動性についての心配、それからこの預金金利ゼロみたいな時代になつてくる。さまざまそういう要因があるわけでありまして、やはり対症療

法的か、慌てふためいてか、さまざまな話題が出てきて、やれやれとかいやどうとかという議論でないベースというものを持つていてないと、また

別の意味での混乱が発生しかねないと、ある意味では極どい状況になつてゐるのはないかと

いふふうに思つてあります。実際問題、第四次利下げというものがあるのかないのか、どうな

りのかということは、当然日本銀行の方を中心

考へるというようなことだと思いますが、その状況はやはりきちんと持つておく必要があるの

ではないだろかと思います。銀行局長どうお考

えになつていますか。

○吉田(正)政府委員 まず、公定歩合を含めまし

て金融政策の基本的な姿勢といいますものは、何

度もこの席もあるいは大臣なども申し上げてい

る場合があるかと存じますけれども、今先生も御

指摘のとおり、景気、物価それから為替動向、内外

のため伺つておきたいのですが、昨年暮れ予算編成の前提としまして、昨年暮れ予算編成の前提としまして、いろいろの点では、これは日本銀行ではござりますけれども、御指摘のとおり為替レートにつきましては、昨年十月並びに十一月の平均といふことで二百九円という数字を使っております。

それから、油の値段でござりますけれども、油の値段は、我が国に到着する原油価格の値段が相

当動いておるわけございますが、予算上はこれを国内の油の会社から買つわけござりますので、必ずしもストレートに原油の到着値段がそのまま財政支出の減につながるということではない

ため伺つておきたいのですが、昨年暮れ予算編成の前提としまして、いろいろの点では、これは日本銀行ではござりますけれども、御指摘のとおり為替レートにつきましては、昨年十月並びに十一月の平均といふことで二百九円という数字を使っております。

それから、油の値段でござりますけれども、油の値段は、我が国に到着する原油価格の値段が相

当動いておるわけございますが、予算上はこれを国内の油の会社から買つわけござりますので、必ずしもストレートに原油の到着値段がそのまま財政支出の減につながるということではない

替レートにつきましては先ほど二百九円で予算を組みましたと申し上げましたが、仮にこれが今後百八十四円ぐらいでずっと推移するという仮定に立ちますと、一般会計で年間約三百億ちょっと節約が可能になるのではないかというふうに考えております。

それから、油の値段、これは先ほど申し上げましたように、原油の我が国への到着価格にストレートに響かないで、国内の販売業者から買入されるものでありますから、この値段が今後どうなるかというのにはまた若干難しいわけでござりますが、ちなみに申し上げますと、油の購入予算総額は約千五百億でござりますから、この千五百億を基準にしてどれぐらい安くなるかなという計算は先生ひとつお願いをいたしたいと思います。

それから、国債の金利でござります。予算編成では六・四%で見込んでおりましたが、五月の発行条件ではこれが五・一になつております。これらによりまして、今後ともその五・一の金利で国債を発行できれば約千億円ぐらいの利子負担の軽減になる、そんな状況にございます。

○伊藤茂(委員) 四高差益論争が通産省を中心にして随分激しく国会でもございましたが、今の保田さんの話を聞いていると電力会社の説明に近いような感じもしないであります。金利の面でも、これはあなたはプロですから、そちらの方が正しいと思いますが、現レベルでいけば、第三次利下げのレベルで考えるならば大体二千億ぐらい借換国債が出るのじゃないかとか、それから防衛庁の油代のあれでもそう少なくはない。防衛庁関係でも大きいのは油の関係、それからライセンス料とか何があるでしょうね。ある人が分析した数字を見ましたら、大体三百億ぐらいになるのじゃないかというふうな話が載つてありました。それから円レートの方は二百九円から百八十九円で計算すれば三百六億とおっしゃいましたが、百八十四円というのは深い期待をかけながら竹下さんがペー カーさんと話をされた当時の、先月の話でありまして、サミットの経過でも百八十円に戻ることとは

ないだろうと思いませんね。その数字もござりますし、予算が成立して一ヵ月ですから、これから残り十一ヵ月分をどうするのかという議論を今するには早計だと思います。しかし、この間大臣もういろいろな意味で対応措置が必要ではないだらうか。竹下さんも今まで何回も何回も大蔵大臣をやつたけれども、こんなに急激な基礎的経済エレメントの変化があるのは生まれて初めてだと言われておりました、そういう姿勢あるいはそういうアクションというものは当然考えられるべきではないかと思いますが、どうでしよう。

○保田政府委員　まさにおっしゃるとおりでございまして、今後の予算執行に当たりましては各省庁がいわば他動的に予算に節約可能性が出てくるということをございますので、そういうことは当然念頭に置きながら執行に当たつての相談にあずかりたい、こういうことでございます。

○伊藤(茂)委員　歳入の方で予算運営に関連をしてお伺いいたしますが、六十年度決算は七月になるわけでござりますけれども、伺いますと六十年度決算は何か厳しい見通しということのようになります。二月の法人税その他全体の指標がどうなるのかといふうな動きの把握の途上にあるだろうと思いますし、そしてまた、今の話と関連しますが、例えば油の値段その他から石油税というものを考えますと、現レベルでいけば相当の減収となるようになりますが、しかし、さまざまなものでありますから、先のことはなかなか言いつくいくと思いますが、こういう経済のさまざまの状況変化というものを含めながらこの見通しは事実であろうと思います。それから税率の面でいいうならば、まさに予算年次のスタートそのものと、いうわけでありますから、先のことはなかなか言いつくいくと思いますが、こういう経済のさまざまの状況変化というものを含めながらこの見通しは

年度決算から六十一年度に対する構え、これをどうお考えになつておるのか。

それから、これも歳入歳出両方と関連することありますけれども、例えば歳入欠陥が一兆か二兆ございました、また赤字公債で穴埋めしなくちゃなりませんということでは困るだらうかと思うのです。ですから、そういう歳入見通しと兼ね合わせながら予算執行では主計、主税含めてさまざまな対応措置をとるということも、こういう変動期にあるだけに、先ほどの国債問題の堀提案の機敏性ではありませんけれども、財政運営については從来に同じということではない、さまざまの工夫と機敏性が必要なときではないだらうかと思います。主税局長の御心境からお考えを聞いておきたい。

○水野政府委員 基本的な考え方をいたしましては委員御指摘のとおりではないかと思うわけでございます。ただ、各部分につきまして、税収につきまして申し上げますと、まず御指摘の出発点、土台となる六十年度税収でございますが、これは三月末までのところを見ますと、法人税は御指摘のように余り伸びはばつとしませんというか、むしろマイナスの傾向が見られるわけでござります。法人税以外の税目について見ますとおおむね順調で、まだこれから問題はたくさん残されてはおりますが、恐らく六十年度としてはどちらかといえばプラスになるような傾向が受け取られるわけでございますので、六十年度といたしましては専ら三月決算法人がどうなるかというその一点にかかるておるわけでございます。どのような決算を各企業がお組みになるのか、これによりましてすべて左右されるわけでございますので、法人税以外のものがある程度調子がよくまいりましても、六十年度全体としては予算達成はなかなか楽観を許されないというのが現状でございます。しかし、いずれにしましても、その三月決算が大きなロットが残されておりますので、ここで確定的な方向を見出して、それを土台に六十一年度云々という

状況にはまだないわけでござります。
それから、六十一年度はまさにそういうややまだ不確定要素を残しております六十年度を土台といたしますので、現時点でどうこう言える段階では全くないわけでございますが、例えば御指摘の石油税でございますと、確かに原油価格、これは予算見積もりでございますと、経済見通しのレートとしては二百四円、それから価格としては二十七ドル、こういう程度のものを基礎といたしております。これが現時点ではかなり変化してきてることは確かでございますが、そうした結果を織り込みますと、それでは全体としての数量がどうなるのかとかまだいろいろな要素がござりますので、現時点でこの税だけを取り上げて、これがどの程度どう変化するかということはなかなか申し上げにくい、まだまだそういう段階でございます。しかし、いずれにしましても、そういうたるもの、個々の税目なり全体の税収なりがある程度の規模のものに実績として積み重ねられ、それに基づきまして何らかの新しい判断を下す、新しい方向を読み取ることのできるような事態、段階になれば、委員御指摘のように、弾力的にそこらを見きわめて対処をすべきことになろうかと思うわけでございます。しかしながら、現時点はまだ今申し上げたような段階でございますので、ここでその具体的な方向について個別的に申し上げられる段階にはないことを御了解願いたいと思うわけでございます。

についての対応をしながら、また検討しながら予算執行に当たっていくということが、従来は余り節約例なんかはなかつたわけでありますけれども、六十一年度予算を考えますと、非常に変動の多いときだけに大事なときではないだろうか。一定の区切りでそういう作業もやらなければ予算執行をすべきではないかという議論をしていたのですが、大臣も肯定的にお考えになりますか。

○竹下国務大臣 大体古くは公定歩合を予算審議中に操作してはいかぬという議論がありました。それは予算書の書き直しにつながるからだ。その前までもう一つありましたのは、固定相場が変動相場制になつたときに、これは予算書を書き直さなければいかぬのじやないか。それは四十七年度予算のときにスミソニアン・レートができる、三百八円で計算して僕も安心した記憶を覚えており

今度の場合は、私は現時点での程度見込みます。歳入歳出両面で影響があると思います。歳入の問題で一番わかりやすいのは石油税、石油税は従価税でございますから、あれは半値になつたからといって倍使うものではございません。歳出の面についても、レート、それからやはり原油價格の低下等から、出てくるだろう。それを余りのんべんだりと見詰めておるわけにもいきませんので、一つの考え方かなといふ感じがしないでもないのは、国民に対する還元で電気、ガス等を見直されるとき、ああいうときに一部でもそういう、何か総体的なものは出なしても、こういうことで歳出減になりますとか歳入減になりますとかというような、具体例として挙げられるものが何ばかあるのじゃないかなとう感じは私も持つておるところでございます。

○伊藤(茂)委員 あの時間、財政法に関連をしてひとつ話題とさせていただきたいと思います。

先ほどの国際経済あるいは通貨制度の問題ではありますまが、いずれにいたしましても、それらの問題でも、從来のさまざまな議論や何かの政策

形成の経過から、視野とレベルを違えて今後議論しなくてはならぬという時点に今ぶつかっていることがあります。私は財政の将来についてもそういう時点にいよいよなつたのではないかという気が実はいたします。六十五年赤字公債脱却という目標はさらに堅持をするんだ、大事だということを繰り返しこの国会でも言われておりますけれども、私は六十五年度は無理だというふうに思いますが、いずれにしても非常に長い将来でない期間にこれらの目標というものは近づくか達成されることがとなるであろうと思います。しかし、それから先の財政構造がどうなるのかということとも考え方やならぬ時期に今ぶつかっているのではないかだろうか。

それでお伺いしたいのですが、この数年間、毎年「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「仮定計算」、「財政の中期展望」など出されてまいったわけであります。この今後の方法論ですね。例えばことしの一月に提出されました「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、この中でも①の(2)のところに「今後とも、流動的な内外情勢の変化に適切に対応しつつ、我が国経済社会の活力を維持し、国民生活の安定と充実を図るため、速やかに財政の対応力を回復させることが必要不可欠である」という基本的認識の下に、毎年度、歳出・歳入構造の合理化、適正化に最大限の努力を重ね、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の対象期間中に、特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努めることとする。この歳入不足が生まれるとか、マスコミでは増税かと書いてございます。何年か大体こうしてきましたわけです。

では、一体これで展望があるのかということで、これも改めてここで申し上げるまでもなく、仮定試算といいましても、例えば名目六・五など幾つかの条件を置いた上で六十四年までに六兆八千億円の歳入不足が生まれるとか、マスコミでは増税か

歳出削減しかないというキャンペーンになるようなものが出来ております。この数字を現実の予算なりこれから国民生活、日本経済に当てはめてみまして、増税コースで行つても、六十二年は、税収の抜本的改正に当たつても、税取中立という立場ですから、これも成立しない。それから歳出削減をさらに重点にしていくということを申しますが、歳出伸び率ゼロをずっとと続けなくちやなりませんし、この間の補助金法案の審議を通じても、各委員会の皆さん合同でやっておられましたが、悲鳴に近いようなさまざまな声が出てゐるというような状態ですね。そういうことを考えますとこの財政展望について内外含めた何らかの新たな構想というものの作業をしなければならないという時点に今ぶつかつてきているんじゃないのか。これは為替とか国際経済への対応とか、経構研の報告書とかいうだけではない、財政についてもやはりそういう時点に来たのじゃないかというふうな気がしてならないわけです。

この間また野村総研が出している本を読みました。厚い本で、「十年後の世界経済と日本の金融・資本市場」という本が出ておりまして、その中に十年後の日本経済のさまざま分析がございました。その中の一つに財政がどうなるのかといふシミュレーションが三種類出ておりまして、一つはまあまあ考え方される標準型、一つはこれではたまらぬといふのでいわゆる高度成長時代のようないバターンに戻った場合、それからもう一つは今までのように削減を重視した場合を述べております。それで、十年後はどうなるのかということをさまざまの指標を並べて一定のシナリオを書いております。それを議論する暇はございませんけれども、非常ににおもしろいなと思いました。

やはりいろいろな意味で在来型といいますか、従来のこういう考え方、基本的考え方の方のペーパーとかいうものからもうステップを踏み出さなくては大蔵省だけじゃなくてほかにわたる部面も当然出てくるのでありますけれども、政府として

しなければならない時点に来ているのじやないだろ
うかと思ひますが、いかがでございましょうか。
○竹下国務大臣 宮澤提言というのがあります
て、財政改革の方向はきちんとしなさい、しかし
例えば、ちよつと言葉は悪いのですが、暫時、永久
国債みたいな感じのことにしてやつたらどうだと
か、そつすればこれだけの財源が浮くではないか
とか……。あるいは完全乱暴な議論として、いろ
いろな特定財源を大体みんな一般財源化してそれ
を別途建設国債等で埋めれば、いわゆる赤字公債
依存体質の目標の分だけはできるじやないか、こ
う言う人もあります。しかし、もう一つ、今おつ
しやつたような予算に対する国債依存度を下げて
いくというのは、そつなるとちよつと旗を半分ぐら
いおろさなければならぬようになる、こういう
ような現実的ないろいろな議論もなされておるこ
とも事実でござりますけれども、今私ども、やは
りあの「増税なき財政再建」というのは物すごい
かんぬきだったと思います。その中でやらなければ
ばならぬから、こそくだと言われ帳じり合わせなど
と言われようとも、その中で四年間頑張つてきました。
それで、これが一挙に歳出圧力になるところは元
も子もなくなつてしまつという危険性がございま
すので、今おつしやつているような現実的議論等
をもとにしながら、やはり毎年毎年の予算編成の
中で、ことしも八月から始めなければいかぬわけ
ですが、対応をしていくべきではないか。

内のとおり他の国から見れば多きに過ぎる、我が國で見れば大変な黒字である。

それから、マネーサプライの問題はそれぞれの国で若干違いますけれども、当然マネーサプライが多くなればインフレの懸念が起る。しかし、それ以上に金利が安定しておるというような議論になりますので、国々によって恐らくマネーサプライの評価は違うだろと思ひます。私どもは、平素考えておるより今はちょっと多いじやないかなと思ひますが、国々によつてこの点は恐らく評価が分かれるだろうというふうに思ひます。

それから、為替相場ということになりますと、今のレート、そのときどきのサーベーランスをやる場合のレートと、もう一つは中長期の変化の比率といふようなのが、これも見方によつて議論は分かれるところではながろうかなというふうに思つております。

それから、成長率は恐らく実質成長で議論するようになると思うのでございまます。これは総合的にどれくらいがいいかということですが、現時点では見れば悪い方へはもちろん入らぬというふうに思われるわけでござります。

もう一つ、金利の問題は、例えばこの間公定歩合○・五下げておりますと、イギリスなんかでそれがのところは二%下げたといいましても二%が一〇%に下がると全然違いますから、恐らく名目金利と実質金利がどうだとかいうような議論がありますが、これも議論の分かれるところ、評価はいろいろ分かれるところであろう。

そういうことでござりますから、勢いどの方が評価されてどの方が評価されないとあろうと最初から断定してかかるのはなかなか難しかろうということでございましょう。

○矢追委員 私が何でこういうことを聞くかといいますと、今回のサミットで何がまずかつたかといふと、いろいろありますけれども、結局円高のは正と、それに対する期待感が裏切られたということであります。この目標値を見ておりま

諸外国から見て日本はけしからぬというふうなことで来た場合、この項目の中でたたかれるのは何かというと貿易収支、そして為替相場、円高、まだ

非常に心配なわけです。スイスにある投資会社の百五円になるというような予測もちょっとある雑誌に出ておりましたが、ああいうことが書き立てられますと、ますますまだいるんじやないかといふ質問をしたわけです。

今の中題もお答えいただきたいと思いますけれども、今後この目標値に対してもう少し議論をやるのは、G5でやるのか、あるいはG7でやられるのか、大体年に一回ぐらいそういうような討議をされるのか、どの場で討議されるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○竹下国務大臣 そこでひとつ、やはり言葉を気をつけなければいけませんので、目標値というることはなく、あくまでも参考の指標という形で扱われないと、各国の政策執行における主権の問題にまで内政干渉みたいなことになつてもいけませんから、あくまでも指標ということにまずいたしました。

その場合、確かに一つのあるべき議論をいたしましたは、先般も申し上げましたようにサミットでG5があつて、したがつて、これをオーソライズする、今まで非公式にやつてみようというのが、どこかでオーソライズしなければいかぬようになつたということが一つござります。そうなると、サミットのほかの二カ国は、おれたち何で仲間外れや、こういうことになりますので、したがつて、サーベーランスというのはやはり七カ国でやろうやということになつたわけです。しかし、その前に五カ国で集まるのも結構だ。五カ国で集まつて、より多くの協力者を得る必要があるときは当然七カ国でやろうということでおきましたから、七カ国でやるということは、サーベーランスを七カ国でやろう、しかし五カ国というものは、なかなか中央銀行總裁なんかと一緒に行われる会議としては十分これが残つておる、こういうことだと

なつたのだから、円高の問題は別としまして、日本の通貨の購買力もまたふえておるわけです。したがつて、その通貨価値が高くなるのは当たり前じゃないか。ところが、それも油だけで見るのも間違いだ、だから総合的に見るためにには、それこそあらゆるファンダメンタルズを評価していくかな

ければならぬというようなことで議論を開いておるならば、我が方に有利とは申しませんが、いわば正当な評価がなされるようになる。したがつて、サーベーランスには、殊のほかという表現をするとおかしいのですが、前々から賛成でございました。

さて、それではどういう場でやるか。今までではベルサイユ・サミットのときに、政策の調整はいことだから、とりあえずSDRを構成しておる国でやつてみたらどうや、こういうことで始まつたわけですから、それで会合がある、国際会議がある前に寄つて、ドラロジエール専務理事が中心になりますて、おまえのところはこうや、あなたとのところはこうやといふような話ををしておりました。が、五カ国だけやりまして、それが為替の話までするようになりましたから、やはりそれで注目され出して、そこへ去年の九月二十二日のG5があつて、したがつて、これをオーソライズする、今まで非公式にやつてみようというのが、どこかでオーソライズしなければいかぬようになつたということになります。そうなると、サミットのほかの二カ国は、おれたち何で仲間外れや、こういうことになりますので、したがつて、サーベーランスというのはやはり七カ国でやろうやということになつたわけです。

ですから、これは大きめに九月二十二日からいりますと、円が四〇%、マルクが三〇%、フランが二〇%、ポンドが一〇%、四、三、一、一ぐらいだな、こう見ておりますが、それをドルが一番高かつた去年の二月ぐらいからやりますと、大体マルクと円は一緒ぐらいたくなつておる、こういうことが言えると思うわけでござります。したがつて、我々は、むしろその経過的な指標の中で、いわば

I MFの総会のときは一回できるのじやないかとかいろいろな議論がございますが、これはできた代理の会でもう少し詰めてもらおう、それでできるだけ早目に始めようじやないか。私はどちらかといえば早目にやつたがいいという考え方でございます。

さらにもう一つ、G10というのがあります。これは正式に認められた先進十カ国です。これもS A B E R A N Sをやろうということになつておりますから、これの協力も得よう。G10というのは、大体そういうI MFの委員会の前に必ずやることになつておりますから、それは、一つにはS A B E R A N Sということになりますと、ヨーロッパのE Cの場合は中央銀行を持つていなければいけないです。それから国ではないわけです。ところがG10には入つておりますから、そうすればその会合もできる。だから今度決まったのは、G7というのは本格的に決まった。G5はもちろん妨げない。しかし、時にG10の存在も認めながらやりなさい、こういうことですから、できるだけ早目にG7が開かれるようG5を進めていかなければならぬというこ

とでござります。

○矢追委員 東京サミット以降も円高基調が続いているわけでござりますが、大臣、会議に出られておるわけでござりますが、これは感触というか予測ですが、やはりかなりまだ円高をやれという声はさらに強まるというお考えなのか、それとも今回東京サミットに来られた首脳が、日本も日本なりに努力をしておるという点もある程度は評価をしておるのか、その点はいかがですか。

○竹下国務大臣 非常に画然とはしておりませんが、複数の国は、ドルが安くなつて定着しつつあるという評価、ドル高は正はもう十分に行われたのでこれからは相場の安定が重要というのが複数の国、それからもう一方の複数の国とでも申しますか、まだそこまでレート調整は進んでいないのか

なというように、やや見解が分かれておるというのが現状でございます。ただ、みんながわかつてきましたのは、非常に粗っぽい計算をしましたが、日本の貿易が出入りを入れて仮に年間三千億ドルどいたしまして、それで何になりますか、五十兆円ぐらいですか、そうしますと、為替相場は日本で恐らく百何十兆動いてるわけですね、一日に三十億ドルぐらい動くわけですから。したがって、よほどお互い気をつけなければいかぬのは、貿易の実需と違つて相場が存在しておる。したがつて、計算ができぬそうでございますけれども、大変なものが毎日世界じゅうの市場で動いておるということがあるから、相場に影響を与えるようだけはお互い慎まなければいかぬぞというのが、いわば口に出す出さぬにかかわらず共通の認識である。だから、まあ雑談の中には、われたちは貿易赤字で苦しんだんだから、少々の円高ぐらいいならあなたのところはまだ体力があるんじやないですかというような話はしまずけれども、總じて見方は、ドル安は十分に進んだのじやないかと。いうのと、もうちょっとかなと二つに分かれおる、今日強いて分析いたしますならばこういうところまでございます。きょうの委員会でござりますから、速記録に残るとはいえ、いさか私見が入つておるということは申し上げておきますけれども……。

○矢追委員 今言われたように、いわゆる為替相場の乱高下が結局問題になるわけです。日本の例えは総理とか大蔵大臣あるいはまた大蔵当局の発言が相場に影響するということはめったにないのですが、外國の首脳なりあるいは財政当局の人たちがちょっとしやべつただけでえらい影響が出るわけですね。そういう点はもつと慎しむよりもわなければいかぬですが、そういう点の話は、雑談の中も含めまして出なかつたのですか。むしろ大蔵大臣の方から、そういう点は慎しむようと言つてもいたかったと私は思うのですが、絶えず何かちよつとした発言で動くわけですね。大変困るわけとして、そういう点はいかがですか。

対して言つてみれば自爾的な方向で指導しておる
ということが事実でござります。したがつて金利
の問題というのは、きのうも議論がございました

も八%もあれば別でございますけれども、その辺は低金利国のこれから狭まりというのを十分感じております。

○水野政府委員　六十年度税収につきましては、現在三月末までが判明している数字でござります。この三月末の数字で見ますと、補正後予算額

何なりの影響かどうあらわれたかということにつきましてはなほつきりしたことは申し上げられない状況にござります。

が、私がよく日銀に、金利はまさに日本銀行の専
権事項だと申しますのは、時に我々も注意しなけ

○矢追委員 「委員長退席、中西(啓)委員長代理着席」 次に、先ほど来もマネーサプライの

に対しましては七八・八%まで参ってございま
す。前年同月の数字が七九%でござりますので、

○矢追委員 そこで大蔵大臣、六十年度の結果はまだ先としても、大麥予断を許さぬ状況であるこ

ればなりませんのは、これは申しわけない話ですけれども、要するに日本は政権がかわりませんですね。したがつて、時に何か政府と同じよう見えられがちだが、ほかの国はよく政権がかわりますから、中央銀行の中立性ということに対しては、

問題で必かいと言われておりますが、六十年の十二月でM₂プラスCDで九・三、一月、二月に九・〇、九・〇といつておりますし、M₁の方は四・六、四・三、四・三、こういう推移をしておりまして、かなり高いのではないか。よく言われている

これに比べますと若干下回っていることに相なるわけでござりますが、六十年度からたばこ消費税が新しく税金として入っておりまして、これが初年度特別といたしまして年に二回分けて入る。この後半部分は四月に入る。したがいまして、その

とは事実です。円高不況がこれからますます来るわけですから、六十一年度になりますとさらに厳しくなるのではないかと十分予想されるわけで、六十年度でも法人税の減収による補正をやり、特例公債をまた出さざるを得なくなつた。六十一

政治の恣意が働かないようによつて、意味において物すごくみんな気を使うわけでございます。したがつて、今度もロンドンG5のときに、インフレが鎮静しているからさらに金利引き下げの環境は整つておるということはお互いのコンセンサスで

ことは、お金はだぶついている、しかしながら景気の方にはいかない、だから先ほど申し上げたように株とか土地とかといつてしまつておる、こういう状況でございますので、私はこのマネーサプライ、大きな危険とまではいかないようにせよ、ちよつ

分だけは足を引っ張っている計算になりますので、その点を調整いたしましてことしの進捗割合を見ますと七九・四という数字になるわけでござります。七九・四でございますと、去年よりは若干よくなっているということに相なろうかと思うわ

年度も、このままいきますと補正を組んで、その補正で法人税の減収を入れなければならぬ。それを補てんするためにまた特例公債。せつかく特例公債がだんだん減ってきたのがまたものもくあみになってしまふ可能性を私は大変憂えるわけで

ありますけれども、したがって協調利下げをしようということになると、中央銀行の権限をまさに侵すことになるからそこまでとどめようということになつて、いつどこの国からやるかというような相談にまでは至らなかつた。しかし日本の場

と高目ではないか、こう思いますか。大蔵大臣は大体どの辺が適正と思われますか。

けでございます。

す。それだけに、先ほど申し上げましたように、円高に対する安定をさせることをまず第一番にして、さらに円高不況対策、また内需拡大による景気刺激、減税も含めまして相当しつかりした経済運営をしていかないと大変なことになると思いま

合は、ほかの国のようにきっと自由金利でいいません。いろいろな手続がありますから、この間の公定歩合下げが今月の十九日になつてやつと全部出そろうわけでござります。それらの状況を見ながら、今のところは全く日本銀行としても、この間の公定歩合下げの効果があらわれる前に、次どうするというようなお考えはまだないだらうと思ひます。

私どもも指標を見ますときに八%台というのをよく念頭に置いておりますが、九になると何か少し多いかなという感じをいつも持ちます。ただ、それと一緒に月例報告で出てくる指標の方でインフレ率がうまくいっているわけですから、結果として大丈夫なんだな。もう少し専門的な知識のある人がおればお答えした方が結構だと思いますが、私は勘でそんなことを感じております。

ても非常にウエートの大きい三月決算法人が五月末、今月末に納付になるわけでございまして、御指摘のように補正予算で補正減を立ててございすけれども、この点がなお樂觀を許さないわけでございます。三月決算法人の税収納付状況いかんによりましては今年度の予算の達成はなかなか樂觀を許さない、こんな感じが現在の税収状況でござります。

○竹下国務大臣　これはちょっと展望と指針まで
いかぬかもしませんけれども、先ほど来の議論
を聞いておりまして、私は平素、税収の見積もり
というのは年度当初に下から積み上げて一生懸命
であります、したがつて五十六年、五十七年は九
兆円も歳入欠陥がありましたけれども、その後は

ただ、最近低金利時代になりまして私もしみじみと感じるのは、公定歩合を〇・五といいますと預金金利も〇・五ずつ下げてきてまして、この間〇・五連動しないのです。なぜならば普通預金は〇・五%でございますから、連動すると金利がなくなりますので、昔何か預け貯というのがあった時代がある。そうでござりますけれども、これから預金するときにはいわゆる手数料を払って預金するようになつてもいかがかというところで、いわゆる幅というものが従来とは非常に狭くなつてきておりますな。西ドイツ、日本を除く国のように七%

○矢透委員 次に、税収の問題をお伺いしたいと思いますが、このままいきますと歳入欠陥ということになると私は思います。六十年度補正予算で結局四千億少々の税収見込み違いということで補正をされたわけです。ここでまた仮に二、三千億となりますと、当初予算からしますともう六、七千億の歳入欠陥、こういう状況です。この補正のときも法人税の伸びが非常に悪かったのが致命傷といいますか、見込み違いになつたわけですが、この点については主税局長、どういうふうに見ておられますか。

○矢追委員　円高不況というのが大きな原因のか。その辺はいかがですか。

○水野政府委員　三月の法人税収を見ましても前年の収入額を下回るという状況になつておりますので、法人税収が昨年中に比べまして少しづつ調子が下向きになつているということは確かでござります。ただ、ただいま申し上げました三月決算法人の決算状況、五月末に納付されてくるわけでござります。これがかなりウエートの大きい数字でござりますので、すべてこの決算状況いかんなどでございまして、これを見ませんことには円高なります。

一%は誤差のうちということで入っておりま
す。こう言いながら、この間補正のときにはその一%を
もう使つてしまつた。それでもなお、私いつも思
いますが、補正後に比べて一%だつたらまだ誤差
のうちになるのかなということをまずからに言い
聞かせながら、今少なくとも今年度で別途の手当
てをしなくとも済むような状態にだけはしておか
なければいかぬなどといふふうに思つております。
そこで、来年度という問題になりますが、こと
しの場合、率直に言って、例えば原油価格の値下
がりということで出ましたのが、三月末のが二十

二ドル幾らでござります。二月末は二十七ドル幾らでございますが、やつと三月末のものから出できておりますので、下期に至れば、メリットの方も原材料が下がつたりするものが出てくるだらうということは考へられる。しかし、常識的に考へても、石油税が下がつたり、輸入物価が下がりますからそれに伴う關税が下がつたり、これは常識的に考へられる。したがつて、歳入赤陥が大きくなり出ないような経済運営をやつていかなければならぬ。それには企業が安んじていろいろな計画が立てられるような為替相場の安定ということも図つていかなければならぬ、そういうような効果が下期には期待できてくるのではなかろうかといふうに今考えておるところであります。

何はさておいて、今から予測することはなかなか難しうござりますけれども、経済運営の彈力的な運営によつて万遍漏きを期したいというふうには考へておるところであります。

○矢追委員 次に、特例公債の借りりかえについて申し上げます。

六十一年度の財確法二条四項、五項では、特例公債の借換債発行についての規定が置かれております。できる限り借換債の発行を行わぬよう努めることと、発行した場合は速やかに減債に努める、こういうふうにしておるわけですが、この規定は、現在の国債管理政策の行き詰まりの状況から見まして、実行の見通しは余りないと思ひます。私も再々指摘してまいりましたように、この点ができなくなつてきていたのではないか。我が国の減債基金制度というのも、昭和五十七年度補正で定率繰り入れをやめましたですね。それ以降毎年繰り入れは停止してきた。償還資金というものは枯渇の状態になつた。あとただ一つの希望がNTTの株式の売却。四千百億円で何年かやる。これが仮に倍になつたとしても一兆円足らずしかないのでして、そういうことから考えますと、いわゆる国債償還を前提とした国債管理政策というもの、これは一大転換を迫られているのではないか、このように思うわけです。

したがいまして、財確法に規定した条文というのは、これは精神規定だけしか残ってないのじやないか。大蔵大臣も、守れと言つたら守るようになりますとここで答弁されると思うのですが、現実問題としてこの条項というものは本当に守れないと思うのですよね。もし守れるとおっしゃるなら、どういう条件があるのか。この点をまずお伺いしたいと思います。

○保田 政府委員 御指摘の法案、第二条第四項並びに第五項でござりますけれども、この規定は御承知おきのように、特例公債を発行をするに至りましてより五十八年度までは特例公債は全額現金償還をする、借換債の発行はしないということでもまいりましたが、非常に苦しい財政事情のもとでこの方針を転換せざるを得ないということになりまして、五十九年度の財確法におきましてこの特例公債の借りかえ禁止規定を削除することになつたわけでございます。であります、当然のことのございますけれども、特例公債というのはそもそも存在すべきものではないということをございましてから、借換債をやむを得ず発行するにいたしましてもその額はできる限りこれを抑制すべきであるというのが第二条四項であり、そして、やむを得ず発行した借換債の残高についてもできる限りこれを早く償還すべきであるというのが第五項の趣旨でございます。これは、まさに先生御指摘のとおりでございますが、片や一般会計の財政事情はその後もますます厳しい状態が続いておりまして、この四項、五項の努力規定がそのまま近く将来に実現するという事態にはまた事実ではございます。

しかししながら、この努力規定は、やはり我々として後代に経常経費の足らざる部分を、我々が樂をして財政運営をするとといいますか、そのツケを後世代に残すということは許されることではない。しかも、後世代といいますのは、御承知おきのように、高齢化社会で社会保障の負担もまたふえざるを得ない世代でございますから、これはできだけ早く解消しておかなければならぬ問題でござ

世代に対する負担の公平という観点からもなくしておかなければならぬ特例公債の減額のために我々は今こうやって財政改革を進めているということでおございまして、当面いつからこの努力規定を動かせるかという点はなかなか言明しにくいわけでござりますけれども、そのために一生懸命財政改革を進めているということで御理解をいただきたいと思います。

○矢追委員 おっしゃることもよくわかるのですが、私は前々からずっとこの問題はやかましく言つてきておるわけです。大体私の言つたとおりに、悪い方の予言どおりになつてきておるわけですかられども、最初、借換債はやらぬと言つた。私は、やらざるを得ぬでしようと言つた。大平さんが大蔵大臣の当時からですが、絶対現金償還します、十年たつたら返しますとその前の年まで言つておられて、結局その明くる年から借りりかえ。今度借換債も今こういう精神規定がきておりますが、六十二年度を考えれば定率繰り入れはやらない。あと予算繰り入れしかない。予算繰り入れをやるといったつてお金がないわけですね。NTTの株が、今申し上げたように四千億円を見込んでおられますがれども、それが仮にえらく高く売れて一兆円になつたとしてもまだだめなわけでして、そうなりますと今度は、これはこの前大臣もある程度認めておられますか、要するに現金で償還しないで全額借換債で償還していくというふうなことにならざるを得ない、こういう状況にあるわけです。

今精神規定として置いておかなければいかぬといふ気持ちはよくわかるのですよ。だが、超長期の財政運営、三十年とか五十年とかいうことになればいざ知らず、中長期に見ても、この条文を入れることにはやはり問題がある。当面はもちろんですよ。といって、私はこれを削つてしまふと言ふのではない。削つたら歯どめがなくなる。だから、こういう守れないものをただ精神規定だけを入れるよりも、もう少し現実に即した歯どめもし

ながら何か手はないものか。私も予算委員会のときもありましたし、大蔵委員会でもしばしば言つておりますが、実際六十二年度を展望したらちよつと背筋が寒くなる。先ほどの税収の方も伸びない。では、これは増税したらいか。付加価値税を入れれば、それで来るか。確かにそれは最初のころは来るかもしませんけれども、付加価値税はヨーロッパで御承知のように税率がどんどん上がりますね。そうすると、これはなかなか大変なことになつてきまして、そう伸びないのでないか。

そうなりますと、この際思い切つて新たな方式といいますか、財確法も何年か審議されていわるわけですが、これは減債制度そのものをどうしていくのか、転換を迫られておるのではないかと思うのです。その辺はいかがですか。

○竹下 国務大臣 これは矢追構想とでも申しますか、一つ確かに存在しておりますし、それから一般的の宮澤提言というのもややそういうことを考えたような提言。いわば撲滅をちょうどだいするのは大変ありがたいことでございますが、今年度発行のものは借りかえの対象にします、今までの分も全部一緒に借りかえにしますというときに、あれだけ国会でしかられながら、しかられるというか、御注意を受けながら今日までやつてきた。それで財政審においてはやはり減債制度の根幹は維持しない、こう書いてあるわけです。その根幹がまさに訓示規定になつておるのではないか。それも私もわからぬでもない、ちょうどできる議論だと思います。しかし、NTT株の問題も出ましたがあらゆる角度——今仮に矢追さんのその構想に乗りますと言つた場合に、またぐ關係方面から見れば新たなる財源が見つかつたということになつて歳出圧力の、分捕り合いの対象になるということだけは避けなければなりませんし、したがつて、ぎりぎりの段階で結論を出す課題だなというふうに思つております。しかし、そなればまた当然の議論として、永久国債じやなんだからある種の期限をつけたらどうかとかいろいろ

いろな議論が出るでございましょう。しかし一つの御意見としては十分ちょうどいいであります。といつて、そういう意見があつたからといって来年仮に、あなたがやれとおっしゃつたからやりましたと言つて私しれつとしておるような気持ちはございませんけれども、今のところいすれにせよ減債制度のその根幹は維持しなきいという枠内に自分を位置づけておりますが、来年度予算編成に当たつてそれはかなりきついことになるでございましようから十分配慮していかなければならぬ課題だというふうに考えております。

○矢追委員 大藏大臣もこれから将来ある方ですから、本気になつてこれはやつていかないと、確かに財政審の減債制度の根幹というのは私もよく理解しておりますし絞つていかなければならぬことも事実ですけれども、やはり現実というものも直視して、今言つた、では財源ができたからそれを使えて、その辺はやはり歯どめをやりながら、これだけマイナスシーリング、ゼロシーリングで來ているわけですから、私は何らかのことはできるのではないかと思うわけです。ひとつこれは御検討いただきたいと思います。

時間がちょっと超過する点は同僚議員のを削らしていただきますので、次の方におくらしていただきますのは申しわけないと思いますが、次に外國為替資金の特別会計について伺いたいと思います。

六十一年度の一般会計予算の歳入不足を補うため、外為特会の六十年度の決算剰余金のうちから二千六百五十億円を一般会計に繰り入れられておるわけであります。六十年度の外為特会の決算剰余金の見込みはどれぐらいのですか。また、一般会計に繰り入れられた残りの積立金にはどれぐらに入れられたのですか。概数で結構ですから報告してください。

○行天政府委員 お答え申し上げます。

六十年度の決算上の剰余金は二千九百三十億円でございます。このうち御指摘のとおり二千六百五十億円を六十一年度の一般会計の歳入に繰り入

れることとしたわけでござります。残額の約二百八十億円は積立金として積み立てられることになっております。

○矢追委員 この外為特会の利益なし決算剰余金というのはどういう仕組みで出てくるお金なのですか。

○行天政府委員 外為会計の仕組みと申しますのは、御承知のとおり為券を発行いたしまして円貨を調達する、この円貨でもって外貨を調達して外貨準備として保有する。この外貨準備は外貨の形で運用されておるわけでございます。したがいまして、この年間の収支を見てみると、一方では、この円資金調達のためにコストを要するわけでござりますし、一方では、この外貨の運用による歳入が入ってくる、こうことで収支が生まれてくるわけでございます。

○矢追委員 外為特会の利益の計算といいますか仕組みはわかつたわけですが、一般会計や特別会計に予備費が計上されますが、これはいずれも予見しがたい予算の不足に充てる、こういうふうにはっきり書かれておるわけですね。この外為特会の予備費も一般会計の予備費と同じと考えていいのですが、それとも違うのですか。

○行天政府委員 外為会計の収支は先ほど御説明したとおりでござりますが、まさにそのためになれば日本における金利水準が動くということになりますと、これは調達円資金のコストに響いてくる。それからまた、例えば米国の金利が変動するということになりますと、これは外貨運用の収益に響いてくる。それからまた、外國為替が変動いたしますと、これは持っております外貨の資産の評価にすぐ響いてくる、こうことでござります。

そこで、こういった動きはなかなか予見しがたいものがあるわけでございますので、外為会計におきましては、従来からこういう収支の見込みの差額というものを予算上は予備費として計上させておるというところでござります。

○矢追委員 ちょっとと私、頭が悪いのか、勉強不足か、よくわかりませんが、それでは外為特会に計上された予備費というものは使われたことが過去

「予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができます。」こうなつておるわけでござります。例えばこれは仮定の話でございますから、今の御答弁からいきますと、一般会計にあらう予備費とはちよつと性格が異なるのですか。

○行天政府委員 金利とか為替相場というものがまさに予見しがたい動きをする可能性があるわけでござります。例えばこれは仮定の話でございますけれども、ドルの相場が非常に下落をしてそのままに予期せざる歳出の増加とということになるためにドル買の介入をしなければならない、そのため新しく外為証券を発行して円を調達しなければならないということになりますと、この分はまさに予期せざる歳出の増加とということになるわけでござりますので、そういう意味では文字どおり予見しがたい歳出の不足ということを考える予備費として計上させていただいているというふうに御理解いただきたいと思うわけでございます。

それから、確かに外為会計そのものが予見しがたい変動によって動くことは私もわかつておりますが、私が今聞いているのは、予備費といふのは予算の執行に当たつて予見しがたい不測の事態が起るのに備えてお金を積んでおくことと私は理解しているわけですね、財政第二十四条にはそう書いてあるわけですから。私は、これが悪いとかいいとか言っておるのではないで

す。この予見しがたい予算の不足に充てる予備費と損益計算書や貸借対照表という企業的経営の結果から出てくる利益の数字がびた錢一文狂つてない、そういう予算計算上になつておる。本来この二つは別次元のものであつて、こういう数字が一致しておるのはおかしいのではないか、こう思ふわけです。その点を御答弁いただきたいと思いま

す。

○行天政府委員 予備費が使用されました前例といたしましては御指摘のとおりでござりますが、昭和五十四年、五十五年当時ドルが暴落をいたしまして、その買の介入を我が国としてかなり大規模に行つた、そのため外為証券の発行に伴いまして利子、つまり割引料でござりますが、この支払いに充てたという前例がござります。

御質問の点でござりますが、先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、確かに予備費として計上されております金額は収入と支出の差額の見込み額、収支差額の数字を予備費として計上させただいておるわけでござりますから、数字は一緒にござります。

○矢追委員 私が言いたいのは、一つはこの予備

費といふのは一般会計で言われているような、また、ほかのところで言われてるような予備費とは性格が少し違うのではないかということです。これは主計局の問題になるかと思ひますが、予算書の中で「予備費」と書いて、「予見し難い予算の不足に充てるための予備費」、こうはっきり書いてありますけれども、この外為特会についてはこの文章は当たらないのではないか、したがつて、ちょっと書き直す必要があると私は申し上げたいのですが、その点はいかがですか。

それから、結局このお金といふものはだんだん減つてきておるわけです。二千六百五十億円一般会計に繰り入れられておるわけですから、今の円高の状況の中で今後これはどうなっていくのか。去年よりは大分減つておりますね。六十一年度末になると果たして当初考えた以上で出てくるのが、出てこないのか、その点の見通しもこの際お伺いしておきたいと思います。

○行天政府委員 予算計上の方針につきましては主計局の方から答弁をお願いしたいと思います。今後の見通しにつきましては、外為特会の場合、やはり一番大きな影響を及ぼしますのは金利動向でござります。したがつて、今後特に日米の金利がどう動くか、そのことによつて外為証券の発行のためのコストがどうなるか、それから外貨の運用益がどうなるかということでござります。もう一つは、ドルの相場、これが円高になつてしまりますとそれだけ現在外為会計を持つております外貨資産の円の評価額が減つてくるということになりますので、そいつたものを勘案しまして今後の外為会計の損益は影響を受けてくると思われます。

現在のようないずれ安・円高の傾向が続きますと、その意味では評価損といふものがだんだん大きくなるという傾向にあることは否定できないと思ひます。

○保田政府委員 予算書上におきまして予備費の説明として「予見し難い予算の不足に充てるための予備費」と書いてあるわけでござりますけれども、

た、ほかのところで言われてるような予備費とは性格が少し違うのではないかということです。これは主計局の問題になるかと思ひますが、予算書の中で「予備費」と書いて、「予見し難い予算の不足に充てるための予備費」、こうはっきり書いてありますけれども、この外為特会についてはこの文章は当たらないのではないか、したがつて、ちょっと書き直す必要があると私は申し上げたいのですが、その点はいかがですか。

その数字がたまたまこの特別会計の利益の見込み額と一致しているということをございまして、予備費の説明としてはこれを変えるのはいささかどうかな、この点はそういうふうに考へます。けれども、これは私のうがつた見方かもわかりませんが、経験的に歳入歳出予算といふものの黒字計算しなければいけない外為特会を歳入歳支出

額にしているために、本来黒字予算に計上すべき分を予備費という一般には非常にわかりにくい項目に押し込んでいる。これは予算書のつくり方としてはちょっと間違つているのではないか。黒字隠しと言えないこともないのではないか。もうちょっとわかりやすくしてほしい。こういう点も私は指摘しておきたい。

これから、先ほどから言うように、一般会計の予備費とこことの予備費とはちょっと性格が違うのではないか、厳密に言うと、この点はお認めになりますか。

○保田政府委員 まず、黒字隠しではないかといふ御指摘でござりますけれども、いずれにしましてもこの特別会計の收支の見込みといふのは、為替変動あるいは金利の水準等によつて非常に変動するものでありますから、幾ら利益があるだろうと、いう見込みを立てることと自体なかなか難しいわけ

でござりますので、予算書を作成します段階で損もあるといふことでございまして、黒字を隠しておるということではございません。結果として利益が出ますれば積立金に移るところまでござりますが、一方ではまた巨額の欠

費といふのは一般会計で言われているよ

ると思うのですね。

それで、その余ったお金、例えばこのお金を計

算しますと、当初予算が組まれたときは、たしか一ドル二百三十一円で計算されていますね。これ

は間違つたら是正をしてください。この四千五百九十三万ドルが円にしますと百六億円なん

です。それで、仮に百七十円にしますと七十八億円

で、二十八億円の差益が出るのです。これは国庫

の変動とかがござりますから、予見ができるのではなく難しいというのかなということで、財政

法の中の予備費の定義としてはそれを逸脱しては

いない、こう思います。

この問題は毎年議論のあるところでござりますけれども、長い目で見れば、上がるときもあれば下がるときもあって、いろいろな意味で収支大体どんとんになるという性格の会計だという議論もいつもいたすわけござります。時に一般会計へ調達していただいていることもありますが、いわば予見しがたい災害とかというのとは若干違うという印象も私もわからぬわけではございません。予見が非常に難しいと言つることはできるようない気もいたしますが、その点については部内で十分勉強させてもらいます。

○矢追委員 私の言つてることをよくわかつていただけないかと思うのですが、予備費といふのは予見しがたい予算の不足に充てるために出すわけでしょう。これは違うのですよ。使つていない金をそつちへ充てるといふものではないであります。一般会計の予備費とは違うわけですから、それは重ねて言つておきます。

最後に、これはきのうは質問通じしなかつたの

ですが、きょうやらせていただいたことで、参議院の三月十四日の予算委員会で同僚議員の高桑委員が、例えば経済援助の場合など、特にUNFP Aに対するドル建ての四千五百九十三万ドル、これが円高になつた場合どうなるのかと聞いたことに対しても、大蔵大臣は「勉強さしていただきます」という答弁になつておるのですが、これは

の特別会計ないし一般会計の予備費と同様の歳出権をそれだけ付与しておるということでおざいます。

それから、予備費でござりますから、当然ほ

かの外務省予算でいろいろ問題がこれから出で

ます。

○矢追委員 最後に、この問題、今のUNFP Aは例として挙げたのであって、こういう問題が意向を体して対応していくべきやならぬ課題だと

いうふうに思つておるところでござります。

○矢追委員 最後に、この問題、今のUNFP A

は例として挙げたのであって、こういふ問題が

いつもあると思うのですよ。これは結局、本

当に私もよくわからないのですけれども、非常に

難しい問題だと思います。出で方が余つたからそ

れを出せ。今度逆に足りなくなる場合があります。

逆の場合、円安になつてドル高になつた場合、

足らなかつたらどうするのか。何か建物を一つつくると言つたのがつくれなくなる、あるいは一つつくると言つたのが二つつくれることになる、いろいろな両方のケースも考えなきやなりません。で慎重にしなきやいかぬのですけれども、ただ、どういう仕組みでどうしていくのかといふ、ルールといいますか、大体そういうようなものもひとつ含めて御検討いただきたいと思います。これは要望にして終わります。

○中西(警)委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 御承知のようにサミットが終わるままで、いさきか当初は、サミットでうまくいくうちに円高が是正されるんじやないかというような論調もあつたわけでござりますけれども、最終的にはどうも思つたとおりではなかつた。

そこで、私、実は質問の中には入れていなかつたのでござりますけれども、これは当然今までいろいろ論議されたと思ひますので、ぶつけ本番でござりますけれども、今度のサミットの結果を当局としてはどう評価されているか。これは特に質問に出してなかつたのでちよつと申しけなないのでござりますけれども、恐らく多くの方々が聞かれたことと想ひますし、私自身も直接お聞きしたいということあります。

○竹下国務大臣 サミットにおいての為替相場ということだけを一つ最初申し上げてみますと、プラザ合意、プラザ合意というものは九月二十二日のG5のことです。これが、アーリカのドル高が急速に是正されてきたという認識は一緒で、そしてドル高はもう十分に行われたのではないかといふのが複数あります。また、もう少し様子を見た方がいいのじやないかと、いうのが複数あつたということです。したがつて、いわゆる為替相場についての評価につきましては、我々がきちんと一緒になつた正確な評価はなかつた。

ただ、もう一つ言えますのは、為替相場の評価をしますときには、中央銀行が一緒におりませんと実際評価できませんよね。ところが、サミット

というのは中央銀行さんはいらっしゃらないわけですから、したがつてサミットの場は本当に為替相場そのものを議論する場ではないという一つの相場そのものを議論する場ではないといつたままであります。

それから総体的な問題といたしましては、七年ぶりで開催された東京サミットで総体的に各國の議論が存在しておるわけでございます。

それといたしまして、とにかく去年よりはどの国が別といたしまして、とにかく去年よりはどの国成長率もあるいはインフレ率もいのではないか、ただ、石油の下落というのも大部分の国にはプラスだが、そうでない産油国の開発途上国とかいうような点には非常なデメリットになつておるが、総体的に見た場合に先進国がインフレのない持続的成長をしておるというの評価できるではなかろうかと、いうようなのが総評に当たるのかな、こういう感じがいたしております。

ただ、通貨問題につきましては、もともとそれだけを取り上げて議論する場所ではない、中央銀行さんがいらっしゃいませんから。ではあるが、やはりこれからは何としてもいわゆる政策協調、それをするための各國の相互監視、サーベーランスが必要だ、それにはこれから五カ国、七カ国、時には十カ国やります。こういうようなのが一つの結論であったのかな、こういうように考えております。

ただ、いわゆる介入至上主義者じゃなく、どちらかといえばマーケット至上主義者の議論が中心的であった。ただ、みんなが介入の経験を持つておりますけれども、実際に各国によって違います。が、ドイツみたいに全く介入金利は中央銀行だというところになりますと一応発言の限界というのが初めてから出でてくるという状態にはございましたが、とにかく首脳の合意は、大蔵大臣どもが五カ国あるいは七カ国集まって、きちんととした相互監視をいろいろな指標に基づいてやつてそれで政策調整をとりなさい、それが一番だ、こういうようなことでありました。非常に抽象的なお話をなりますが、あるいは行天局長からもお答えすることになろうかと思います。

○行天政府委員 委員御承知のとおり、為替相場が非常に大きい声になつておりますが、これら円相場の高騰をどうやって防いでいくかと考へてゐるのか。これは相場でござりますからなかなかそう思いどおりにいくわけじやないという面は

ありますけれども、いずれにいたしましても、このままであつた大変だ、ましてや百五十円台なんていつたらまさに産業全体がぐらついたやうといふ声が非常に強いので、この円相場の高騰を防止するためにはどういうことを考えていらつしやるかということをお聞きしたいと思います。

○竹下国務大臣 まず私からサミットの中ににおける議論についてだけ申し上げますと、もうとにかくこの為替相場の動きはかなり急速、急速に過ぎるというのが私どもの見解でござります。この為替相場の安定が重要であつて、結局それをやるにはやはり各國の政策協調が何にも増して重要なじやないか。したがつて、合意された政策協調の推進のためとにかくサバーランスを、今までのよう五カ国がそこそそ集まるというようなことでなく、きちんと七カ国とか五カ国とか、時には十カ国と一緒に考慮の上に置いてやりなさい。だから、基本的には各國の政策協調ということに尽きなく、きちんと七カ国とか五カ国とか、時には十カ国も一緒に考慮の上に置いてやりなさい。だから、相場の動きが急に過ぎ、乱高下と判断される場合には、適時適切な介入をするということももちろん再確認をいたしております。

ただ、いわゆる介入至上主義者じゃなく、どちらかといえばマーケット至上主義者の議論が中心的であった。ただ、みんなが介入の経験を持つておりますけれども、実際には各國によって違います。が、ドイツみたいに全く介入金利は中央銀行だというところになりますと一応発言の限界といふのが、最初から出でてくるという状態にはございましたが、とにかく首脳の合意は、大蔵大臣どもが五カ国あるいは七カ国集まって、きちんととした相互監視をいろいろな指標に基づいてやつてそれで政策調整をとりなさい、それが一番だ、こういうようなことでありました。非常に抽象的なお話をなりますが、あるいは行天局長からもお答えすることになろうかと思います。

○行天政府委員 委員御承知のとおり、為替相場は非常に多くの要因によつて動いておりますけれども、やはりある程度期間を置いてみると、基

本的には、その通貨のそれぞれの国的基本的な経済条件を反映して動いておるということは言えるのであります。問題は、今大臣からもお話をございましたように、そいつたマーケットの動きというものが基本的な経済条件を反映しないようなおかしなものになつたときにつづするか。

あるいは、毎日毎日の相場の動きが非常に乱高下というような状態になつてしまつたときにつづするか。こういうことになるだらうと思います。

前者の問題につきましては、まさに昨年の九月にいわゆるG5におきまして、当時の為替相場の関係というのはどうも基礎的な経済条件を反映しないといふことになることになります。それからまた、あいつ共同行動がとられた。こういう一つの卑近なケースがござりますし、あの場合はそれが非常に成功したわけでござります。それからまた、日々の乱高下につきましては、現在でもそうでござりますけれども、それぞれの通貨当局が適時適切に、この乱高下をならすために市場介入ということも含めました対策をとつておるということでおろうかと思います。

○行天政府委員 今大臣あるいは行天君がおつしやつたように、確かに相場というのはそれぞれの基礎条件の反映である、その意味で政策をよく監視し合うといふのは一つの前進であるのでござりますけれども、ただ現在の例えれば百六十円台の相場が本当に日本の経済力の反映であるのかといふのは、なかなか難しい要素でござります。でござりますけれども、日々の乱高下はあるいは今の政策が初めから出でてくるという状態にはございましたが、とにかく首脳の合意は、大蔵大臣どもが五カ国あるいは七カ国集まって、きちんととした相互監視をいろいろな指標に基づいてやつてそれで政策調整をとりなさい、それが一番だ、こういうようなことでありました。非常に抽象的なお話をなりますが、あるいは行天局長からもお答えすることになろうかと思います。

○行天政府委員 委員御承知のとおり、為替相場は非常に大きな声になつておりますが、これか

い話でござります。日本の場合に、例えば百六十円台で定着するとしますと、一方において非常に苦しい、どんどん倒れていく産業も出てくる、非常に輸出力の強いものは残っていくかも知れませんが、非常に大きな経済調整というかそれを強いられることになるのでございまして、單にお互いの政策を見ていくというだけでは済まない話になつてくるような気がします。

それと関連しまして、むしろ企画庁の人にお聞きたいと思うのですけれども、こういう現在の円の相場を考えたときに成長率はどう予測されるのか、それから一体どんな産業がちゃんと生き残つていけるのか。お互いの政策調整というと非常に聞こえはいいのですけれども、それぞれの国がそれぞれの経済構造を持ってるんです。日本の場合は非常に輸出力の強大な産業もあれば非常に弱いところもある。そのアンバランスを一挙に変えさせられるとなつたら大問題になるわけでござります。円高の現在の状況が持続するとなれば一体成長率をどう見るのかあるいは産業別に一体どの辺が耐えられるのか、この点なかなか答えづらい話かもしれません、非常に難しい問題かもしれないけれども、お聞きしたいと思います。

○大塚説明員 まず成長率の見通しにつきまして御説明申し上げます。

昨年末に政府見通しをつくりました時点から見ましても円高が一層進みました。それからまた、原油価格につきましても値下がりをしているというような状況の変化がござります。円高につきましては、從来から申し上げておるのでですが、ます貿易数量効果というところで、輸出数量が減少し輸入数量が増加するという形で、実質GNPを減少させる効果が一方においてござります。しかし、他方におきましては交易条件改善効果ということでおきましては海外からのいわば所得の移転効果がござります。それによりまして、具体的には物価の安定といふことを通じて実質所得が増大いたしまして、消費がよい影響を受ける。それから、物価の安定ということでござりますので、政府部門の実質の

寄与度も高まる。こういうよろなことでございまして、原油価格の低下につきましては、これは一方的に所得移転というプラス効果が働いてくる。こういうよろなことでござります。したがいまして、内外需というふうに分けて見た場合には、寄与度でございますが、内需がふえ外需が減るという形で働くわけでござります。しかしながら、この両方を考えた場合には、私どもいたしましては、現在持っております六十一年度の政府の経済見通し、実質成長率四%という基本線は崩す必要はないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

ただ、円高でありますとか原油価格低下の交易条件改善効果が出てまいりますのは、具体的には物価の低下ということを通じて出てくるわけでございますから、若干のラグを伴うわけでござります。私どもは、これが六十一年度の後半から本格的に出てくるのではないか、それまでは数量効果が強く働いてくるのではないかというふうに考えておるわけでござります。そういうよろなこともありまして、現在急速な円高の進展を背景にいたしまして企業の景況感にも影響が出てるというよろなことでござります。そこで、去る四月八日には総合経済対策ということで、内需を中心とした持続的な経済の拡大を図るために、公共事業の前倒しでありますとか、円高や原油価格値下がりの差益還元というよろな措置をとったわけでござります。

○中西(啓)委員長代理退席、上田(卓)委員

長代理着席

このを忠実に実行することによって、当面のマイナスの効果をいわばカバーしようということでござります。また、御承知のとおり、年初来三度にわたりまして公定歩合を引き下げるわけでございますが、この効果もこれから出てくるであろう、こういうふうに考えておられます。そういうことで、私どもいたしましては現在のところ、

当初見通しの線で六十一年度は経済が拡大を続け

るのではないかというふうに考えておる次第でござ

ります。

なお、産業に与えます影響につきましては、私どもの方の産業経済課長から答弁申し上げます。

○黒川説明員 産業にどういう影響があるかといふことでござりますけれども、一般的には円高は産業に対して輸出数量の減少などの効果があり、他方で輸入価格の低下を通じて企業収益の改善ということがありまして、輸入産業と輸入産業と若干違つますが、それで、特に今回の場合は原油の下落ということもあります。輸入産業には非常に有利に働いたものがあると思われます。

それで、円高の各産業に与える影響としましては、製品の競争力だけでなく、やはり相手国の需要動向、世界の経済動向になりますけれども、それから原材料の輸入依存度等で影響の度合いが非常に違つております。なまなか一概には言えませんが、一般的には原材料の輸入依存度の高い業種についてはプラスが見込まれる、しかし輸出依存度の高い業種ではマイナスの効果があるということでござります。

ちなみにことしの二月の日銀の短期観測でござりますけれども、十一月調査との二月調査を見ますと、経常利益で見ますとかなりマイナスが大きくなつております。特にこれは電機とか自動車とか精密機械といったいわゆる輸出産業が収益のところでは非常に大きなダメージを受けておると、いうようなことがあります。そういうことで、輸出関連産業では輸出採算の悪化ということでございまして、企業として輸出価格の引き上げあるいは経営の合理化あるいは多角化といった努力を払つておるわけでございまして、政府としては先ほど言いましたよろいろいろいろな対策を打つております。そして、こういう対策を通じまして企業経営の安定にも資するのではないかというふうに考えております。

○安倍(基)委員 私が役人をしていたころに、

丈夫とおっしゃるけれども、そつ簡単なものじや

でやつていただけるかという試算をした覚えがあるわけでござりますが、今輸入産業はうまくいくし、輸出産業は損をする、それは一般論はもちろん当たり前の話ですけれども、例えば自動車とか電機とか、それぞれ採算ラインと云ふか、この辺まで頑張れるというのがある程度あるはずでございまして、本当に百五十円台、百六十円台となるとみんな壊滅的な状況になると私は思うのです。その辺は大体企画庁として、それは難しい話かもしれない、通商かもしけませんけれども、もうちょっと、自動車だつたらこの辺だ、電機だつたらこの辺だというような一つのめどはあるのでしょうか。

○黒川説明員 何分にも今回の円高は非常に急激でございまして、我々の一応調べたところでは、

電機も自動車なんかも三月時点ぐらいでは大体二百円ぐらいということがあります。非常に製品の競争力のあるものにつきましてはもう少し強目

のもあります。これは調査する時点によつて随分違つております。今のよろな状況ですと同

じ会社の中でも部門ごとにいろいろ設定が違つとあります。そして、そういう状況でござります。

○安倍(基)委員 これは要するに、ちょっと何か

で言つておいたね、苦しい苦しいと言つておる

ところはまだまだいいのであって、本当に苦しくな

る声が出なくなつちやう。今まさに声が出なくなつておる状況になりつつある。でござりますか

ら、日本の経済力を反映するという本当の相場であるのかどうか。

○大臣御存じと思ひますけれども、私も去年の大

蔵委員会で、今にドルが下がつたらどうするとい

う話をしたと思います。そのときにそれと関連し

て、市場開放を余りし過ぎてもいかぬぞ、もう一

つは海外に資金がどつと出でいったときに大損す

るかもしれないよ、そういう二つを指摘したと思

います。ただ、私自身としても百五、六十円台にな

るとは思つてないなかつた。いわば日本の体力がど

のくらいかという議論になるわけでござります。

○安倍(基)委員 さつき企画庁の方は四%は大

丈夫とおっしゃるけれども、そつ簡単なものじや

ないなあ、恐らく四%は無理だと私は思いますし、本気になつて四%達成と思つていらっしゃるのかどうか。まことに私は疑問なんでござりますが、こういった状況で、これは本当に非常事態という気がいたします。

さつき財政は前倒しをしますとか言つていましだけれども、前倒しといつても、もとは決まつてゐるわけですから、前倒しというのはまさに小手先の解決にしかならない。その点からいいますと、国債でもどんどん出して思い切つて内需拡大をするのが、私は以前から、税制体系が貯蓄奨励税制で投資あるいは消費促進じやない、税制そのものを変えなければいかぬということを言つておりますけれども、ことしの分は決まつちやつたわけですけれども、これから次の年度にかけて公債発行をどうしていくのか。大臣、今は財政法でございまますから、これは財政再建と矛盾する話かもしれませんけれども、私がここで一つのあれとして出したのは、内需拡大のためにこれからどうしていくんだ、それが最終的に財政再建計画とどう絡まつていくんだということが非常に大切な問題になつてくると思うのでござります。第一に、内需拡大のための施策をどうするか。我が国の経済を外需依存から内需依存に切りかえるべきだということを私も思つておりましたし、党も言つておりました。それについてはこれから、特に次の年度の予算を考えるときにはどういう方向で考えていらっしゃるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○竹下國務大臣 四月八日でござりますか、いわゆる経済対策の大筋が決められて、それできょう補助金の法律が参議院を通過いたしましたから、あさつてくらいにはその前倒し執行のことを決め、その後すぐ連絡会議を開いて、それで各省別の比率もちやんと決めて、それも努力目標といふよりも達成可能目標としてやつていいこうというのが一番当面の問題としてあります。それから金利の低下の問題が恐らくこの五月十九日で全部出そろとしますと、これが一つの支えになるであ

るうというふうに考えられます。それから、先ほどお答えの中にもあつておきましたよな、これは主として原油価格の下落に伴う要素の方が円高よりもはるかに大きいわけですが、電気、ガス等のいわば消費者還元、こういうようなものが出でてくるであろう。そうして後半に至れば、まさに消費者物価そのものに可能な限り運動することによって、いわば金の価値は上がつてきておるわけですから、そういうものが激しくなるのが、いろいろ言われていくであろうというようなのが、いろいろ言われておる内需振興対策の問題点であるということです。したがつて、下期どうするかという議論が当然出ますが、まだ法律が通つたばかりで、補正予算を出しますという議論ができるわけのものではございませんけれども、財政の弾力的対応というものが大筋としては必要であるということは私も承知いたしております。

それで、ちょうどこの間のOECDなんかを見ますと、やはり四・一五ぐらいを内需で見て、ただ外需でマイナス一ぐらいを見て、OECDがたしか三・一五というような数字を出しております。我が方は四・一が内需で、外需で〇・二足引張つて、したがつて四・〇、こういうことを言っておりますが、そういう国際機関の見方というのも大体内需をその辺まで見ておるなという感じは、私も数字を見ながら意を強くしておるということです。

さて、来年度予算に対してこれからどう対応していくかという問題になりますと、いきなり建設公債を増発することによって景気刺激をしますと仮に言えども、言つてみれば公債依存度を減らすといふ約束はもうある程度短期間でも放棄しなければならぬというようなことにもなりますので、勢い慎重にならざるを得ない。

それから、百六十円がどうとか百五十円がどうとか、いろいろなことかございますが、これは企業秘密に属する問題も確かに私はあるうだと思っております。が、私どもが現地へ行つてみて本当に感じたのは、この間も岐阜の多治見に行つたら、

これはNICSカントリーオーの方へ移行しただけで、アメリカとの経済摩擦の問題ではありませんけれども、完全な打撃を受けておるというのとは、それはとてもじやないが転職業とかいろいろな指導をしていかなければならぬ問題もあるでございましょうし、そういうことをも踏まえながら、まずは今後の推移を見ていく。

ただ、私も気になつておりますのは、八月、概算要求の基準を決めなければいかぬ。そのころにいわゆる今年度がどういうふうに見通せるようになります。したがつて、下期どうするかといふことは私も承知いたしております。

それで、ちょうどこの間のOECDなんかを見ますと、やはり四・一五ぐらいを内需で見て、ただ外需でマイナス一ぐらいを見て、OECDがたしか三・一五というような数字を出しております。我が方は四・一が内需で、外需で〇・二足引張つて、したがつて四・〇、こういうことを言っておりますが、そういう国際機関の見方というのも大体内需をその辺まで見ておるなという感じは、私も数字を見ながら意を強くしておるということです。

さて、来年度予算に対してこれからどう対応していくかという問題になりますと、いきなり建設公債を増発することによって景気刺激をしますと仮に言えども、言つてみれば公債依存度を減らすといふ約束はもうある程度短期間でも放棄しなければならぬというようなことにもなりますので、勢い慎重にならざるを得ない。

それから、百六十円がどうとか百五十円がどうとか、いろいろなことかございますが、これは企業秘密に属する問題も確かに私はあるうだと思っております。が、私どもが現地へ行つてみて本当に感じたのは、この間も岐阜の多治見に行つたら、

これはNICSカントリーオーの方へ移行しただけで、アメリカとの経済摩擦の問題ではありませんけれども、完全な打撃を受けておるというのとは、それはとてもじやないが転職業とかいろいろな指導をしていかなければならぬ問題もあるでございましょうし、そういうことをも踏まえながら、まずいつた不況業種あるいは輸出産業、とにかくろくに消費者物価そのものに可能な限り運動するこ

とによって、いわば金の価値は上がつてきておるわけですから、そういうものが激しくなればなるべくあります。が、私どもが現地へ行つてみて本当に感じたのは、この間も岐阜の多治見に行つたら、

これはNICSカントリーオーの方へ移行しただけで、アメリカとの経済摩擦の問題ではありませんけれども、完全な打撃を受けておるというのとは、それはとてもじやないが転職業とかいろいろな指導をしていかなければならぬ問題もあるでございましょうし、そういうことをも踏まえながら、まずいつた不況業種あるいは輸出産業、とにかくろくに消費者物価そのものに可能な限り運動するこ

とによって、いわば金の価値は上がつてきておるわけですから、そういうものが激しくなればなるべくあります。が、私どもが現地へ行つてみて本当に感じたのは、この間も岐阜の多治見に行つたら、

これはNICSカントリーオーの方へ移行しただけで、アメリカとの経済摩擦の問題ではありませんけれども、完全な打撃を受けておるというのとは、それはとてもじやないが転職業とかいろいろな指導をしていかなければならぬ問題もあるでございましょうし、そういうことをも踏まえながら、まずいつた不況業種あるいは輸出産業、とにかくろくに消費者物価そのものに可能な限り運動するこ

とによって、いわば金の価値は上がつてきておるわけですから、そういうものが激しくなればなるべくあります。が、私どもが現地へ行つてみて本当に感じたのは、この間も岐阜の多治見に行つたら、

ただいまいろいろ御答弁申し上げましたような内需拡大というような点等に配意しているわけですが、ますけれども、特に円高の影響というのを厳しく受けた環境に中小企業あるいは不況業種といつたようなところがあるわけでございまして、こういった業種あるいは産業に対しまして積極的な対応を図つていかなくちゃいけないということは考えておるところでございます。

して、急激な円高の進展等により影響を受けております。中小企業に対しまして金融面の諸措置を講じておりますし、いわゆる企業転換資金につきまして五%の金利、経営調整資金につきまして三%の金利を設定するといったようなこと、あるいは小企業等経営改善資金制度の貸付金利、いわゆるマル経金利でございますが、これを六・三%に引き下げるというようなことを通じまして、金融的な面での負担の軽減ということを措置したところでございますが、そのほかにも、いわゆる下請等中小企業対策であるとか、あるいは地域の中小企業対策であるとか、いろいろときめ細かな対策を講じているところでございます。大蔵省といたしましても、こういった政府の基本方針が円滑に実施できるようについて努力してまいりたいというふうに考えております。

○安倍(基)委員 いろいろ年末からとられていく政策についてはいろいろ言われてるのでございまますけれども、金利水準そのものもどんどん下がってきているわけでござりますから、特にそそういった手当てがどの程度プラスになるかという問題もございます。それから、もうこれだけ下がってきますと、これだけ為替相場が変わつてきますと、ちょっとやそっとの金利を安くしたという話題もございます。それから、もうこれだけ下がつてもいからくちやいかぬ。それも、もつまさにただ同様みたいな形、一般金利が下がつてくるわけですから、それよりまた低くするというのはますます

あれでござりますから、そうなつてくると、これは最終的に財政で面倒を見ていく話になるのか、あるいは金融だけで話が済むのか、これは私の一つの質問になるわけでござりますけれども、円高デフレで財政再建計画はどうなるんだ。
つまり、収入の方も減つてくる、あるいは内需のために公債を出すという議論も出てくる。また、今の転業資金とか、それそれの産業を救うために単に金融面だけで済むのかどうか。これは非常に、当初話が出来ましたけれども、体质改善、改善というべきなのかどうかなど、いろいろな問題なのでございまして、日本のように輸出で相当もつてきていい産業構造というものは、ちょっとやそっとで改善というか、体质変化と申しますか、それに耐えられるかという問題がございまして、そういうふたつこれからあるべき経済体质を踏まえたときに財政再建計画がどうなるんだろうということで、非常に難しい問題でござりますけれども、これからどう対応していくかとお考えであるかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○竹下国務大臣 確かに、今の財政改革というにしきの御旗のもとで、財政が出動するところの選択の幅というのは大変に狭いものであるということは事実であります。

中小企業対策にしましても、転廻業、それについて5%の金利ということを設定したわけでございますが、それはそれなりに機能すると思いますけれども、さてそれじやどのような形の業種に転換できるか、いわば同じ業種であっても努力によって内需向けに転換していく可能性を持つておる業種も存在しますが、全く可能性のない業種も存在しております。したがつて、よく考えられるのは、そうなれば第三次産業に雇用が吸収され、いく自然の状態を刺激しながら、いわば設備廻業みたいなことをやつたらどうだ、こういう議論をなさる人も率直に言つてござります。ただ、機械工連の問題なんかござりますために、ちょっと環境は余りよくないなどいう感じが私にないわけでもございませんけれども、そういうことを建言な

さる方もござります。したがつて、狭い財政出動の範囲内において、金融というのはある程度緩んでおりますから、これは割合幅があるということは言えると思います。ただ、その場合の金利ということになると、三・五%まで公定歩合が下がつてゐるわけですから、さらに引き下げられた場合に、いわば普通預金に逆金利が到来して預け資を出さなければならぬような時代になるんじやないかと言う人もあるくらいでございますが、その問題は別として、財政よりはまだ彈力的な対応としての金融の選択の幅というものは若干は広いんじやないかということは言えるわけでござります。

だから、確かに最終的には第三次産業等が吸収して、日本の場合今日までそうしてきただけでござりますけれども、自然の流れの中である意味における国際分業でございますとか、それこそ構造調整をしなければならぬと思いますが、それをソートランディングさせながらやらなければいけぬ、今おつしやつたとおりですよ。アメリカの場合は、倒産すればおまえは能力がなかつたから倒産したんだ、あるいはおまえは銀行の選択眼が間違つていたからその銀行がだめになつたんだとか、いわゆるすべて自己責任主義。我が國の場合は昔からそういう点についての政治に対する期待感も大きいし、それが急速にあの敗戦の魔虚の中から今日立ち上がつた、国民党と政府がある意味において一体になつておつたかもしかぬというようなことを考えますと、何もかも自由放任主義でいいわけにいかぬ。そのソートランディングをさせながら、中長期に構造調整ができて、しかも今のホットな問題に対しての対応策というのには、狭い範囲ながら、利子補給にいたしましたところで、補給金にしましたところでこれは財政の出動でござりますから今の状態からいえば後世代の納税者にソケを回すことに結果としてはなるかもしませんけれども、狭い狭い範囲でそういう対応策をやつていかなければならぬ。そして今の場合は、やはり円高等におけるメリットというものを可能

な限り早く招来するような指導といふものは、政府が決められる価格なら値下げすることができますが、自然のマーケット主義の中で還元されにくであらうものの環境をできるだけ早く整えるとか指導とか、そんなことをしていかなければならぬではなかろうかなどいうふうに考えて、毎日毎日苦心をしておるというのが現状でござります。○安倍(基)委員　円高メリットというのは難しいのでございまして、経済原則に任せておいてちゃんとその分が出てくるのか。例えばいろいろな価格にしても、輸入の分安くなつたからおまえ安くしろというのが、どの辺までが経済原則で行けるのかです。では何円下げるのかという話になつて、これは非常に難しい問題。だから、半ば政治と経済とが結びついてしまつたような格好になるので、自然に任しておけばいつまでも下げるわけではございませんし、そうすると、ではどのくらい下げろと言うと、これはまた本当の採算ベースがどうなるんだ、この辺は非常に難しい話でございまして、自然に円高メリットが生じるというのがなかなか自然に生じてこない可能性がござります。逆に、じゃ無理に政治でやつたら、また経済とは無関係になつちやう。非常に難しいので、私は、円高メリットがそう簡単にすぐ出てくるという話がそう簡単なものじやないよという気がいたします。中曾根さんが円高メリットとしょっちゅうおっしゃいますけれども、どうもそう言つちや悪いけれども、中曾根さんは余り経済を御存じない。それが今度みたいな結果になつたわけでございませけれどもね。

そんなところで、これは本当に日本としてどうするんだろう、本当に心配せざるを得ない状況でござります。特にアメリカなんかの場合には、何とかかんとか言つてもほとんどのものは国内でやつているわけです。海外への依存度というの是非常に少ない。だから、為替相場が変わつても、ちょっと農家が困るとかある種の業者が困るとか、今度の木材なんかだつて、私はよく言つたのですけれども、まさにローカルの問題だった。そ

これが日本にとつては、何かもうアメリカの全体の
要求みたいなことになつてしまつてゐる。

いわば非常に自己完結的な経済なので、為替相場で影響される部門というのはごく少数なわけですね。日本の場合にはそれが全く、為替相場の影響をこうむるもののがほとんどどの業種でございまして、といって内需中心型ということにしても、基本的にはアメリカなどの内需中心にはなり得ないのでしょうね、貿易立国でございますから。

の変動、それによって経済構造をえていくこと。うことへの負担の一番大きな国、それは歐州もございましょうけれども、アメリカにとつてはけがみたいな、傷みたいなものだけれども、日本にとつてはこの為替変動というのはまさに致命的。この辺が、そう言つちやあれですけれども、私は何も今度のサミットで政策協定というか、介入したからといつてすぐ円高がとまると思いませんけれどもね、基本的な要素が変わらない限り。

日本の基本的な体質がええ得るものかどうかといふことに非常に問題がある。アメリカほど自己完結的な経済になり得ない。となると、これから一番相場で苦労する国なわけでござりますから、

これはちょっと質問に入っていないのですけれども、ある種のターゲットゾーンみたいなものを設けて、これ以上のものについては基本的な政策調整とは別に、固定相場制を言う人もいますけれども、なかなか固定相場制と簡単にいかないが、少なくとも固定相場制と変動相場制とミックスしたような形ぐらいは考えられないか。これは当然の質問で、行天君、あらかじめ質問通告しなくとも答えられると思いますので、ちょっとお伺いした

○行天政府委員 御指摘のとおり、変動相場制が持つておりますメリット、デメリットにつきまして最近国際的に非常に議論が活発になつておるわけでございます。その際デメリットといたしましては、まさに変動相場制のもとで相場が乱高下し

持っていると思われたメリットの部分が発揮されていはないではないか。それはまさしく従来の貿易関連取引というものが国際的な資金の流れの中心であった時代がすっかり変わってしまっておつて、経常と関係のないような資金の流れの比重が非常に大きくなっているという背景があるわけでござります。

〔上田（卓）委員長代理退席、中西（啓）委員
長代理着席〕

こういった変動相場制の持つデメリットをどうし
たらいいかということだが、まさしく一昨年来国際
的にいろいろな場で議論をされてきておるわけで
ございます。

率直に申しましてたましいの力の意見といふのは、いろいろと変動相場制についてのデメリットがあることは認めるけれども、それを制度のかなり大幅な変更ということで対処した方がいいのか、あるいはそれは非常に現実性がないから、変動相場制というものの一つの基本的な姿というのは続けていって、しかしその中で各国がいろいろ

と手たてを尽くして、実際の相場の動きなり通貨間の相場の全般的な関係というものを安定しようじゃないか、そちらの方に現在では大多数の意見があるようになります。今度のサミットで各国が合意をいたしました政策協調なりそのためのサーべーランスというものもまさしくそういう変動相場制の持つデメリットを少なくするということを目的の一つにした考え方であると思ひますので、

○安倍(基)委員 時間もあれでござりますから、せつかく同僚議員が少し解散について聞けというわけでござります。

私たちもいたしましては、こういった国際的な協力の中できれだけ日本の役割も大きくなつておるわけでございますので、日本としても積極的にそういうたつ努力に対応していく必要があろうかといふふうに考えております。これが私ども現在考えております通貨制度についての対応の基本的な考え方方ということになるのではないかと思っておるわけでござります。

これだけ円高が激しくなってきた。実際この数ヶ月のうちに、割合でいっても切りつづけて

が月のうちに倒産というのも最初のうちにはしばらく我慢できるけれども、ばたばたと倒産が起ころうとする可能性もあります。私が地方の財務局長をしていたころにいわゆる中小造船が次々と倒れてしまつた。これも最初のうち是我慢していましたけれども、そのうちに一挙にがたつとなつてしまふ

またた。しかも、これからこういった状況をもとにしてどうしていくのだというときに今度の解散

論議というものが、みんなが走つてしまつてゐるから仕方がないよと、こういうようによつて最初のうちはだんだんあぶり出しておいて、それで駆けていつてしまつた。駆けていつてしまつたからもう帰れ

ない」といふのは非常にしきらめ
私はこの前、たしか大蔵大臣もおられたときだ
と思ひますけれども、中曾根さんに、一度ダブル
ねらいをすると、これは今まで例がないのだ、か

つてのダブルは不信任案通過によつて総辞職か解散かだ、ところが、今回考へているのはみずからねらつてダブルをやるといふような状況になる。そうなるとこれが一つの慣例になる可能性もある、まさに大義名分を無理につくっていく、憲政の常道に反すると、中曾根さんに私は聞きしたの

を覚えていたりもすると思いますが、いかにいろいろなことをやつても憲政を乱したという汚名というものは、はすと残るだろう。中曾根さんが幾らいろいろなことを言うても自分自身の墓穴を掘るといふか、サミットの失敗、成功か失敗かと云うものは

ありますけれども、サミットがちょっとと思ひどおりにいかなかつたというのとは全く次元の異なる話である。しかも、現在非常に円高産業構造がどうなるかというような時期に、まさに自分の発言権を保持するという目的のために——よく新聞、雑誌などで今のままで解散しなかつたら死に体になる。死に体になるならないというのは全く個人の問題でございまして、こんなことを新聞あたりが本気で書くことそのものがおかしな話で、まさに私利私欲としか言いようがない。こういうとき

に、我々は良識を持って行動するのか議会人であり、単に自分の長老的な発言権を維持しようとか、あるいは、つらつらとアーリーの手帳の一

いうようなあるいはタブーでやると腰が痛いとか、勝つか負けるかはわかりませんけれども、そういう発想で物事を考えるというのはまことにけしからぬ。私は別に野党だから言つてはいるわけではないので、これはむしろ自民党内の良識に私は期待する。

そういうことでございまして、円高のこういういつた時期に、しかも国家国民がみんな非常に苦しん

でるという時期に、財界なんかは金を一回出すだけだからそれでダブルはいいなんてつまらぬことを言う。まさに商人根性もいいところで、そんなのに行きなさいよ。左派が左派で右派が右派で、そりゃあうつってこや。ムネミ直二曰く

め、それであつてはならない。私に率直に申しま
して、今回のダブルねらいというものはまさに議
会人として許すべからざることだと思うのです
よ。

この点、私はこの前いろいろ議論いたしました。憲法七条に本当に根拠があるのか。吉田さんが突然解散をやつた。私はある意味から言うと、歴史のスパンで見たら吉田さんの一つの大好きな失政であつた。結局、常駐戦場というのはいかにも格好はいいけれども、しおちゅう選挙区のことにお金を使い、立法府そのものが行政府に対して非常に隸属と言つては変だけれども弱くなつてきておる。そういつた意味で、もし中曾根さんが今度ダブルねらいをやつたらまさに汚名を残すと私は思ひます。

だから、その意味で、その辺に一番影響力のある竹下大蔵大臣がこのダブルねらいをどうお考えるのか。総理の専権でござりますと言ひますけれども、議会人として果たして総理の専権であるかどうかということともいさぎか憲法上疑問はあるのです。吉田内閣がああやつた後、最高裁が司法判断を逃げたわけですから、完全にオーソライズされた意見じゃないのです。私は法務委員会で法制局長官とも大分やり合いましたけれども、国際的な目から見たら、國家構造論的に言つても首

相の解散権がいかにも大統領が持っているようなら解説権じゃないのですね。そういうことを考えますと、今度の聖なる権利とおっしゃるのは問題である。また、もし聖なる権利であれば、それだけにもつともっと良識を持つて行使しなければならない権利なわけでござります。私は前回も話したのでござりますけれども、どれが勝つ敗つたないじやなくて、本当にダブルねらいというのはよくないんだ。しかも、状況はこうだ。サミットで大勢警官が警備する。実際、一種の広告宣伝みたいなものですね。そういったので全部広告宣伝していく。それで解散するというのは非常に邪道である。人気を高めておいて、今回のサミットが人気を高めたかどうかわかりませんけれども、今こそ、もつと良識に立ち返った議会人としての立場から竹下大蔵大臣が、中曾根さん、あなた、自分のためにやつてはいけませんよという御忠告をしてしかるべきだと私は思うのです。首相の専権でござりますから私は答えられませんとおっしゃるかも知れないけれども、それが専権かどうかも問題があるし、もしそつと思うなら思うで、それだけそばにいる人が良識ある行使をさせるべきだと思いまして、いかがでござりますか。

は選挙の数ができるだけ少ない方がいいと思つております。衆參のダブル選挙という問題でなく、一般論として選挙は統一した方がいい。三千三百二十五市町村がござりますから、選挙の数は六千六百五十。それを四年で割り、三百六十五で割れば、一日に四・五カ町村やる。そして、日曜日になるとめれば一回に三十二カ町村。しかしながら、ダブル選挙で市会議員は四〇%残り、県会議員は九四%残り、首長は死んだりいろいろなことをしまして全部四分の一ずつになつております。これは私の選挙学の博士論文に書いたことをどうとうと述べたわけありますが、地方統一選挙なども可能な限り一年一回にまとめて、一回だけは一年近く延長するものが出ても、地方自治の日か何かを設けてやつた方がいいという論理を展開する学者も確かにいらっしやいます。

この間の場合も、日ごとに三つの選択肢があつた。しかし、二度足を運んでいたくよりも、できるだけ主権者に一度で済むようにといふので、あれはたまたまそのとき解散があつたからではなく、そういうある種の理由づけであの日が設定されてたまたまダブルになつた。四十日以内と三十一ないし三十五という公職選舉法の規定を変えれば、一週間前でも後でもできぬことはなかつたのです。

しかし、長くなつて申しわけありませんが、もう一つ、憲法を制定するときにダブル選挙というのを一体想定しておつただろかということになりますと、実は私もわかりません。あるいは、そのことを想定していなかつたのかもしらぬ。ちょうど、今の予算空白期間というものを想定しないでありますと、実は私もわかりません。あるいは、その当時の憲法に携わった人の意見を聞くにも既ににおおむねのお方がお墓の中にお入りになつておつて、そのことはわかりません。したがつて私は、そういう一つの先例というのができてくるかとそれはそれなりにオーソライズされてくるか

ら、権限を憲法上奪つてということはいけないと考
えております。だが、それならおまえさんはダブ
ル選挙がいいか、こうおっしゃいますと、それは
それこそ私の選挙学者としての立場の議論はあつ
たとしても、今の立場で私の議論を展開する環境
にはない。

ただ、この間ちょっと誤解を受けましたのは、
マニラに行きましたら、シンガポールやマニラや
東南アジアにいらっしゃる新聞記者さんがいらっ
しゃいまして、そのときに、解散というのは、総理
が考えておらぬと言つておる限り閣僚が軽々に口
にすべきものではない。これはよかつたのです。
その後、今度のサミットで大蔵大臣では私が一番
年寄りです。既に、さようしからば老境に達した。
老境に達した今日においては、可能な限り選挙は
ないほどのいい。しかし、私も若くて、安倍さんと一緒に
緒に三十三年に出で一番前に座つておったころに
は、後ろの方には吉田茂さんやいろいろいらっ
しゃいまして、あの辺に座るまでには何十年かか
るだろうか、気が遠くなるような気がして、あの
ころは、解散があれば当選回数が重ねられていい
なという気持ちを持つておつたことがある。すな
わち、老年である私は解散には反対だが、老年は
案外賛成かもしれない、こんなことを本当に——大
体私を取り巻いている新聞記者は普通そんなこと
を書きませんけれども、そんなことが伝わって実
は意外に感じたわけでござります。

いずれにせよ、一つの行政府の長たる者の権限
がある種のバランスをとつておるということは言
えると思いますけれども、軽々にそれを意図して
やるということは、あるいは憲法草案をつくられ
るときには前提としてなかつたのかなという気持
ちが私にもないわけでもない。

今、政治家というよりも、いささか選挙学の講
義をいたしました。

七条の権限が本当に絶対であるかどうかという
のはまだ問題があるのですよ。吉田さん以来定着
したと申しますけれども、国家構造論的に言つて
も法理的に言つてもこれは海外で通用するかどうか
か問題なわけです。でありますから、そういうた
めに解散権がそんなに自由に使えないという憲
法の前提のもとであれば、まさに同時選挙なんと
いうのは想定しなかつたに違いないのです。
もう一つ、同じ日がいいとおっしゃいますけれ
ども、これは参議院と衆議院と別個の制度でござ
いまして、市町村のあれで一緒にやつたらいいと
いうのと全く次元が違うのですから、その点は誤
解があつてはならないと私は思います。特に、財
界がお金がかかるいで済むなんということはま
さにおかしな話でございまして、しょっちゅう選
挙があるということはいいようでけれども、絶
えずそちらの方に気を配つて常に戦場でいいけれ
ども、逆に本当に任期いっぱいよく考えて、例え
ばイギリスなんというのは、解散権はありますけ
れども、五年周期なのですね。ちょうど実質四年
くらいでやっているわけですよ。だから、非常に
弱い立法府、強い行政府になりやすいのです。そ
の意味で、先例が積み重なっていると言いますけ
れども、今度つくると本当に悪い先例になる。悪
い先例をつくってはならないというのが趣旨でござ
いまして、しかも例えは日にちがたり一緒に
なるか——非常に接近しているのはダブルに近い
のですね、率直に言えば。ただ、その日がちょっと
違うというだけであつて、接近しているのは、い
わば運動期間は同じなのですから。そういう意味
で、あのとき選挙肢があつたとおっしゃいますけ
れども、そのときの選挙肢というのは非常に限ら
れたもので、一日すらすかずらしいだけの話
であつて、実質ダブルには違ひない。おっしゃる
考え方そのものに問題がある。だから、最後にも
う一遍ですけれども、率直に、今度のダブルが本
当にいい先例になるとお思いかどうか。

であるわけでござりますから、私は今、近い将来の解散を予測してダアラスかどうかという議論は、これは閑僚たる者がすべきものではない。学者としての議論、参考人としての議論ならば別といたしまして、我々は国民に四年間という信任を受けているわけですから、可能な限り目いっぱいやるのが本當だと思っておりますので、今世間に言う解散風というのは、解散は創政会の解散もござりますけれども、国会の解散というものを以前提にして、それをダブルさかダブルさぬかという

抜き取り調査で調べたものでございますが、そういうような状態にございまして、これにかかります費用だけでも現在ざつと計算しまして三千億を超える費用がかかっておる、これがこういう偏った御利用になつておるということが一つ大きなポイントでございます。

それから、外国の状況等を見てみましても、有料化というのが大体の傾向でございまして、そのようなことを考えまして私どもとしましても、そういう御利用の状況から見ますと、やはり負担の

案内するということも含めて考えてきたからそういうふうになつていただのではないかと思うのですね。無料にしてきたというのはもう最初からずっと無料であります。外国も無料であつたのが有料化されたたということがあるとすれば、それは例えば民営化と関連があるものなのかどうか、その点はいかがでしょうか。

けたいと思うわけですね。そのときにはシステム上、番号を回さなければならぬので番号を知る必要があるが生じるということであるわけですから、その点からいえば、番号を知りたいと思ったときに教えるというのはまさに電話事業そのものの基本的事業と考えて基本料金に含まれている、こういう考え方方が当然ではないか、だからそれを有料化するというのはおかしいのではないかと私は思いました。

議論に閑僚の私が深入りするのは差し控えるべきであろうというふうに考えます。

○安倍(基)委員 もう大分超過しましたので、これまで終わりますけれども、いずれにせよ大臣も余りダブル選挙というのがいい先例ではないとお考えであると理解いたしまして、私の質問を終わります。

公平という面から見ましてもそれなりに御負担をいたたくというのが一つの考え方ではないかと考えておる次第でござります。

ただ、これは実際に考えます場合には、料金体系全体の中で考えなければならないものでございまして、単に電話番号案内だけを有料化するといふ観点ではなく、私ども電話料金全体いろいろな

○中西(啓)委員長代理 緋輪幸代君。
○緋輪委員 きょうはNTTにお越しいただいて
おりますので、最初にお尋ねしたいと思います。
株の問題ということではございませんで、関連
して、NTTの電話番号案内一〇四について有料
化の方向が出されているということで、これはな
ぜ有料化しなければならないのかという点につい
て大変疑問があると考えております。有料化をす
るとすれば、その根拠というの是一体どういうこ
とから有料化が正当化されるのか。NTTが公式
に有料化の根拠としてお考のことをお述べいた
だきたいと思います。

問題を抱えておりますので、そういう問題の中でも検討をさせていただくということでござります。先生ただいま有料化と、いかにもスケジュールにのつていてるようなお話をございましたけれども、現在まだいろいろな方面から検討をいたしておりところでござりますし、またこれには実際やります場合には工事が必要でございまして、工事の期間としても、大体これで一般に御理解をいただいたとしましても、それから一年なり一年半なり工事の期間がかかります。そういうような点もあわせて御認識をいただければ幸いだと思います。

○西脇参考人　お答えいたします。
ただいま先生のお尋ねの番号案内の有料化のお話でござりますが、番号案内サービスといいますのは、従来からそれに要する費用というものを電話料金全体の中で賄つてまいってきたわけでございますが、最近の電話番号案内の御利用の状況を見てまいりますと、非常に少数の方に御利用が偏つておる。最近調べてみました状況では二割ぐらいの方が番号案内の八割も御利用になつておる。これは私ども実際の御利用されましたものを

○審議委員 有料化の方向が出されているという
ことで、私は電話番号案内というのは電話事業の
中で一つの重要な中身と考えておりますから、有
料化があつてはならないという立場で質問をして
いるわけですね。今お話ししたいたいことでは少
数に偏っているとか外国で有料化の傾向にあると
いうことですけれども、もともと電話番号案内が
無料でやられてきたとというのは一体なぜなのか。
これは電話事業そのものの内容として考えられて
いたために、基本料金及び度数の中に電話番号を

すが、ここで指摘していますように「番号案内」は消費者へのサービスという性格のものなのだろうか。番号を利用者は教えるのは、電話会社の基本的な事業であって、基本料金に含まれているとを考えるべきではないだろうか。」という指摘とか「NTTのいうほど利用が偏っているとは思えない。」という指摘もあります。番号というのは電話をかけるときにやむなく聞きなければならないシステムになっているわけで、私たちは何番にかけたいと思うわけではなくて、どことこのだれだれにかかる。

おる。こういう状況からしますと、従来に比べまして私どもの一〇四番で御案内をするウエートといいましょうか、そういうものが少し変わつてきているんじゃないかというような気持ちも持つておるわけでござります。

でござりますから、電気通信をやっております業者としまして、御利用いただく電話番号を御案内をするというのは当然の責務ではないかというのはそのとおりでござりますけれども、やはり現在の御利用の状況や実際のかかっております費用

三

等から見まして、現在の御利用されておる方々の費用の負担の公平というような見地からやはり番号案内の有料化というものを検討せざるを得ない時期に至つておるということは御理解をぜひいただきたいと思うわけでございます。

○筆輪委員 さまざまな情報によつて電話番号をするのはいささかおかしいのではないかというふうに思うのですね。

それで私が思いますには、もしNTTがおつしやるよう公のためにはかかる経費を有料化で堵うということになれば、一体一回の電話番号の問い合わせというのは幾らぐらいになるものでしょか。

○西脇参考人 先ほど電話番号にかかる経費として約三千億円ぐらいということを申し上げたわけですが、これは一定の前提を置きまして推定計算をしたものでございますが、現在番号案内の御利用が年間大体十二億前後あるというふうに私ども推定をいたしております。そういうところから見ますと、一つの当たり二百数十円といふことになるかと思いますが、もちろんこれは推定計算でございますので、それがそのまま例えは有料化をする場合に幾らいただきたいというものになるものではございませんが、仮に計算をいたしましたと、一つの当たり二百数十円といふことになるかと思いますが、もちろんこれは推定計算でございますので、それがそのまま例えは有料化をする場合に幾らいただきたいといふものになりますと、そういうふうな数字をいただきます。

○筆輪委員 そういうふうなことを思つわけですね。そういう点からいえば、仮にこういう高い金額だったら有料化されたらたまらない、そしてまた実際に有料化された場合、高ければ高いだけ問い合わせるという回数が減るとかいう問題も起つてきたりして、これを全部有料化で解消するということは不可能なものだろうといふに思つのですね。

それから、どんな状態に置かれようとも番号案内のサービスをなくしてしまうということは不可

能だと思いますが、その点からいいますと、やはりこの番号案内をどうしても利用しないと生活上困るという人たちもたくさんいるわけですね。その点についての思いを十分いたしていただきなければならぬ。特に目の不自由な人の場合は電話帳を繰るということが大変、大変というか全く困難なことですから、点字の電話帳というようなこともあるようですけれども、実際問題として、すべての電話帳を自由に引けないということで生活上あるいは営業上あるいは他のさまざまな分野で番号案内というのは欠かせないものになつてゐるというふうに思います。その点から考えてみて、この一〇四の有料化というのは特に目の不自由な方あるいは障害者の方々には決定的な打撃になるとおもいます。そこで私は、現在、点字の電話帳の普及とかもあるようですが、実際問題として、すばらしいことはどういうふうになつてゐるのか、お知らせください。

○恩田参考人 お答えいたします。

○西脇参考人 お答えいたしました。

今のお先生の御質問は、ハンディキャップのある方々に対する配慮というのをどういうふうに考えておるのかという御質問かと思いますが、先ほど申し上げました番号案内の利用の偏りあるいはN.T.T.はどうお考えでしようか。

○西脇参考人 お答えいたしました。

今のお先生の御質問は、ハンディキャップのある方々に対する配慮というのをどういうふうに考へておるのかという御質問かと思いますが、先ほど申し上げました番号案内の利用の偏りあるいはN.T.T.はどうお考えでしようか。

○恩田参考人 お答えいたしました。

六十一一年一月末のデータでございますが、全都道府県、四十七でございますが、ここで百十の種類、百十版と我々申しておりますが、約五千部発行されております。発行に当たりましては視覚障害者の利便を図るという立場から、視覚障害者のいろいろな団体がございまして、例えば視力障害者福祉協会だとかそういった団体でございますが、そういうところの要請に基づきましてできるだけ御希望に沿うような形の電話帳づくりというのをしていくところでござります。

(中西(啓)委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席)

○筆輪委員 視力障害者にとっては切実な要望であります。特にことは国際障害者年中間年といふことで、障害者の皆さん方は、政府の施策そのほか公共にかかわる部分についてどれだけ前進しているかということをさまざま点検したりする中、要望が大切重要なものとしてN.T.T.にもお願ひをしていくところだろうと思うのです。「電話番号案内一〇四・一〇五番の有料化と市内通話料金値上げに反対する決議」というのがことしの四月二十日、東京視力障害者の生活と権利を守る会第二十回定期総会といふところでされておりまして、特に、電話が発明されてから「百年余を経た現在、情報システムの高度に発達したわが国では、今や、生活必需品となつています。とりわけ、視覚障害者にとっては、くらしや仕事のあらゆる場面になくてはなりません。居ながらにして用がた

るのかというようなことをいろいろな角度から検討をしておる段階でござりますので、この辺の御要望につきましてもその中で検討をしていくということを取り組んでまいります。

○筆輪委員 目が不自由でありますと普通の電話帳は使えないわけで、点字の電話帳ということになるとおもいます。もし、一〇四・一〇五番が、有料化されれば、電話帳を自由に引けない私たち視覚障害者は、二重に料金を支払わなければ、目的を達することができなくなります。もし、市内通話料金が、二倍、三倍に値上げされれば、歩行や読み書きのハンディを、電話で補つておる私たち視覚障害者の負担は、一層、大きくなります。視覚障害者にも、いつでも、どこでも、差別なく利用できる電話サービスを強く要求します。」ということで、特にこの決議に述べられている切実な思いと、いうのを深く受けとめていただきなければならないというふうに思います。

先ほどこういった面もあわせ考えて料金体系を考える際に検討していくことだと御答弁いただきましたけれども、視覚障害者が特に切実でありますということを申し上げますが、視覚障害者だけではなくいろいろな不自由な方といふのはいらっしゃるわけで、電話帳を繰れない、例えば障害者で重度の障害の場合には自由に手が使えないとかいろいろな障害もございますし、視覚障害者が非常に端的にわかりやすいだけのことであつて、あとさまざま障害者、それから、そうでなくともいろいろな意味で電話番号案内といふのは生活に欠かせないものであるというふうに思ひます。それで、ぜひともこの有料化といふのはやめいただきたいということで強くお願いをしておきたいというふうに思います。

この点についての御回答をいただいて、N.T.T.は終わりたいと思います。

○西脇参考人 今先生のお話にございました障害を持たれた方々に対する配慮という点でございまするが、福祉の問題はやはり第一義的には行政の問題であると思いますが、私どもとしましてもできることは反対であるというお話をございましたが、私ども

もとしましては、最初に申し上げましたように、料金の全体の検討の中でこの問題も議論をし、またいろいろ世間の皆様のお声も聞きながら検討を進めてまいるということにしてございますので、そういう検討の中で料金全体の問題として取り扱つてまいりたいということでございます。
○運輸委員 続いて、円高問題についてお尋ねをしたいと思います。

て、それが今日どんどんと記録を更新する高値を
続けていた。わけですけれども、今回東京サミット
が開かれて、ここでは行き過ぎた円高の是正が行
われるのはないかという期待も強かつたし、関
係者にしてみればこの東京サミットでどのような
結論になるのかということは大変注目されていた
ところであろうというふうに思います。しかし結
果は、既に御存じのようにますます円高が進んで
きている。そして、日本の主張にもかかわらず他
の諸国はさらなる円高をも容認するという姿勢が
示されている状況です。これでは国内の特に中小
企業、輸出関連産業は一体どうなるのかという、
危機を通り越した悲壮な事態になつていてどう
うふうに思います。

私とも
申し上げておりますが、岐阜県当局の調査により
ますと着実に困難な状況が増しております。六十
一年一月末現在の調査だけを見ましても、輸出成
約状況は前年に比して非常に危機的状況になつて
おりますし、受注残の状況を見ますと、前年同月
に対し減少した企業の割合は徐々に増加して、
中でも六〇%以上減少した企業の割合は、八月か
ら十一月の二〇%前後から一月は三八%と急増し
ている。受注残二カ月未満の企業は、六十年一月
の十八社から六十一年一月は五十社、二五%がら
七〇%に増加しているということで、一月の段階
での県の公式の調査でこれから先は一体どうなる
のかという大変な不安が示されて いるところで

うのをやっておりまして、これは四月の段階であります。けれども、輸出の直接的影響として、輸出刃物業界では「今回の円高は、秋口（九月—十月）及び来年（三月—四月）の成約時期を直撃し、新規成約の大幅な減少と採算悪化を余儀なくされ、受注残一ヶ月（例年は四ヶ月）、納期の短縮、小口化、採算悪化、出荷の大幅な減少が続いている。」刃物に関する受注残は一ヶ月で例年の四ヶ月に比べてあります。そして、「対前年同月比で見えてみると、売上で三〇%、経常利益で五〇%の減少であります。新規成約は三〇%減少し、短納期、小口化化している。」というふうに影響状況が述べられております。そして、「対前年同月比で見えてみると、売上で三〇%、経常利益で五〇%の減少であります。円相場が二百円に回復するような行政指導を期待している。」というふうに影響状況が述べてきている。受注残は一ヶ月で例年の四ヶ月に比べて大きな不安全感を持つ要因となつていて、販売価格は、ドル換算で二〇%値上げしているが、それでもカバーすることが出来ず一〇%の下降である。原材料の仕入価格は円高差益の還元が届かず、変化なしである。今後の見通しについて、「一ドル百八十八円もしくはそれ以下の場合は、それがより円が強くなつた場合」ということだと思いますが、「全ての数字が悪化してくることになり、企業間格差が大きくなり倒産の発生が現実のものとなるおそれがある。」というふうに述べております。

さらに、関市の経済部の調査によりますと、成約が本当にできない、バイヤーが例年だと一週間滞在していたんだけれども、今回は二、三日で見本だけ持つて帰ってしまうと言うんですね。その見本を持つて韓国や台湾へ行つて、その見本でつくらせているのではないかと非常に不安が高まっているという状況です。

融資の実績を見ますと、関市では四月二十日ま
でに国が二十七件、四億 千八百五十万円、県が
五十件、三億九千百八十万円、市が百一十九件、五
億八千八百十萬円。経営安定資金のみですけれ
ども、こういう状況になつてゐるわけです。中小

地場産業はひいひい言つてゐるわけですけれども、竹下大蔵大臣としてはこういう事態を一体どのように受けとめておられるのか、その心情をまずお聞かせいただきたいと思います。

〔中村正三郎〕委員長代理出席 塚之内委員長代理着席

心情的に私も非常な深い感じを持ちましたのは、あの方々のお話を聞けば、要するに自分たちは日米経済摩擦を起したことはない、それはそのとおりです、アメリカではつくらないものをおつくりになつてゐるわけでございますから。そしてちょうどN I C Sカントリー、追い上げておる中進国、韓国等でございますが、その通貨がドルリンクをしておるわけですね。したがつて、大接戦をしておつたところへ採算性の点でもう全然差がついた。だから、アメリカが輸入する量は変わらりありませんね。ただ日本からN I C Sへシフトするだけである。しかも今日まで自分たちは、いわゆる油だけは稼がなければいかぬ、貿易立国だからといふのでいろいろな通商産業省の指導を

受けた。そういうことに對して一生懸命で政府の方針に適応してやつてきたものが、他の要因で起きた貿易摩擦、それに伴う円高の中ではなぜ犠牲を受けなければならぬのか、こういう趣旨の御発言も、私をぶん殴るわけにもいきませんので非常に優しくお話しなさつておりました。本当によくわかります。したがって、いきなり転廃業しとおっしゃつてもそれは竹下さんに歌うたいになりなさいといふことと同じことで、自分がそうすぐ別の職業につけるわけでもない、こういうお話をございました。

元來自由主義国でございますが、先ほど来もお話をありましたように、これは経済現象の中で仕方がないことだというようなことでは政治そのものが不在である。したがつて政府として考えなければならないかぬということでの通産省でいろいろな手立てを考えくださいました。通産省には感謝をしております。私には感謝をしないという意味であえておつしやつたかもしれません。そういうことでございましてので、やはりせつからく通していただいた法律、その後利下げ等も行いましたので、担当通産省、中小企業庁の方で県、市と連絡をとりながらこれが行政指導に遺漏なきように戸出競争力をつけるための補助金を出すということは客観情勢が許さないと私は思います。したがつて、場合によつては、国際構造調整の中で転廃業を余儀なくされるものは、それがいかにソフトランディングしていくかというようなことを政治の指針としては持つていかなければならぬのであるうとうふうなことを私も現場で感じたことでございました。

したがつて、やはり政治ですから、こういう問題についての対応の仕方というのは、転換しやすいような環境をつくるとか、いろいろなことでお手伝いで内需志向型へある程度の方向転換をなさるための環境をつくるとか、いろいろなことでお手伝いをしなければならぬ課題であるという問題意識だけは十分に感じてきたというのが私の事實認識

でございます。

○議論委員　通産省が事業転換法というのをつくりて国会で成立し、実施されてきているわけですが、今日に至るまで、その事業転換のための融資というのは報道によりますとわずか三件しかない。通産省に調べてもらうように尋ねましたけれども、これまでの累計値しかなくて、新しい法律に基づく適用の数字をとつてないというようなことがあります。私は非常におかしいと思つてはいるのですけれども、結果的には三件しかないと、ことを知りました。

今申し上げましたように岐阜県いろいろな融資を受けている人たちも経営安定資金ということであります、事業転換資金ではないのですね。先ほど来転換をソフトランディングとおっしゃいましたけれども、転換を求めている人たちというのはほとんどなくて、やはり円高緊急融資、それを金利のさらなる引き下げを求めて要望しておられるわけですね。

今、竹下大蔵大臣おっしゃいますと輸出競争力を高めるような措置はできない。例えばこういう緊急融資について私は前から金利を3%にはならないかということを再三お願いしているわけですけれども、そういうふつにもしするということになれば、それは輸出競争力を強めるということできないというお考えでおられるのかどうか、それともうではなくて、別の要因で3%というのとは無理だとお考えなのか、その辺のところはいか

向型に変わっていたら、環境整備に、あるいは当面様子見の資金かもしませんが、それにお役に立てば、そういうのでそういう制度を通産省でお考えになつて、私どももそれに賛意を表しておるという立場でござります。

よく問題になりますのは、きょうもECの副委員長さんがお見えになつておられましたが、今アメリカ、カナダとECとで農産物を輸出するための補助金を出す政策をお互いにやめよう、自由競争原理に置こうという意味でしよう、そういう議論をなすつておりました。したがつて、今、いわば貿易構造、産業構造を転換するときに、他の国民からあがなつた財政支出でもつて特にある国の産業をターゲットに置いて輸出競争力をさらにつけるための財政措置というのに対しては、批判の声があります。したがつて、この特利でもつて、自由主義経済でございますからあなたはこの業種になりなさい、あなたはこの業種になりなさいと言えるものじやございませんけれども、自然の環境の中で産業構造を再編成の中へソフトランディングして吸収されていくというような、多少時間はかかるでございますからあなたはこの業種になりなさいでもそういうような施策は政治が存在する限りにおいてはやらなきやならぬことではないかなと思つておるところでござります。

○議員質問 そういたしますと、サミット後、中曾根総理が中小企業に対する円高対策をやらなければいかぬということを言っておられるようですが、けれども、その中身といふものは、まさにそういうような事業転換ということを中小企業が決定的なダメージを受けないように援助していくといふ考え方でおおしやつておられることになるのでしょうか。それともまた全く別の中小企業円高対策というものが幾つかおありなのでしょうか。その辺は大蔵大臣としてどのようにお考えですか。

○竹下国務大臣 政治家であつて、所管が違うからというようなことを言うわけにもまいりませんけれども、私は余り詳しくございませんので、こここのところフィリピンへ行つたりしてずっと続い

省へそれぞれ指示があつたことでございま
すので、通商産業省を中心に恐らく具体的な施策
についてはお考えになつておるであらうといふ
うに私は今のところ思つております。
ひよつと今思い出しましたが、これは責任を回
避する考え方はありませんが、G5で私が円高を
決めたということはよく言われます。政治の恣意
が働いて円高にしたものは政治の恣意によつてこ
れを返すべきだという論理もございますが、これ
はあくまでも市場が決めたある種の合意のきつか
けに私といふものが存在しておつたという責任は
逃れようとしないませんけれども、市場で決まると
べきものを五人で話をすれば何ぼにでも決まると
いう性格のものではないということだけは申し上
げておきます。

○議論委員 しかしそれは、G5があつてそういう
決定をして結果はそつとうふうになつてゐるわ
けですから、それは何とおつしやつたつて、そつ
いうふうにお決めになつた結果今日の事態が來て
いるということは言えるだらうと思うのですね。
私は、今ある申し上げましたのは、本当に輸出
関連地場産業をさらに発展させて生き残つていく
ために、ぜひとも政府が対策をとつてほしいとい
う切実な声が一層強まつてゐるという段階で改め
て、この異常な円高を引き起こしておる今日の段
階で大蔵大臣に重ねて金利の引き下げ等を強く要
求しておきたいというふうに思います。

次に、政府税制調査会が先日、「第二特別部会中
間報告」というのを出されました。これに関連し
て幾つかお尋ねしたいと思いますが、この中で、
累進構造の緩和について、「税率構造全体として
累進度を相当程度緩和し、簡素化を図るために、所
得税と個人住民税を合計した最高税率を六割台に
引き下げるとともに、税率の区分の幅を拡大し、
刻み数を大幅に削減する」というふうにしてい
ます。ここで述べられていないのは、最低税率の
扱いで一体どうなるのかなというのが大変わから
ないわけですから、最低税率というのはどう

○水野政府委員 御指摘のようにより今回の中間報告では、全体としての税率構造をなだらかにする、その際には最高税率は六割台に下げる、それから普通のサラリーマンの方については、その現役期間中と申しますか、その間には余り頻繁に限界税率が変わらないようにする、そういう趣旨が述べられておるわけでござります。御指摘のように、したがいまして最低税率の議論は直接的には出でないわけでございます。今回のこの税制調査会の中間報告は、今後の広範な税制議論の展開に資するため、諸間に示された手順に沿いまして負担の軽減・合理化に資する方策を中心部分的に定性的な方向を示すということことで、こうした方向の中間報告を出しておられるというふうに考えられるわけでございます。

御承知のように、我が国の所得税、住民税を含めました限界税率、これは最高八八%にまで行つておるわけでございますが、これをほかの国に比べますと、日本を除きますと一番高いのはフランスが六五%、あとアメリカの五〇、ドイツの五六、イギリスの六〇、こういったところがあるわけでございまして、格段に日本の最高税率につきましては、非常に際立つて高い方の最高税率につきましてはこうした議論が出来ているわけでござります。

一方、最低税率は我が国は一〇・五%でございまして、これもまたフランスは五%でござりますが、あとアメリカは一一、ドイツが一二とかイギリスが三〇とか、そういったところから比べますと一〇・五という最低税率は、どちらかといえは申しますが、あるいは際立つてと申しますか、低い方の部類に属しているのではないかと思うわけでございます。したがいまして、今回の負担の軽減・合理化、ゆがみ、ひずみを直す、そちらの方の中間報告いたしましては、際立つて高い方の最高税率の方につきましては、あるいは中間の刻

みの進め方につきましては報告がなされておりま
すけれども、際立つてと申しますか、どちらかとい
いえば低いと申しますか、そういう最低税率につ
きましては、したがいまして今回の中間報告に至
る段階では正面からはまだ議論は必ずしもされな
かつたということではないかと思うわけでござい
ます。

残された問題につきましては、この中間報告を踏
まえました広い世の中の御議論を踏まえながら、恐らく今後税制調査会で検討がなされるので
はないかと考えておるわけでございます。

○議輪委員 税負担の軽減といふことから考える
ならば最低税率が上がるということになりようが
ないと思うのですが、今のお話を伺つていますと、
最低税率については余り御議論がなかつたよう
だ、だから今後どうなるか論議がされるであろう
ということになりますと、今後最低税率の引き上
げということがあり得るというふうにも受けとめ
られるのですが、最低税率の引き上げがあるか否
かということは、まさに最低税率適用の層にとつ
てみれば、何の減税もなく増税だけになるのではないか。
これは減税案だというふうに宣伝はされ
ておりますけれども、そういう層にとってみたら、
果たして減税になるのか据え置きなのか、それと
も増税なのかということは非常に重大な関心事で
もあるわけですね。それがばやつとわかりません
ではいささか問題があろうかと思ひます。お話を
お聞きしている限りにおいては、何だか最低税率
の引き上げがありそうな感じがするわけですね。
最低税率が際立つて低いところに位置していると
いうような答弁をお聞きしますと、では上げられ
るのかという懸念があるわけですから、どう
なんでしょうか、今後その引き上げがあり得ると
考えてよろしいのでしょうか。

○水野政府委員 ただいまも申し上げましたよう
に、今回の中間報告は重圧感と申しますか、税負
担の不均衡感と申しますか、ゆがみ、ひずみ、そ
ういったところを中心に重点的に取り上げて中間報
告が取りまとめられたということをございまし

て、ねらいいたしましては、中堅サラリーマン
層の負担感あるいは不公平感といったところに焦
点を当てて取りまとめてられたと言えるのではない
かと思うわけでございます。したがいまして、中
堅サラリーマン、さらには就職のときから普通の
経路を経られて退職されるまでのライフサイクル
を通じたサラリーマンの方々の給与所得について
の税負担、そついた階層の人たちのライフス
テージとしての税負担、「負担の軽減、合理化」と
銘打つて中間報告が取りまとめてられております
で、恐らく全体として見ればこれは軽減、合理化
されるということであらうかと思われます。

そうした大きな前提の中で、それは最初にど

れぐらいの税率で、最後にどれぐらいの税率に

なつて、全体としてどんなふうになる、階層別に

どういう負担の割合になる、ほかの業種と比べて

どういうふうな負担状況になる、これらは全くこ
れからの検討課題ではないかと思うわけでござい
ます。とにかく中堅あるいは普通のサラリーマン

の方々の一一番中心となる年あたりの負担水準に

特に焦点が当たられて取りまとめがなされた、そ
の中心点以外の点につきましては今後なお世の中

の御議論をいただきながら検討される、こういう
ことではないかと思うわけでございます。

○議輪委員 中曾根総理は、年収四百万から八百
万の収入のサラリーマンの層の税負担を緩和する
というようなことを言っておられますけれども、
それでは年収四百万を超える層というのは、サラ
リーマン全体の中で一体どの程度を占めるのか、
お答えいただきたいと思います。

○水野政府委員 私がいただいた国税庁の統計年報で

は、三千万を超える層という点では七万人前後で
すけれども、全体が七百十二万ということで構
成比は一%ぐらいというふうに聞いたのですけれ
ども、今おっしゃった数字の方が正しいのでしょうか。

○議輪委員 私がいただいた国税庁の統計年報で
は、三千万を超える層という点では七万人前後で
すけれども、全体が七百十二万ということで構
成比は一%ぐらいというふうに聞いたのですけれ
ども、今おっしゃった数字の方が正しいのでしょうか。

○水野政府委員 三千萬で切りますと七万人ぐら
いというのは合計所得金額で切った数字でござい
ますが、御指摘の七百十二万人という数字は恐らく
五十九年での確定申告で申告をされた方々の数
字で、これを分母としてのお話ではないかと思ひ
ます。年末調整で済ませますサラリーマンを中心
とした所得税納税者はそのほかに三千万人ぐら
いおるわけでござりますので、どちらを分母にと
るか、七百万人でとられれば一%ぐらいといふこ
となるわけでござります。

○水野政府委員 税制調査会の中間報告をいたし
ましては、特段何百万から何百万というふうな具
体的な所得階層と申しますか、収入階層を挙げて
議論をしているわけではございませんで、あくま
で普通のサラリーマン、中堅のサラリーマンの負
担あるいは負担感を問題にしておるということの
ようでございます。

○議輪委員 いわゆる現在六〇%以上の税率がか
かっている層ということでお尋ねしたわけです
が、ごく少ない部分であるということが数字の上
でも明らかになつていると思うのです。ですから、
その点でさつきの四百万を超える層の減税とい
りますと、サラリーマンは、四百万円以下の方が

七割、上方が三割、大体こんな分布のようでござ
います。

○議輪委員 ですから、中曾根総理が言うところ
の四百万を超える層というのは全体の三割程度で
あるということになれば、税負担が緩和されるの
はごく少ない部分であつて、あと七割は減税の
恩恵を受けない部分に属するのではないかとさえ
言えるわけだと思うのですね。

もう一つ、現在六〇%以上の税率が適用されて
いるのはどの程度の部分を占めるのか、お答え
いただけたいたいと思います。

○水野政府委員 厳密な適用税率階層ごとの統計
といつたものはなかなか難しいわけでござります
が、例えは税務統計で申しまして、合計所得金額
が三千万円のところで切つてみると、大体七、
八万人の方がこの中に入つておらうかと思われま
す。納税者全体を四千万人程度とすれば〇・二%

ぐらいという数字にならうかと思ひます。

○議輪委員 私がいただいた国税庁の統計年報で
は、三千万を超える層という点では七万人前後で
すけれども、全体が七百十二万ということで構
成比は一%ぐらいといふふうに聞いたのですけれ
ども、今おっしゃった数字の方が正しいのでしょうか。

○水野政府委員 三千萬で切りますと七万人ぐら
いというのは合計所得金額で切った数字でござい
ますが、御指摘の七百十二万人という数字は恐らく
五十九年での確定申告で申告をされた方々の数
字で、これを分母としてのお話ではないかと思ひ
ます。年末調整で済ませますサラリーマンを中心
とした所得税納税者はそのほかに三千万人ぐら
いおるわけでござりますので、どちらを分母にと
るか、七百万人でとられれば一%ぐらいといふこ
となるわけでござります。

○水野政府委員 ただいまも申し上げましたよう
に、今回の中間報告では中堅のサラリーマンの御
負担の問題を特に中心として取り上げておられる
わけでござります。したがいまして、その中堅の
サラリーマン、典型的には恐らくまだ七割ぐらい
の方は共働きではない、お一人が働いておられる
片稼ぎという世帯であろうかと思うわけでござ
ります。そうしたタイプのサラリーマンの層の方々
の負担あるいは負担感を取り上げるという点が中
心となつたわけでございまして、そうした点での
不公平感、不均衡感、重圧感といった問題に対処
するために、御指摘のような配偶者の所得稼得
の貢献といった事情をもんじやくして特別の控
除を考えたうかという御提案がまとめられて
おるわけでござります。

そこが中心点なわけでございまして、その具体
的な仕組みはどうするのか、またこれを論点とし
て取り上げたときは、片稼ぎの中堅のサラリーマ

ンでございますけれども、そうしたものとして、では特別控除が具体的にできるときにそれがどのよつた範囲の納税者にまで適用されることになるのか。確かに青色の専従者につきましては給与支払いによつて分与ができるという点をも考慮して、つくれるとすればそれに従つた適用範囲といつたものも考え方ではくるわけでござりますが、そこらの具体的な仕組み適用範囲、適用対象、こういったものはなお今後の周辺問題として検討がなさられるのではないかと思つわけでござります。そして、提案は、あくまでその重点として取り上げた中心点での提案であらうかと思います。具体的な仕組みは恐らく今後検討されるものであろうと思ひ、それに従いまして私どもも対処をしてまいりたい、こんなふうに考えておるわけでござります。

そのものをどう評価するかという点については、片稼ぎの給与所得者だけに内助の功があつて、それを税制上配慮するというのは税のあり方としておかしいとお思いになりませんか。私はそれはみんな評価されちかるべきだらうと思うわけで、これは税の仕組みからいつでも何か別の意図をこの税制上に盛り込んでくるというふうに言わざるを得ない。

を考えでまいりますと、サラリーマンの方々に「きましてもやはり一家で稼いでおられるという実態もないことはないんだろう、そういうところから、五十六条を基本としつつ分割、分与にだんだんなってまいります現実と、お一人で働いておられる、お一人で世帯を支えておられるサラリーマンの家庭、そういうたところのバランスをどう考えるかという点が現時点での割合大きな問題になつてゐるんだろうと思われます。

しかし評価として、日本の国会の御議論等に代表されるようにいわば円高基調が急速過ぎて、したがつて可能な限り安定に向かうべきであるという御意見というものがいわばその後の状態から見ても為替相場に反映されていない、そのことをもつて見ればサミットにおける為替論争というのとは期待に反したではないかという評価があるとす
論するための場といふ位置づけはできないならう
というふうに思います。

検討がなされるのではないかと思つわけでございまして、提案は、あくまでその重点として取り上げた中心点での提案であろうかと思います。具体的な仕組みは恐らく今後検討されるものであろうと思ひ、それに従いまして私どもも対処をしてまいりたい、こんなふうに考えておるわけでござります。

したいのですが、時間がないので残念ですけれども、こういうことは、今回のこの中間報告がサラリーマンに限定して極端な一部の減税を考えておられるということと自営業者にとつてはおよそ納得しがたいことであろうし、それから女性にとって受けとめてみた場合にも、なぜこういうふうにして内助の功がサラリーマンの奥さんだけ評価されあとは無視されるということになるのか、税制のあり方としておかしいのではないかと思うのは当然だと思うのですね。主税局はその点についてどうお考えなのか、重ねてお尋ねしたいと思います。

○水野政府委員 御承知のように所得税につきましては、所得税法五十六条规定で、事業を御夫婦なり一家で行つておられる場合には原則は累進課税が合算になつているわけでござります。ただ、それ

そこらをどう考えるかというのは所得税の基本問題として極めて大きな問題でございまして、一応は中間報告としてこういう報告が出されておる、こうした方向が現時点では適正ではないかと、いうことで取りまとめられたのではないかと思ふわけでござります。

○議長委員 時間がないので終わりますが、とにかく所得の分割ということを専従者給与とか専従者控除といふふうに考へるのはおかしいわけで働いているから専従者給与をもらうわけですねですからその点のところを、所得の分割が事業所得者ができるけれどもサラリーマンはできないからと、いうふうに言うのは筋違いではないかということを申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○築田(弘)委員 やはり我が国の輸出型中小零細企業は今回のサミットについての円高修正、円安定ということにつきましては相当な期待感を持つおつた、こう僕は思うわけであります。それが完全に裏切られた。これは先ほど大臣の答弁で私は子といったわけでありますか、しからばこうした円急騰の是正、円安定ということについて、これはもう、アメリカ、ヨーロッパ諸国は貿易不均衡のは是正のためにより一層の円高がまだまだ望ましいのだ、こういったことを発言をいたしておるわけでありますか、やはりそれをもろにかぶるる我が国のそういうた輸出産業、特に中小零細企業というもののやはり悲痛な叫びではないか、私はこういうふうに思うわけなんですが、いかがでござれば、それはそれなりに受けとめなければならぬといふに考えております。

育費あるいは住宅費等々の負担が中堅サラリーマンを直撃しているならばその教育費、住宅費等々の軽減というものを政策的にやるべきであつてそれをも税の方でやるというのはおよそ税の方として筋道が違うのではないかということが言えると思います。

それからもう一つ、おっしゃいましたいわゆる内助の功という点をどう評価するかという点についても、中堅サラリーマンの片稼ぎを軽減してやるということを最優先に考えて、そのためにはあわせてもこれもいろいろ考へてやっていく。そうするとその一つとして内助の功も考え方やないかということになつていてるようですがれども、そわちは税のあり方として考えてみた場合に、内助の功

を全部御主人に合算するというのはいかがか、二人三人で稼いでおられれば、それは給料の支払いや等によりましてある程度分割課税、個人単位課税に近づけて課税をするというのが現在の青色申告制度のもとでの専従者給与制度あるいは白色専従者給与制度であろうかと思うわけでございまして。そのように、一家で働いておられる方につきましては五十六条の合算課税を原則としつつ、ある程度稼得者単位について分けておる、そういうのが実情なわけでござります。

そうした典型的な事業所得者から、だんだんセラリーマンに近い例えは税理士さんとか公認会計士さんとかそういうた方向につきましてもこういった制度が広がって適用される、そうした場合

○柴田(弘)委員 七時までに終わるということと、で、本来やるのは一時間半くらいあるのですが、議会運営に協力をいたしまして七時までに終わらせていただきます。

そこで大臣、東京サミットと円高問題、先ほどのいろいろの議論が出ておりますが、正直に申しましていわゆる我が国政府がもくろんでおりました円急騰の是正と円安定ということについては、私は今回の東京サミットにおいてはその目的が達せられなかつたんではないか、このように考えておりますが、いかがですか。

○竹下国務大臣 まず申し上げることは、サミットがいわばそういう政策決定の機関ではない、そして必ずしも為替レート問題そのものを議

○竹下国務大臣 ショウカ。いわゆる円の急激な高騰によつて輸出産業なかんずく中小零細企業のお方がそれ影響を受けておられるということは、私も十分承知をいたしておるところでございます。

○柴田(弘)委員 そこで、円高問題に関するいたしまして、今後の財政運営と経済運営というものをどう行つていくかというものがやはり次の議論でもあります。当然、円高メリットというものを本当に国民生活と国民経済にどうスマーズに還元していくかという政策の立案とともに、この円高のデメリットというものをどう吸収をしていくか、これはやはり政策選択の一つの問題である、このように思います。黒字削減と国民生活の質の向上、

輸出依存型から内需拡大型への構造転換をどう実現をしていくかというのがこれから優先課題でなければならない、こういうことだと私は思います。

そこで私は、こういった政策を進めるのに、今までかたくなにとつてきましたいわゆる政府・大蔵省の緊縮財政路線、やはり今日の円高、つまり二百四十円から二百円になり、そして百八十九円、ここで安定をしようとしておったが百六十円台になつた、将来百五十円になるかもわからない、こうした百六十円台のいわゆる財政運営、経済政策というものを今ここで見直していかなければならぬ、そういうことを私は切実に感じるのであります。が、大臣の認識はどうですか。

○竹下国務大臣 特定の為替相場を念頭に置いて、もろもろの産業を論ずるわけにはまらないかと思ひますが、今日の時点におきましてのこの円高等から生ずる大きな打撃というものは、ひつきよ

けても要するに仕事がなければそれはできないのだ、こういうお話があつたわけなんです。でありますから私は、しょせんそいつた方たちが、ソートラントイングという言葉はいいわけでありますが、やはり何らかのそいつた政策の転換といふものを行つて内需主導型の我が国の経済、そして経済政策の転換、財政運営をいくべきときに今來た、こういうことをはつきり言えるのではないかと思いますが、さらにはひとつ大臣の御答弁をいただきたいと思います。

はつきりするわけありますが、西ドイツは第一次は引き下げなかつた。そうすれば、やはり協利下げていうことが今後国際協調の中で行われいくわけですが、一方においては金融政といいますか金利の引き下げといつもの限界だ、その点と、この協調利下げ、アメリカ側の方ら要請があつた場合は西ドイツが下げて、た場合、第四次の公定歩合の引き下げがあるかどうか、こういった問題も私は今後の政策選択のつとして慎重に考えていかなければならぬ、こうあります。この二点について大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 私どもの合意というのは、今インフレが鎮静しておる、ドイツや日本みたいには静しているわけではございませんけれども、去々あたりに比べれば先進国総じてインフレは鎮静している、そうなれば当然いわば利下げの環境で整つておるという問題意識は大体合意をしておるから日銀も何か政府の一部のよくなじみを

はつきりするわけありますが、西ドイツは第
二次は引き下げなかつた。そうすれば、やはり協
利下げとすることが今後国際協調の中で行われ
いくわけありますが、一方においては金融政
といいますか金利の引き下げといふものは限界
だ、その点と、この協調利下げ、アメリカ側の方
ら要請があつた場合あるいは西ドイツが下げて
た場合、第四次の公定歩合の引き下げがあるか
うか、こういった問題も私は今後の政策選択の
つとして慎重に考えていかなければならぬ、こうア
ります。この二点について大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 私どもの合意というのは、今
インフレが鎮静しておる、ドイツや日本みたいにほ
靜しているわけではございませんけれども、去る
あたりに比べれば先進国にしてインフレは鎮静
している、そうなれば当然いわば利下げの環境は
整つておるという問題意識は大体合意をしておる
わけです。ただ、日本は大きな政変がございま
んから日銀も何か政府の一部のような感じを時
私ども気をつけなければならぬぐらい持ちがちで
ござりますけれども、特に政変のある国は、いわ
ば通貨の番人たる中央銀行の権限というものをせ
常に気を使って対応しておられる。したがつてそ
の環境が熟しておる。そして今まで行われた政策
の協調の中に結果として出た金利引き下げとい
ふのは評価しようというような表現の限界を一応の
くつておるわけでございます。が、問題は、これは
この十九日に初めて公定歩合のそれぞれの金利が

(栗田弘)委員 それは概略的な議論であります
が、当面の円の急騰というものを見て、六十一年度の対応ということについて私は具体的に今後お尋ねをしていきたいわけであります。
第三次の公定歩合が引き下げられましたね。皮肉にも、それと同時進行という形で円高になりました。これは円の安定というのが第三次公定歩合引き下げの一つの目的であった。ところがそのもくろみと逆の方向へ行つたと思いますね。つまり私は、金融政策というものがそこで限界に来たのではないか、こういうふうに一つ考えております。それからもう一つは、だからこそ協調利下げということが言われますが、これはやはりそういう中でまた協調利下げというものが——アメリカは本来第三次で一%引き下げたいという考え方だったが〇・五%，これはT-B等の動きを見れば

の環境が熟してゐる。そして今まで行われた政策の協調の中に結果として出た金利引き下げといふのは評価しようというような表現の限界を一応のところおこなつておるわけでございます。が、問題は、これはこの十九日に初めて公定歩合のそれぞれの金利がみんな出そろうわけでござりますから、ほかの国と違つて日本は仕組みの上でそれだけ時間がかかるります。したがつて、それらの成果を見る前に口銀が判断されるであろうということはちよつともの口からは言うべきではないではないか。

ただ、御指摘なさいましたように、何分日本と西ドイツは三・五%でございますから、ほかの国と二二けたのところもござりますし、非常に幅と云ふものはほかの国と違つて狭くなつておるといふ問題意識は私も持つております。

○柴田(弘)委員 ですから、これは財政再建の問題

したところだ、したかつて、これらの対策はおそらくでない、必要によっては補正予算等をも表現ではなかつたかなというふうに思つております。

だから、財政の出動というのは、それもちょっと私も早いなと思ったのは、補助金の法律の通るその直前の答弁でござりますから、これはもう決まっておるということであつたかもしませんけれども、やはり補正予算というものを口にするときには慎重でらなければならぬ。もちろん必要に応じて補正予算、毎度組んできているわけですから、が、今通つた段階で補正予算が直ちに必要なと言えば、何か今までせつかく御審議していただいたものが余り実りがなかつたような感じを与えてもいけませんので、したがつて、この問題は諸

題にも関連をしてくると思いますが、私が思いますが、結論として、今日までとつてまいりましてわざわざの緊縮路線というものの転換というものは今圖るべきである、そして金融政策というのもほぼ限界点に近づいてきた、だからいいよい財政の出番ではないかということを私は言いたかつたわけであります。

般の情勢を見ながら決定すべきことであろうといふぐらいにきょうの段階はしておくべきではなかろうかと思います。

○柴田(弘)委員 財政当局、財政担当の大蔵大臣としては、諸般の情勢を見ながらとということで非常に含みのある答弁をされました。諸般の情勢というものは、やはり予想外の円高、私はこういうことが一つの大きなファクターになると思います。そういう観点で私は御質問をいたしております。重ねて御答弁をいただきたいと思います。

○柴田(弘)委員 あと十五分ですからこの問題はこの程度にしまして、あと残り時間で税制改正の中間報告の問題についていろいろとお考えをお聞かせをいただきたい、こう思います。

それで、時間がありませんから、私の方で私自身が考えておりますこの問題点を御指摘申し上げて、そしてこの意見を今後の抜本的な税制改正の中にぜひともひとつ取り入れていただきたい、こういった意を含めまして御指摘を申し上げたいと思います。

まず一つは、これはやむを得ぬとおっしゃるかもしれません、減税の規模、具体的な減税金額

は提示されていない。時期は六十二年とおつしやるわけであります。これが示されない。これはやむを得ぬことだ、中間報告ですからと、こういうことがあります。がしかし、この中間報告の中身というのは、既に總理や大蔵大臣が何回も示された方向であつたわけで、國民はやはり具體的な金額、時期、方法を期待していたと私は思います。この四月に減税案、そして秋に財源措置の答申というのを受けて、私どもの野黨の要求、國民の減税の要求といふものを抑え込んできただけに、やはりこういったものを明示されてもよかつたのではないかなどという氣を私は持つております。そして一方において、秋だということでありますが、財源措置に関しては一言も触れられていない。財源の先送りが既定方針であつたとはいひながら方向さえ示されていないのは、たとえそのことが政府にとってマイナス材料になるにせよ、無責任過ぎる、私はこのように考へるわけであります。減税がちよびりでその後増税がつかり、これでは目も当てられないわけでありまして、やはりそういったことで一つの整合性というものがないのではないか、これが一点であります。

それから二点目は、中間報告は、所得税と個人住民税を合計した最高税率、これを六〇%台に引き下げるとともに税率区分の幅を拡大、刻み数の大幅な削減によって、入社してから退職するまでのサラリーマンの税率がなるべく変わらないようにする方向を打ち出している。つまり中堅サラリーマンに配慮した改革案と言える、この点では私は評価をいたします。しかし、その具体的な内容があいまいであります。この最高税率の引き下げが最低税率の引き上げにつながるとすれば、これは低所得者層に対する増税となり問題が残る、こう思います。ひとつこの辺についての御配慮をお願いをしたい、こんなふうに考えております。

るということになつておるわけであります。この特別控除を設けるかわりに、二分一乗方式のような合算分割制の導入は見送られたわけであります。しかし、やはり本当にクロヨンとか言われる業種間の実態的な徴税の不公平がこれによつて完全に解消されたということは言いがたいのではないか、私はこのように思います。これが三項目であります。

それから四点目は、また、サラリーマンに対する自己申告に基づく経費の実額控除選択制導入は一步前進だと思います。しかし、その必要経費というものを十分に認めない限りやはりこれは空文と終わる、サラリーマンの重税感、公平感をかえつて助長しかねない、こう思います。

それから五点目は、物価調整の考え方方が取り入れられていないということであります。今日までサラリーマンが自営業者などの申告所得税に比して源泉所得税で実質上の増税を強いられたということは、物価上昇に伴う名目賃金の伸びによってだ、こう思います。でありますから、こういった実質増税の構造が問題化して久しいわけでありますて、今回累進税率の刻みが緩和されたといたしましてもこの物価調整の仕組みを取り入れなければ何にもならないのじやないか、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

それから第六点目は、法人税であります。これは企業からの要求の強い実効税率の軽減、企業設備の法定耐用年数の短縮などを提言しております。しかし、赤字法人に対しても課税を強化するということには問題がある上に、実効税率を下げるといつても具体的な運用については今後の検討待ち、こうなつてゐるわけです。赤字法人この辺の対応というのは非常に重要なと僕は思います。

それから第八点目は、先ほども申しましたが、減税に対する財源措置であります。これは政府税調会長も参考人でお見えになつたときに、大幅減税をやれば大型間接税を導入しても国民の理解を得られる、このような示唆がありました。でありますから、減税の見返り財源措置というのは一体

何だ、こういうことが今後非常に心配になつてくるわけであります。この点を第八点目ということとして御指摘を申し上げたいたい。

第九点目には、しかばん減税財源としては一回何を持ってくるか。これは、こういつた広範な国体會議論、あるいはまた私どもが要求をいたしました四野党的修正案、あるいはまたいろいろな国民的な議論を巻き起こしていく、そいつた中で政府としても対応していただきたい、こういうふうに思うわけであります。

それから第十点は、これは概略的なことですが、今回のこの税制改正が、戦後のシャウブ勧告以来の抜本的な税制改正と言つても、今政府が行つておる行政改革と同じように結局かけ終わつてしまふのじゃないかという懸念が一つあるわけでござります。

こういつた十点、いろいろ羅列しましたが、この辺を大蔵大臣から、一つ一つはちょっとと無理かもしれませんので結構でございますが、こういつた税調答申を受けて政府としてはどのような姿勢で税制改正を行つていかれるのかといった点を基本にして御意見を伺つておきたいと思います。どうでしようか。

○竹下国務大臣 まず、政府税調の中間報告、この問題でございますが、たびたび御議論がございましたように、本来は増税案と同時に発表すべきじゃないか、こういうような御議論もございました。政府税調に対する諮問においていわば手続的な問題を申し上げたわけでございますので、したがつて、数字の入っていないところのいわば負担軽減、合理化に資する方策を中心的に部分的に実現的な方向を示すなどまとまつたということになるわけでございます。したがつて、具体的な今後の問題は税制調査会において包括的な税制改革の中で一体として行われるであろう。

もう一つ書いてございますのは、これを契機として国民の税に対する議論がもつと、さらにまた活性になるのじやないか、こういうこともおしゃつておりました。したがつて、きょうらのい

わは問答というものがその税調の中で報告として持ち込まれ議論がさらに進められていくべきものであろう。だから、痛み、ひずみ、ゆがみはどこにあるか、まずそこからやつてくださいという手続に対する御答申、こうのことにならうかと思われるわけであります。

それから大型間接税の問題でございますが、この問題につきましては、これはまさに今後の問題でございます。いわば、いわゆる課税ベースの広い間接税の問題について広範な検討領域の中に入っており、取りまとめの手順からすれば後半における審議課題となるであろうというふうに申し上げておるところでございます。

それから、小倉さんが参考人としていらっしゃったときの話は聞いておりませんが、そういう意見の人もあるというようなことを今まで議論していただいておりますから、概説の中でもそういう意見の人もあるという趣旨ではなかったであろうかと思つております。

それから、評価していただいた部分がございます。これらについては定性的な報告は評価するというところでございますから、これから具体的な中身につきましてはさらずに御議論をいただきながら成案を得ていくくといふ性格のものではなかろうかといふに考える次第であります。

○柴田(弘)委員 最後に、要望に御答弁をいただきたい。

大型間接税は導入しないということ、そしてあくまで不公平税制の是正によって財源措置を講ずるということ、これは四野党修正案を参考にしていただければ十分できると私は思います。そしてまた、財政運営、経済政策の転換というものを図つなければ必ず自然増収が生まれる、こういうふうに考えております。

それから二番目は、先ほど十点にわたつて述べました、これは私の意見とすることよりも私ども公明党の意見であります。この点も十分に参考にされまして今後の税制改正に取り組んでいたい。

この二点を要望いたしたいと思いますが、大臣の御答弁をお聞きしまして、質問を終わります。
○竹下国務大臣 野党四党の税制に対する基本的な考え方、一度成案をまとめていただいたものは承知をいたしております。そうしていま一つ存在しておるのは、今年中に所得税減税等について幹事長・書記長会談で成案を得るというお約束があることも承知をいたしております。恐らく税制調査会の推移等を見ながらそれぞれの御議論が進められていくではなかろうか。それに対して政府は最大限尊重するとともに、御勉強いただくお手伝い等については積極的に行わなければならないとうふうに考えておるところであります。

○柴田(弘)委員 では、時間が参りましたのでこれで終わります。ありがとうございました。

○堀之内委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 総理大臣がきょう参議院で補正予算を組む用意があると言つたことは、まさにこの法案審議中の失言であると私は思いますが、

○堀之内委員長代理 やはりその趣旨には敬意は表しますが、やすやすと理財局長、まあそういう

○沢田委員 続いて、大臣もこれまで多数の野党を相手にしながらばつたと切り倒したよう

な気持ちで爽快だと思つておられるのだろうと思

います。若干休憩時間も与えなければいけないのかなということも考えまして、違つたところから質問をして、大臣の方は、今ちゃんと総理大臣をしかりつけた後でありますから、少し時間を置

きたいと思います。

行政管理庁は、行政関連の中で今回の特殊法人それから財投、この関係について管理の方で、現

在も予算は追迫をして厳しい状況の中で、これは各野党もそれぞれ述べてきましたが、

財投の見直し、特にもし総理の言う前川レポート

が認知をされたものであるとすれば、少なくとも行政改革推進審議会としてはそれに対応した措置

を講ずることは当然のことだ、こういうふうに思

いますけれども、その点はいかがでしよう。

○堀之内委員長代理 行革審でそれを指摘された間

でござりますので、銳意努力をしてまいりたい

と思っています。

○沢田委員 特殊法人についてはどういうふうに考

えておりますか。

○加藤説明員 先生御指摘のように、特殊法人の半数近くがいわゆる財投機関でございまして、し

たがいまして特殊法人のあり方を見直しましてそ

の活性化を図つていくということは、財投そのもの

の適切かつ有効な運用につながるわけでござ

ります。

特殊法人は、先生御承知のように社会資本の整備とかまた民間の諸活動を補完いたしまして、

我が国の社会経済の発展に重要な役割を果たして

きたわけでございます。しかしながら、最近にお

ける特殊法人を取り巻く経営環境の変化は厳しい

ものがあるわけでござります。このような社会経

済の変化に即応しまして、国民のニーズに対応し

ておりまつた。そのためには、その制度運用の根本にさかのばつた検

討が必要であるということござります。

このため、臨調答申に引き続きまして特殊法

人の活性化を一段と進めるために、政府の要請を受

に紳士的に物を言われましたけれども、これは国会の機能の権威の問題ですからね、そういう言葉のあやで問題を解決すべきものではない、こういふふうに思います。それが第一点であります。これは委員長、よろしいですか。

○堀之内委員長代理 よくわかりました。

○沢田委員 続いて、大臣もこれまで多数の野党

を相手にしながらばつたと切り倒したよう

な気持ちで爽快だと思つておられるのだろうと思

います。若干休憩時間も与えなければいけないのかなということも考えまして、違つたところから質問をして、大臣の方は、今ちゃんと総理大臣をしかりつけた後でありますから、少し時間を置

きたいと思います。

行政管理庁は、行政関連の中で今回の特殊法人それから財投、この関係について管理の方で、現

在も予算は追迫をして厳しい状況の中で、これは各野党もそれぞれ述べてきましたが、

財投の見直し、特にもし総理の言う前川レポート

が認知をされたものであるとすれば、少なくとも行政改革推進審議会としてはそれに対応した措置

を講ずることは当然のことだ、こういうふうに思

いますけれども、その点はいかがでしよう。

○堀之内委員長代理 行革審でそれを指摘された間

でござりますので、銳意努力をしてまいりたい

と思っています。

○沢田委員 特殊法人についてはどういうふうに考

えておりますか。

○加藤説明員 先生御指摘のように、特殊法人の半数近くがいわゆる財投機関でございまして、し

たがいまして特殊法人のあり方を見直しましてそ

の活性化を図つていくということは、財投そのもの

の適切かつ有効な運用につながるわけでござ

ります。

特殊法人は、先生御承知のように社会資本の整

備だとかまた民間の諸活動を補完いたしまして、

我が国の社会経済の発展に重要な役割を果たして

きたわけでございます。しかしながら、最近にお

ける特殊法人を取り巻く経営環境の変化は厳しい

ものがあるわけでござります。このような社会経

済の変化に即応しまして、国民のニーズに対応し

ておりまつた。そのためには、その制度運用の根本にさかのばつた検

討が必要であるということござります。

このため、臨調答申に引き続きまして特殊法

人の活性化を一段と進めるために、政府の要請を受

けまして行革審の特殊法人問題等小委員会におきましては、特殊法人の活性化方策につきまして検討を進めてきたところでございます。また、特殊法人問題等小委員会における報告の中身でございますが、一般的活性化方策と個別特殊法人の活性化方策とに分かれるわけでございますが、これら活性化方策を進めることによりまして、公共性と効率性との調和が図られ、その相乗的効果によりまして今後とも国民生活及び経済社会の発展に一層寄与し得るようになるものと考えているわけでございます。また冒頭申しましたように、このような活性化方策を進めることによりまして財政投融資の適切かつ有効な運用につながるものと期待をいたしているわけでございます。

○沢田委員 私が言つたのは、今回の答申の前提となつてゐた事柄の解説、こういうことだったのです。

○竹下国務大臣 最初に、これは出過ぎたことであります。それが、その点はあなたの誠意のあるといふか、中身はあつたとは思われないけれども、一応誠意のある回答であります。言ふならば現在の産業構造を変えていく、こういう一つの方向へ一步踏み出そうかというときに当たつての次元でどうとらえるかということの意味であつたといふことで、まだおられたら何かの機会にひとつ答えていただきたいと思います。

それじゃ、少しもう休みましたから大蔵大臣、さつき述べたように、大臣は法案提出中に慎重にこの段階においては、G.N.P.に対してどのよう公債の依存度も下げていきます。そこが、六十五年までの一つの経過でございます。そして、そ

ういうことですが、大蔵大臣はそれまで、私もそうなんですが、生きているかどうかわかります。もう一つは、そして毎年毎年、全体の予算に関する財政再建が果たされるのであろうか。特例公債せんけれども、財政再建の展望というものを考えたときに、果たしてこれからどの程度の距離でこ

は五年と言つてみたけれども、これもまあ難しい。しかし建設国債は、これはとてもではないけれども道遠しと言わざるを得ない。そうすると、いつの日かその重圧を、負担を国民にかけなければならぬ時期が来る。こういうことを考えますと、やはり再建の道というものを一応政府としてはこ

う考へてゐるんだということを国民に示す義務があると想ひますけれども、その展望についてお伺いをいたしたいと思います。

○竹下国務大臣 最初に、これは出過ぎたことでありますが、補正予算問題について、後藤田官房長官記者会見。

総理の答弁は、自分も読み、新聞の夕刊も読んだが、君の記事は正確ではない。

君とは沢田さんじやございません。新聞記者の方です。

○竹下国務大臣 前回レポートというのでは、私はミスター・マイク、こう世界的に通用に行きますとミスター・マイク、驚いたと言うのは失礼に当たります。私にはミスター・タケ

○沢田委員 別にまた後でやりますが、前川レポートは、これは何という名前をつけたらいののか、新聞の報道等で考へればいろいろの名称のつけ方はあると思うのですが、答申があつた。

しかし、閣議にも諮られなかつた。それから、与党自民党とも相談がなかつた。しかも、これに伴う通産なり大蔵なりの大蔵との経済閣僚会議にも諮られなかつた。これは事実ですか。

○竹下国務大臣 前川さんが座長でありますところのあの研究会は総理の諸間機関であつて、いわば八条機関等のものではない。そういう性格の中で、しかし、なかなか見事な作品であるから、これを参考にしてこれからは政府・与党の責任において検討をしていこう、中長期のものあるいは短期

においては、経済状態は良くなると言つてゐる。ただ、このことは断じて言つてはならない言葉なんだ。それをいかにも事があれば円高不況でやむを得なければ補正予算も組む用意がある、こういうことを述べるということは、この法案審議

に対するやはり権威を失墜するものであるし、これは失言なんであります。ですから、これは委員長に申していますが、普通ならこれでとまつてしまふ。本当はこれでも法案審議に値しないのでありますからこれは流さなければしょうがない。

○沢田委員 これが大蔵大臣としての想像も加わつての話でありますから、本人に聞いてみると、外には最終的にはわからぬことであります。たゞ、やることなすこと大統領気分で、総理大臣よ

りももつと偉くなつちやつたような気持ちで物事を処理しているという姿勢、言つならば独断専行という言葉が当てはまるのでしようけれども、そ

ういう形が果たして日本の民主主義の形態に合っているのかといえば、これは全然合つてないスタイルなんですね。党にも十分連絡したりしない、

してもらう、「こういうことにならないと筋が通らない」。

そういうことです。

そういうことですが、大蔵大臣はそれまで、私

もそうなんですが、生きているかどうかわかりま

る

う一つは、そして毎年毎年、全体の予算に関する

財政再建

が

ある

と想ひますけれども、その展望についてお伺いをいたしたいと思います。

○竹下国務大臣 最初に、これは出過ぎたことでありますが、補正予算問題について、後藤田官房長官記者会見。

総理の答弁は、自分も読み、新聞の夕刊も読んだが、君の記事は正確ではない。

君とは沢田さんじやございません。新聞記者の方です。

○竹下国務大臣 前回レポートというのでは、私はミスター・マイク、こう世界的に通用

に行きますとミスター・マイク、驚いたと言うのは失礼に当たります。私にはミスター・タケ

○沢田委員 別にまた後でやりますが、前川レ

ポートは、これは何という名前をつけたらいの

のか、新聞の報道等で考へればいろいろの名称の

つけ方はあると思うのですが、答申があつた。

しかし、閣議にも諮られなかつた。それから、与党

自民党とも相談がなかつた。しかも、これに伴う

通産なり大蔵なりの大蔵との経済閣僚会議にも諮

られなかつた。これは事実ですか。

○竹下国務大臣 前川さんが座長でありますところのあの研究会は総理の諸間機関であつて、いわば八条機関等のものではない。そういう性格の中で、しかし、なかなか見事な作品であるから、これを参考にしてこれからは政府・与党の責任において検討をしていこう、中長期のものあるいは短期においては、経済状態は良くなると言つてゐる。ただ、このことは断じて言つてはならない言葉なんだ。それをいかにも事があれば円高不況でやむを得なければ補正予算も組む用意がある、こういうことを述べるということは、この法案審議

に対するやはり権威を失墜するものであるし、これは失言なんであります。ですから、これは委員長に申していますが、普通ならこれでとまつてしまふ。本当はこれでも法案審議に値しないのでありますからこれは流さなければしょうがない。

○沢田委員 これが大蔵大臣としての想像も加わつての話でありますから、本人に聞いてみると、外には最終的にはわからぬことであります。たゞ、やることなすこと大統領気分で、総理大臣よ

りももつと偉くなつちやつたような気持ちで物事を

処理しているという姿勢、言つならば独断専行

という言葉が當てはまるのでしようけれども、そ

ういう形が果たして日本の民主主義の形態に合

っているのかといえば、これは全然合つてないスタイルなんですね。党にも十分連絡したりしない、

ますけれども、参考にしてこれから具体的にやろ

う」というときが正式にそのものが認知されたとで

も申しましようか、そういうことになる性格のも

のなかなというふうに考えております。

○沢田委員 それがレーガン大統領のもとに提出

をされて、五百五十億ドルに上る貿易黒字という

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

討議もしない、閣議でも議論を十分にしない。それを勝手に、日本の産業構造をこう変えていくんだといつよくなことを、大統領でもあるまいし、言える権限が果たしてあるのか。顧みて考えたときには、これは随分おこるところも甚だしい、こういうことを言わざるを得ないのです。それを大臣は一生懸命弁護して言つてはいるようありますけれども、客観的に見るとどうしてもそつなるというふうに思いますが、大臣、いかがでしようか。

○竹下国務大臣 その後正確に整理された位置づけが、あくまでも参考にして、そして政府・与党一體となつて——四月七日に総理に報告書が提出され、八日に経済対策閣僚会議で「この報告書を参考として、与党とも十分な連携を図りつつ、関係審議会等における調査審議も含め、早急に必要な検討を行う。」ということがその後決まって、八日、私はアメリカへ出発しましたのでちょうど出でていなかつたわけですが、それでこの談話を発表されて、そして四月二十二日に経済構造調整推進会議、このものが決まつた。ここで「経済構造調整推進のための諸施策について、今後、中長期的な努力を継続し、その実現を図る。」ということが決まつたというような大筋の手順になつてきておるわけでございます。

○沢田委員 やはり疑問点は残るし、どうしても

中曾根さんに来てもらつてこの辺の点はたださないといふことあるいは全体の産業構造、そういうことまで変えていこうという、言うならば革命に近い方向転換なんであります。今まで資源のない我が国は輸出によつて支えられ、そして国民の生活を維持してきたものを、今度は輸出に依存しないで生活をしていこうという路線なんでありますから、言うならば経済革命であることには違ひないのであります。ですから、そういう意味からいえば、これはどうしても御本人に来てもらつて先ほどの発言と——大勢呼んでいるんでありますが、これは大変重要なことだから、時間がどんどんたつていつてしまふんですか、ここにあるい

はどうにも審議ができなくなつてしまふことになるかも知れない。まだないから構いませんけれども、そういうことになる可能性もなきにしもあらず。

これは、大臣の答弁、さつきのも、「新聞の夕刊」も読んだが、君らの記事は正確ではない。これも随分言葉が悪いですね。私も悪い方だけれども、とにかく悪いですね。それで、言つていることが違うように言つてゐるけれども、実態は同じなんですね。「公共事業などの繰り上げの結果、必要なら補正予算による公共事業や中小企業対策なども実行したい」と述べ、円高不況対策のために補正予算を組むこともありうるとの方針」、これはこれと同じですね。だから総理は、公共事業の前倒しをした後で、必要があれば、補正予算による公共事業の追加等を検討する。」これだつて問題です。その「検討する。」という、前倒しで十分なればも検討する必要ないんですよ。前倒しでは十分でないとみずからが決めたら、補正予算で公共事業の追加を検討するんすとということを言つたわけです。これが十分であれば、この言葉は出てこないはずなんですね。これだつて現在審議しているこの法案に対する修正なんです。どんな期待であろうと希望であろうと、修正であることは変わりがない。これは総理大臣が来て、補正予算という言葉を述べるということは不謹慎であり、これは参議院で取り消すのが本当かここへ来て取り消すのが本当かわからぬけれども、国民に對してそれは行政府と国会という立場において取り消してもらわなければ先に進めるわけにはいかない。

○沢田委員 ソんな言いわけを聞こうとは思つてないのです。言うならばこれでサミットまでに日本の黒字減らしをして、サミットの中においてはしゃんしゃんしゃんと終わらせたい、こういう期待を込めてこういう政策を決めたのではないですか。サミットには当然間に合わない、大変な黒字が出るのは当然だ、そういう予想であなた方は作成したわけですか。

○北村(恭)政府委員 四月八日に決めました総合

とで全体として今後の日本経済が安定成長路線に乗つて動いていく、やがてその結果貿易収支の黒字問題についても効果が出てくるということを期待しての政策だと考えておりまして、特に今サミットということだけを念頭に置いたということではないと思つております。

○竹下国務大臣 これは実際問題からいいますと、サミットまでに参議院を例の補助率の関係の激は数億ドル、まあ黒字減らし焼け石に水となるますけれども、対外経済政策の骨子といつもが発表されましてそれを対応を図りました。四月二十八日「摩擦でつかの間の休戦」という見出しがありました、サミットの結果、これはむだになつたということをお認めになられますか。

○北村(恭)政府委員 四月八日に政府として総合経済対策を決めさせていただきましたが、そこに書いてござります幾つかの項目につきましては、ある程度時間がかかる効果が出てくるものが幾つかござります。金融政策、公共事業の前倒しあるいは規制緩和、それから中でも一番中心になつておりますのが円高あるいは原油価格のメリットの国民への還元といった問題でござりますので、こういった問題が現在生じております円のデフレ的な効果を消し、さらにそのメリットを発現するようについてことで、若干のタイムラグを置いてこういった効果が出てくるということだと考えております。

○沢田委員 そんな言いわけを聞こうとは思つてないのです。言うならばこれでサミットまでに

日本が出したのです。その後また金利の引き下げもありましたけれども、じやこれは屋上屋の措置であったわけですか。これで十分達せられる

思つたのは、いつごろを目途に達せられると思つたのですか。

○北村(恭)政府委員 いわゆる総合対策というの

は、実は政府といつしましては三回にわたつて今

まで実施してきているわけでございまして……

(沢田委員) 「いや、そういうことを聞いているんじゃないんだよ。先ほどのことを言ってくれよ。

時間がないんだから」と呼ぶ) 第三次の対策とい

うことで四月八日に総合経済対策も決めさせてい

ただいているわけでございまして、若干繰り返す

ようございますけれども、直ちに経済的に効果

の出でくるものと若干時間のかかってくるものと

か、いろいろ施策としてあろうかと思います。し

たがいまして、どの時点ということではございま

せん。今後徐々にその効果が出てくる、下期には相当の効果が出てくるのじゃないかといったよ

うな考え方でこの対策をつくっているということ

でございます。

○沢田委員 許されない答弁だよ。これだけの急

激な円高によって中小企業その他はもうどうしよう

かと思いつか悩んでいるという今日、あなたは給料

をもらつていてるからそれで安心しているのかもし

らぬけれども、あなたの仕入れができるない、あし

たの契約ができないということを思つておつたなら、これは

素直に見通しを誤りましたとあなたが謝る分には

高い対応できるなんて思つておつたなら、これは

飛ぶわけじゃないんだから。大臣が謝るわけ

じゃないんだから。あなたとしては、これは見通

しを間違えました、だから公定歩合も下げました、

しかしそれでもなお激しい円高には今現在抗し切

れない状況にあります、なぜそく素直に言えない

のですか。もういい。あなたの答弁は要らないよ。

大蔵大臣、聞いていて、こういう答弁をしていた

んじや国会のむだな時間をつくるだけであるし、

不謹慎だ。もう少し素直に答弁してもらうことを

要望します。

次にいきます。

今日、円高不況といつものが極めて深刻な状況

になつてゐるといふことは、大臣、認めますか。

○竹下国務大臣 業種によつて差はあるにいたし

ましても、深刻な状態になつてゐるといふことは

認めます。

○沢田委員 これは時間うんと節約したから……。

この間、これは別に私の選挙区ではないですよ、

ある洋食器の、場所を言つたつて構わないのです

が、金属洋食器の場所といへば有名ですが、そこ

の商工会議所と市長さんがいろいろ資料を送つて

くれました。とにかくもつどうにもならぬと言つ

て、資金繰りが難しいし、契約解除も出てきてい

るし、どうしようかということで苦労を重ねてい

る。そういう事情を感じてない答弁をされると、

全く怒り心頭に達するのですよ。大臣、これは

本当に注意してくださいよ。そういうところへ少

し派遣して、見習いに工場で働かせて、経理係で

も担当させて出向させた方がいい。大臣、そういう

ことを考えてみてやつてくれませんか。いかが

ですか。

○沢田委員 一応これは要望しておいて、そういう

人がいましたら認識不足ですから、やはり現地

へ行って働いて汗を流して、ああこれは大変なん

だなということを感じてきてからここで答弁して

もらうということをひとつ勧告しておきたいと思

います。

あつちこつちへいくようで申しわけないので

けれども、統いて林业関係で、問題は二つなんで

す。

簡単に言いますと、民間で借りるお金と政府が

出す借入金の金利が非常に違つ。同じ林业にお金

を貯める場合に、どこから出てくるかは別問題とし

て、ともかく同じ林业と競争をさせていくこ

う、こついう趣旨に立つならば、一方は高い金利、

一方は低い金利という政策金利を使つたのでは対

くともこの金融財政の面においては平等の条件の中で競争させるということが基本原則だと思うの

ですが、この点は法律が必要なら立法措置を講じてもいいんだと思うのですが、なぜこういうものがずっと今日まで続いていて、おまえら赤字

だからけしからぬ、こういうことを言うのは少し酷ではないかというふうに思います。その点はいかがでしよう。

○森田政府委員 御質問の点は国有林と民有林に

対する金利の差の問題であろうと思いますが、資金運用部はごく粗っぽく申しますと卸売金融機関

的な性格がございまして、財投機関にお貸しをして、そこから個々の対象にお貸しをするというこ

とでございます。したがいまして、財投融資か

本當に注意してくださいよ。そういうところへ少

し派遣して、見習いに工場で働かせて、経理係で

も担当させて出向させた方がいい。大臣、そういう

ことを考えてみてやつてくれませんか。いかが

ですか。

○竹下国務大臣 計画の性格性をお話しさただけ

で、いわばそういう業界自身の問題に対応すべき

政治姿勢としては私からお答えするのが妥当であ

ります。

○沢田委員 一応これは要望しておいて、そういう

人がいましたら認識不足ですから、やはり現地

へ行って働いて汗を流して、ああこれは大変なん

だなということを感じてきてからここで答弁して

もらうということをひとつ勧告しておきたいと思

います。

あつちこつちへいくようで申しわけないので

けれども、統いて林业関係で、問題は二つなんで

す。

か。その原則は了解してくれますか。大体同意しますか。

○森田政府委員 国有林にお貸しする金利、それから農林漁業金融公庫がお貸しする金利、それぞれの相手の業態の規模、経営内容によつて差が出ることはやむを得ないと思います。しかし、それぞれの業態が健全な経営ができるように配慮していくべきものであるという点については、そのように考えております。

○沢田委員 では、念を押しますけれども、仮想金利というものを設定して、一方が三・五であるとすれば——これは一応農林漁業金融公庫の金としては最低の金利ですね。ですから三・五%として、そこから個々の対象にお貸しをするというこ

とでございます。したがいまして、財投融資か

して計算をしてその差額は当然赤字として計算を

して、片一方を六%とした場合には、一応三・五%と

して計算をしてみたならば、この金利と金利との差額がどうかは別と

して、同じくしていいです。片一方も六%で

計算してみたならば、このもありませんが、

では三・五%としてみたらこれだけ利益が上がつた、こういう計算をさせることは可能である、こ

ういうふうに理解していいですか。

○森田政府委員 それは、それぞれの業態の経営を見ていかなる金利が妥当かということを決め、

三・五%と財投金利の差と、これは一般会計か

して計算をしてみたならば、このもありませんが、

では三・五%としてみたらこれだけ利益が上がつた、こういう計算をさせることは可能である、こ

ういうふうに理解していいですか。

○森田政府委員 それは、それぞれの業態の経営を見ていかなる金利が妥当かということを決め、

三・五%と財投金利の差と、これは一般会計か

して計算をしてみたならば、このもありませんが、

では三・五%としてみたらこれだけ利益が上がつた、こういう計算をさせることは可能である、こ

ういうふうに理解していいですか。

○沢田委員 そういふことじやなくて、過去から

ずっときた歴史の足跡を見て、そういう差をつけ

ながら競争原理を導入するということがアンフェアである、こういふことを言つてゐるわけですよ。

ですから、競争させるならば同じ条件で競争させねばなりません。そのためには、大東亜戦争へ来るであろう、あのときは北欧三国の方に流れ

ます。

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）

（堀之内委員長代理退席、委員長着席）

明確である、その場合においてのその補償の請求権というものは当然持つのですね、こう言つていいのに、なるべくしないようにしないようにと。金でもらっているのかと思いたくなる。

を均衡をとるべき必要性があるのではないか、あるいはバランスをとる方向に向かうべきではないのか、こういうことを提言をしておきたいと思うのです。

ちやならないのですが、一つは、先ほど述べた中曾根総理の発言は、委員長、ここでこれから採決に入ると思うのでありますけれども、特にこれは採決してしまってからでは国対等でもうどうにも

と、洋酒なんかのいわゆる円高差益還元というの
で一五%から二〇%というふうでございま
す。

時間がないですから次に、法務省においておいていただいておりますが、今度地方行政の方に警察の罰金などの値上げの法案が出されておりますが、それと、ここには弁護士の皆さんがあなたさんおられますから、今の社会経済の中での価値、いわゆる刑罰の量刑と、こういう言葉で重さ質、そういうものはやはりだんだんと変わってきてているのだろうと思うのです。昔の悪必ずしも今日の善ではない、昔の悪必ずしも今日の悪ではない、こういうふうに価値判断というものがやはり変わってきたおる。

裁判所はいろいろなそれぞれの分野の々
バイ・ケースで判断をされておりますから
は間違つていいないと思ひます。間違つて
もしひぬけれども、金体的に見ると無過失
何か罪が重くなり、罰金が重くなり、計算
罪をやつた方が軽くなるというような不
我々は容認できないのでありますと
検討をしていただけるかといつてみても、
來てゐるわけじやありませんから、一応そ
ことの認識があるかどうか。ないのならな
よつがないのですけれども、とにかくお答

それ
ないか
の方が
の人が
ならないし、死んだ人に
てどうにもならないので
の責任において善処して
検討していただきたい。
臣來 そうもなさそうで、
まつたという格好なんで、
でひとつ善処していただき
次に、エネルギー一斤來
單に聞いておきますが、
今日になつて、電力、石油
についてはどの程度になつ
てゐるか、どうぞお聞
きをい

ンフル注射をやつたつりますが、一応委員長らうようにより理事会等でいうことで、總理大臣委員会なめられてしが、そういうことの中たいと思います。

おられますからあと三百四十六円のときからこういうものの利益にか、その点、数字的に

うに、我がわゆるブラン指導をするております

○沢田委員長
ただいた本これでやめて提出をしては、その前における事

一分あります、それ以外に来ていい
々、これ以上言うと過ぎますので一応
ノド物等につきましてもそれを行政
いうことが決められておるやに考え
ください。それから経済企画庁等に
川レポートなるものが認知された段階
更要素を聞いたわけであります、こ
うして、この二つが、この二つ

例えば私文書の偽造などを例にとれば、そういうものの罰金は十円、二十円、今、金額を高くしている状況ですね。法律の金額は十円とか二十円とか、それの五十倍にしてみたってその程度で、車

たたいて、先に進めていきたいと思います。
○米澤説明員 お答えいたします。

○林説明員 お答えいたします
円高差益についての御質問か
ども、石油価格の下落と円高の
一応お示しいたがたい

アリットと両方会

われは時間の関係で省略をいたしますが、後でこれ
はまたお伺いをしたいと思います。
それから最後になりますが、先ほど述べた点に
ついて委員長から明快にお答えをいただいて、質

の罰金は途端に何万円かになってしまって、しかもその値を考えたときに、片っ方は計画的で、しかもそれを偽造して、そして経済犯罪は皆そういう形態。豊田事件にしても全部そうなんだ。そして国民の弱い心のところをつきながら悪いことをし、悪商法をやっておる。それの罰則の方がうんと低くなつていて、そして無過失に、過失を起こそうと

調整をしていくかということは非常に重要な問題でございまして、一例を挙げますと、これは古いことでございますが、昭和四十七年に刑法の関係でございますが罰金等臨時措置法を改正いたしまして、罰金刑を引き上げるということもやつておられますし、それから新しい類型の犯罪、例えばハラスメント罪とかハイジヤあるいは人質強要等々の反社会的

わせて、電力、ガス合わせましておおよそ一兆四千億とか五千億というようなオーダーではなからうかと思つております。

間を終わりたいと思います。
以上です。

○小泉委員長 沢田委員の発言の趣旨につきましては、後刻理事会で検討いたします。
これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

思わないで起こした例えは自動車事故なんかの罰金とかの刑の方が重いということは納得できないことだ。片っ方は計画的に、だまそうとし、だます行為もし、やってきた者が軽くなつて、そして片っ方は全然そういう故意ではない者が重くなくなつる。

会的行為につきまして、新しく処罰する必要があるというものにつきましてはその都度新しい法律をつくってきておりまして、当然のことながら刑法だけのごとくございませんで、各省がつくります行政罰則につきましても、日ごろから私ども法定刑とそれからその社会情勢の変化というものをあわせ

十三万七千円で入るものが六十一年では五百十五万円、ウイスキーは百三十五円で入ってくるものが二千七百五十円からということになる、それから万円筆やゴルフクラブなどは千八百五十円であるものが九万八千円である、女性が喜んで買つてゐるけれどもハンドバックは原価五百九十九円、壺

これは一つの例を挙げたわけでありますけれども、量刑という問題がそろそろ検討されるべき段階に来たのではないか。近代国家の日本という物件の今日的な段階において、現法を考えると言つてゐるのはありません。要すれば、その経済的な価値、社会的な価値、あるいは知性、良識、そういうものも含めながらその中での量刑というもの

ていくべく資料を收集し、かつ各省庁がつくります刑罰法規につきましても法定刑につき指導をしておるところでござります。したがいまして、一氣かせいにはできませんけれども、大いに検討すべき必要のあることであるという御示唆は非常に大切なことだと考えております。

○沢田委員　もうあと五分の間に二つ言わなく

○竹下国務大臣　近ごろデパートへ行つてみて
結果的には、円高になつたとしても庶民にはちつとも安く行き渡つていない。このことの現実はますお認めになるかどうか、それから改善する用意があるかどうか、そのことだけ、これは大臣答えてください。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案

一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案に対する修正案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「昭和六十一年四月一日」と定められておりますが、既にその期日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改めることにするものであります。

以上が本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ、御賛成くださいますようお願い申上げます。

○小泉委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○小泉委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○小泉委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。自見庄三郎君。

○自見委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表し、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べるものであります。

本法律案は、先般成立いたしました六十一年度予算とともに表裏一体をなす重要な財源確保に関する法律案であります。六十一年度予算の円滑な執行を期するためにその早期成立がぜひとも必要なものであります。

すなわち、第一に特例公債の発行であります。

六十一年度予算におきましては、既存の制度、施策の質的改革を一層推進するなど徹底した歳出の節減、合理化を行った結果、一般歳出の規模は前年度に比べ十二億円の減と、五十八年度以降四年連続の対前年度減額を達成いたしております。他方、税制については、その抜本的な見直しとの関連に留意しつつも、税負担の公平化、適正化

を推進するとともに税外収入の確保を図るため、歳出歳入両面にわたる厳しい見直し等の政府の努力にもかかわらずなお財源が不足するため、五兆二千四百六十億円の特例公債の発行を予定するに至っておりますが、財源確保のために必要かつやむを得ない措置と考えるものであります。

第二に、国債費定期繰り入れ等の停止であります。

基本的には現行の減債制度の仕組みを維持することが適當と考えますが、財政状況等によつて一時これを停止するなどの措置をとることもいたし方のないところであります。これにより、さらに特例公債が増発されることを回避し、特例公債依存体質の早期脱却を目指す策に寄与することとなるのであります。これもまた適正なものと考えます。

なお、別途、六十一年度予算においては、国債整理基金の残高等を考慮して四千百億円の予算繰り入れを行うこととし、公債の償還に支障を来すことのないよう万全の措置を講じているところであります。

第三に、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

現下の極めて厳しい財政事情にかんがみれば、このような会計間の財源調整により一般会計の負担軽減を図ることもやむを得ないものであります。なお、本特例措置につきましては、後日、健康勘定の収支状況によっては減額分に相当する金額を繰り戻す等の適切な措置を講ずることとしており、政管健保の適切な事業運営が確保されるよう配慮されているであります。

以上、本法律案に盛り込まれている各措置は、いずれも六十一年度の財政運営にとって必要な財源を確保するためのものであります。現在の財政事情のもので、国民生活と国民経済の安定に資するための措置として必要不可欠なものであると考へる次第であります。

また修正案は、事の性質上当然の措置であります。

○小泉委員長 沢田広君。

○沢田委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となつておりますいわゆる財政法に対し、反対の立場から討論を行います。

今や赤字国債も百四十三兆、国民一世帯当たり五百三十万にもなり、国民個人の預金額を上回るまでに至つております。これからもさらに累増の一途をたどり、十年後は二百兆円にも達する状況であります。

いつの日かこの借金は国民に押しつけられることとなり、その責任はまさに今日までの自民党政権にあることは論をまたないところであります。

特例公債は何ら耐久資産を残すものではなく、財政法でかたく束縛されている趣旨にも反するわけであり、本来あるべきものではないことを明らかにされております。借換債、定期繰り入れ等の空文化もしかりであります。赤字の不感症になり、慢然と赤字が続けられていることは許されることはありません。特にこれらの法案審議の最中、建設国債であつても補正を考えているかのとき発言は、国会軽視であり、法案を撤去すべきものであります。断じて許せる発言ではありません。不謹慎と言わざるを得ないものであります。

諸行無常との感想も述べられましたが、今回のサミットにおける諸行動、いわゆる前川レポートなど、与党にすら相談もなく、野党にはもちろんのこと、レーガンに約束していくということは、まさにおこれる者以外の何物でもありません。おこれる者久しからずと言われております。強く注意を喚起するものであります。

今回のサミットにおいても、田高問題には何ら

最後に、私は、政府が引き続き行財政改革を一層推進し、我が國経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るために、財政の対応力を一日も早く回復されるよう努力されんことを切に希望いたしました。本法律案及び修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○小泉委員長 沢田広君。

○沢田委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となつておりますいわゆる財政法に対し、反対の立場から討論を行います。

今や赤字国債も百四十三兆、国民一世帯当たり五百三十万にもなり、国民個人の預金額を上回るまでに至つております。これからもさらに累増の一途をたどり、十年後は二百兆円にも達する状況であります。

いつの日かこの借金は国民に押しつけられることとなり、その責任はまさに今日までの自民党政権にあることは論をまたないところであります。

特例公債は何ら耐久資産を残すものではなく、財政法でかたく束縛されている趣旨にも反するわけであり、本来あるべきものではないことを明らかにされております。借換債、定期繰り入れ等の空文化もしかりであります。赤字の不感症になり、慢然と赤字が続けられていることは許されることはありません。特にこれらの法案審議の最中、建設国債であつても補正を考えているかのとき発言は、国会軽視であり、法案を撤去すべきものであります。断じて許せる発言ではありません。不謹慎と言わざるを得ないものであります。

諸行無常との感想も述べられましたが、今回の

サミットにおける諸行動、いわゆる前川レポートなど、与党にすら相談もなく、野党にはもちろんのこと、レーガンに約束していくということは、まさにおこれる者以外の何物でもありません。おこれる者久しからずと言われております。強く注

意を喚起するものであります。

また修正案は、事の性質上当然の措置であります。

○小泉委員長 古川雅司君。

○古川委員 私は公明党・国民会議を代表して、

ただいま議題となつております昭和六十一年度の

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措

置に関する法律案及びただいま提案された修正案

に対し、反対の立場から討論を行ふものであります。

本法律案に反対する理由の第一は、昨年度まで

と同様に、本法律案の特別措置によつて政府の掲

げる財政再建の展望に何ら好転する材料を与え得

ないからであります。

すなわち、既に指摘されるとおり「増税なき財政再建」及び昭和六十五年度赤字国債脱却の政府公約は、事実上完全に破綻いたしております。しかし、政府はこの失政をかたくに認めようとせず、いたずらに財政のつじつま合わせに終始しているのみであり、我が国の最重要課題の一つである財政再建を一層困難にしていると言わざるを得ないのであります。

本法律案の問題点については、昭和六十年度における本特別措置から大きな進展はなく、一つには、一昨年赤字国債の借りかえのための立法措置を強行して以来、政府に赤字国債の借りかえを抑制するための努力は依然として極めて少ないことであり、我が党が主張してきた新しい財政再建の目標、政府短期証券市場の創設など、国債管理政策の整備、国債残高減少への取り組みなどについて政府の努力の結果が見られないことであり、二つには、五十七年度より五年連続して国債費定率繰り入れ等の停止措置を講ずることは、いよいよ国債還財源が底をつき、赤字国債の借りかえを繰り返すという異常事態を招くことになります。政府は、最近四年間の予算編成では、最初は定率繰り入れを行うことを前提とし、歳入不足による財政難を強調することにより、国民に対する減税の見送りや福祉・文教予算への切り込み削減を余儀なくし、編成途中で定率繰り入れを停止するつじつま合わせを繰り返しております。政府のこうした対応は、国民の不安と不満を助長するものであり、認めがたいものであります。

反対する理由の第二は、世界的経済不況と不安定の中で、我が国の円高差損に伴う深刻な不況に対し苦境にあえぐ中小企業等に対して、本法律案の審議の過程でその対策について的確な方途が示されていないことがあります。殊に、今回の東京サミットにおいて先進諸国との円高不安をさらに深刻なものとし、我が国の産業に決定的な打撃を与えることになることは明らかであります。

かであります。これは関連企業にとどまらず、市民生活全般にわたって厳しい生活苦を強いることになり、これは減税見送りや税外負担の過重などにより国民の負担が急増し、大型間接税の導入の不安が見え隠れする中で、国民生活は危機的様相

に転じつつあることを強く訴えるものであります。政府が財政再建に対し直ちにその失政を認め、新しい「増税なき財政再建」の目標を示し、速やかな所得税減税等の実施によって国民生活の安定を図るよう要求して、私の討論を終わります。(拍手)

○小泉委員長 玉置一弥君。
○玉置(一)委員 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案及び同修正案に対し、反対の討論を行います。

現在、我が国経済は、円高による景気減速への対応、对外経済摩擦の解消、「増税なき財政再建」の達成という三つの大きな課題を抱えています。これら三つの課題のすべての解決のために、内容の乏しい民活にのみ依存した從来の経済運営を転換しなければなりません。すなわち、政府によるこれまでの縮小均衡型経済運営を速やかに拡大均衡型へと転換し、所得減税の実施、公共事業の拡充、赤字国債脱却に対する弾力的対応などの積極財政政策を推進することが必要です。

政府がこれまで行ってきた財政の果たすべき景気調整機能を無視した財政運営、すなわち、単純、一律的な歳出削減、機械的かつ硬直的な国債減額、政府公約に反する増税の連続などは、我が国経済の適正成長を妨げ、税収伸び率の純化による財政の一層の悪化を招いてきました。

今日の経済情勢のもとにおいては、行財政改革を推進しつつ、赤字国債脱却の期間を延長し、財政の景気調整機能を生かした積極財政政策を推進することによって適正成長を実現し、もって大幅な税の自然增收の確保を図っていくことが中期的

には財政再建への早道なのであります。

しかるに、政府が六十一年度においても大幅な所得減税、投資減税の見送り、法人課税の強化、一般会計公共事業費の抑制など、円高不況の克服と内需の拡大を阻害する対応をとり、縮小均衡型経済運営をなおも踏襲していることは極めて遺憾であります。

本法律案は、政府のこのような誤れる経済運営、財政政策の裏づけとなるものであり、我が党の到底容認できるところではありません。

また、政府が、本法律案において臨調答申の指摘に反する厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ、国債費の定率繰り入れ等の停止などの財政技術的操作による表面的な歳出抑制を行っていることも看過することができません。このよくな一時的な、いわば緊急避難的な措置は、財政体質改善の見地からは何の意味もないばかりか、むしろ財政の実態を国民の目から覆い隠すという意味で極めて問題で、到底容認できません。制度の根本的改革につながらない実質的な赤字国債の発行は今後行わず、既往の措置は早急に解消するよう政府に強く求めます。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○正森委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案及び同修正案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、政府みずからが引き起こした深刻な財政破綻について反省せず、国民にそのツケを回そうとしているからであります。

今日の深刻な財政危機は、石油ショック後の内需拡大を旗印に、大量国債発行による膨大な大企業本位の公共投資などを強行し続けてきた政府・自民党と財界にこそ、まずその責任が帰さるべきではありません。ところが、この数年間、政府・自民党が財政再建を図るとして進めてきた諸施策は、国民党の臨調路線の実行であり、その結果、我

が国財政は国債費が一般会計予算の二割台を初めて突破し、新規財源債よりも国債費が上回るとい

うサラ金財政の新たな段階に突入し、再建どころかまさに破綻のきわみに達しております。六十五年度赤字国債脱却との再建目標も、自民党の宮澤総務会長でさえ、実体がないに等しいと言わしめるほどではありませんか。

本法律案は、このような破綻を招いたみずから

責任は棚上げし、そのしわ寄せを、国民の財産の食いつぶしやいざれ国民負担になる赤字国債の引き続き大量発行や借りかえなど、専ら国民に肩がわりさせ乗り切ろうとするもので、到底容認できません。

本法律案は、このような破綻を招いたみずから

責任は棚上げし、そのしわ寄せを、国民の財産の食いつぶしやいざれ国民負担になる赤字国債の引き続き大量発行や借りかえなど、専ら国民に肩がわりさせ乗り切ろうとするもので、到底容認できません。

第二の理由は、本法律案が、軍拡と大企業奉仕を貫く国民犠牲の反国民的な六十一年度予算の財源対策であるからです。

六十一年度政府予算は、老人医療再改悪を皮切りとする福祉破壊の第二ラウンドへの突入、一年限りの約束をほこにした国庫補助金カットの大、延長など、国民生活関連予算がかつてなく冷遇された反面、歯どめなき大軍拡の推進、内需拡大、民活の名による新たな大企業関連支出の優遇など、これらの予算是大幅に伸ばされております。

かかる反国民的な予算、施策のための財源確保策には賛成できないのであります。

反対の第三の理由は、国民本位の財政再建の方途に背を向け、当面を糊塗する安易な財源確保策であり、今後の財政危機を一層深めるからであります。

まず、五兆千四百六十億円もの赤字国債の増発は、財政危機を深刻化させる根本原因であります。さらに赤字国債の借りかえは、元金償還を先送りして当面の負担を軽減するものの、国債残高の累増と利払い費の急増をもたらし、財政危機の孫子の代まで永続化させるものにはかなりません。こうして、膨大な国債費が予算を先取りし、財政硬直化を強め、これが福祉切り捨てと大型間接税導入など、国民大増税へのことなることは必至であります。

- 三 その者の氏名及び住所
四 用があるときは、その者の氏名及び住所
四 営業所の名称及び所在地
五 業務の方法
六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の
種類
七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第七条第一項各号に
該当しないことを誓約する書面その他の大蔵省令
で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第六条 大蔵大臣は、第四条の登録の申請があつ
た場合においては、次条第一項の規定により登
録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項
を投資顧問業者登録簿に登録しなければならな
い。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたと
きは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知し
なければならない。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者登録簿を公衆の繼
覽に供しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のい
ずれかに該当するとき、又は登録申請書若しく
はその添付書類のうちに重要な事項について虚
偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が
欠けているときは、その登録を拒否しなければ
ならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法
令上これらと同様に取り扱われてゐる者
二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない
未成年者
三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令
上これと同様に取り扱われてゐる者
四 第三十八条第一項の規定により第四条の登
録を取り消され、その取消しの日から三年を

経過しない者（当該登録を取り消された者が

(変更の届出) を登録申請者に通知しなければならない。

- 経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む）又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九百四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十一年法律第四十五号、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ一、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 法人でその役員又は政令で定める使用者のうちにおいては、当該登録を取り消された者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から三年を経過しない者）

八 個人で政令で定める使用者のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨大蔵大臣は、前項の規定により登録を取り消された者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から三年を経過しない者）

（変更の届出）

第八条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

（廃業等の届出等）

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事實を知つた日）から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 投資顧問業者が死亡したとき。その相続人

二 法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散したとき。その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

五 投資顧問業を廃止したとき。投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

3 投資顧問業者が死亡した場合には、相続人は被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えで適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までのあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、引き続き投資顧問業を営むことができると想する。相続人がその期間内に第四条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したとき

は、その申請について登録又は登録の拒否の処

は、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 4 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第二十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

（営業保証金）

6 第十条 投資顧問業者は、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

7 前項の営業保証金の額は、主たる営業所及びその他の営業所ごとに、投資顧問業者の営業の実情及び投資者の保護を考慮して、政令で定める額とする。

8 投資顧問業者は、政令で定めるところにより、当該投資顧問業者のために所要の営業保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

9 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締

結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 投資顧問業者は、第一項の営業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、投資顧問業（投資顧問業の開始後新たに営業所を設置したことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合には、当該営業所に係る投資顧問業）を開始してはならない。

6 投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に關し、当該投資顧問業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 投資顧問業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第五十六条第一号において同じ。）を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

9 第一項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、前条第一項各号に該当することとなつたとき、第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の営業所に係る投資顧問業の廃止その他により、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に

関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

第三章 業務

（標識の掲示）

第十一條 投資顧問業者は、営業所ことに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

3 第十二条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を當ませてはならない。

4 第十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

2 投資顧問業者は、その行う投資顧問業について広告をするときは、自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言の実績その他の大蔵省令で定めるところについて、著しく事実に相違する表示をしてはならない。

3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより大蔵大臣が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行う助言の内容について保証しているかのよう人に誤認させるような表示をしてはならない。

4 第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を、事前に顧客に交付しなければならない。

二 報酬に關する事項

（契約締結前の書面の交付）

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

1 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

2 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

3 第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に關する事項を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

4 第十七条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の解説に關する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に關する事項を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

5 第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

6 第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

7 第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

8 第二十二条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

1 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

2 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別

3 第二十三条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

4 第二十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

5 第二十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

6 第二十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

7 第二十七条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

8 第二十八条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

9 第二十九条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

10 第三十条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

11 第三十一条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

四 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（契約締結時の書面の交付）

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

1 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 投資顧問業者が、契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

6 第二十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

7 第二十四条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

8 第二十五条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

1 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

2 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別

3 第二十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

4 第二十七条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

5 第二十八条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

6 第二十九条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

7 第三十条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

8 第三十一条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

9 第三十二条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

10 第三十三条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

11 第三十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

12 第三十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

13 第三十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

14 第三十七条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

15 第三十八条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

16 第三十九条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

17 第四十条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

18 第四十一条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

19 第四十二条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

20 第四十三条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

21 第四十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

22 第四十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に反する特約を除く。）に関する定めがあるときは、その内容

二 特定の有価証券に関し、助言を受けた顧客の売買に基づく価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行つこと。

第二十三条 投資顧問業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 顧客を勧説するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。
 二 顧客を勧説するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。
 三 その他投資者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為。

(認可)

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)でなければならぬ。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者に対し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登録に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十五条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十七条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその當もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支が良好なものであること。

二 認可申請者が、その人的構成に照らして、その當もうとする業務を公正かつに遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。(業務の内容及び方法の変更の認可)

第三十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第三十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から一週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

二 第三十一条ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 その他投資一任契約に係る業務に関する事項で大蔵省令で定める事項に該当することとなつたとき。

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を廃止したとき。

3 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可是、その効力を失う。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に從事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に從事し、又は事業を営んではならない。

(兼業の制限)

第三十一条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことは、当該投資顧問業者に関連する業務で、当該投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(報告書の交付)

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

(準備規定)

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十三条までの規定は、投資顧問業者が第二十四条第一項の認可を受けて投資一任契約に係る業務を行つ場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項中「自ら行つた有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保管しなければならない。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十四条 投資顧問業者は、大蔵省令で定める

第三十五条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不正な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、あるのは「第十九条から第二十条まで」、「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」と、同条第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)」とあるのは「事項」と、第十六条中「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第四十九条に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」と、第二十二条第二号中「助言を受けた顧客の売買」とあるのは「投資顧問業者が顧客から一任されて行つた投資」と、「助言を行つ」とあるのは「投資判断に基づく投資を行つ」と読み替えるものとする。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十六条 投資顧問業者は、大蔵省令で定める

第三十七条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不正な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

(立入検査等)

第三十六条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投

資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第三十七条 大蔵大臣は、投資顧問業者の業務の運営に關し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与える。

(登録の取消し等)

第三十八条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

2 不正の手段により第四条の登録を受けたと

き。

3 その行う投資顧問業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 大蔵大臣は、投資顧問業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は投資顧問業者の所在

(法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、

その公告の日から三十日を経過しても当該投資顧問業者から申出がないときは、当該投資顧問業者の登録を取り消すことができる。

3 前項第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(認可の取消し等)

第三十九条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 その行う投資一任契約に係る業務に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令

又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第二十五条第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。

3 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業

者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が取り消したときは、当該認可は、その効力を失う。

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督等の抹消)

第四十条 大蔵大臣は、第九条第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第三十八條第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 大蔵大臣は、第二十九条第二項若しくは前条第二項の規定により認可がその効力を失つたとき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四条第三項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第四十一条 大蔵大臣は、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 第六章 証券投資顧問業協会

(証券投資顧問業協会)

第四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、證券投資顧問業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 証券投資顧問業協会(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第四十三条 協会でない者は、証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員といふ名称を用いてはならない。

(苦情の解決)

第四十四条 協会は、顧客等から会員の営む業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるなければならない。

(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十五条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令を下すことができる。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(監督命令)

第四十六条 大蔵大臣は、協会の運営に関する連絡、

調整及び指導を行うことを目的として、全国を

単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定

つたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならぬ。

(大蔵大臣に対する協力)

第四十五条 大蔵大臣は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができるものとする。

(立入検査等)

第四十六条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第四十七条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令を下すことができる。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、

調整及び指導を行うことを目的として、全国を

単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧

問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定

による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会といふ名称を用

いてはならない。

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

第七章 雜則

(外国人等に対する特例等)

第四十九条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合において、当該法人又は個人に対する第三十五条第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定に当たつての技術的読替えその他当該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国外で投資顧問業を営む者の駐在員事務所の設置の届出等)

第五十条 外国で投資顧問業を営む者(投資顧問業者を除く。以下この条において同じ。)は、有価証券の市場に関する情報の収集及び提供その他有価証券に関連のある業務で大蔵省令で定めるものを行つたため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、国外で投資顧問業を営む者に対し、前項の施設において行う同項に規定する業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(権限の委任)

第五十一条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業とした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第四条の登録を受けないで投資顧問業を営んだ者

三 不正の手段により第四条の登録を受けた者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十二条各号に掲げる行為をした者

五 第二十四条第一項の認可を受けないで投資一任契約に係る業務を行つた者

六 第十条第五項の規定に違反して、投資顧問業を開始した者

七 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者

八 第十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する事項を表示した者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項

十 第三十七条第一項の規定による命令に違反

合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

四 第二十条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けに媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

五 第二十五条第一項の規定により付した条件に違反した者

六 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者

七 第二十九条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

八 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んだ者

九 第三十九条第一項の登録申請書又は同条第二項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十 第四十一条第一項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十一 第四十二条第一項の規定に違反して、他に会社の常務に從事し、又は事業を営んだ者

十二 第四十三条第一項の規定による帳簿書類の作成をした者

十三 第四十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

十四 第四十五条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書を提出した者

十五 第四十六条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書を提出した者

十六 第四十七条第一項の規定による命令に違反

三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

五 第三十三条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれら

の規定による命

令に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

七 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれら

の規定による命

令に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

九 第三十三条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれら

の規定による命

令に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

十 第三十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

十一 第三十五条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書を提出した者

十二 第三十六条第一項の規定による命令に違反

十三 第三十七条第一項の規定による命令に違反

十四 第三十八条第一項の規定による命令に違反

十五 第三十九条第一項の規定による命令に違反

十六 第四十一条第一項の規定による命令に違反

十七 第四十二条第一項の規定による命令に違反

十八 第四十三条第一項の規定による命令に違反

十九 第四十四条の規定による命令に違反

二十 第四十五条第一項の規定による命令に違反

二十一 第四十六条第一項の規定による命令に違反

二十二 第四十七条第一項の規定による命令に違反

二十三 第四十八条第一項の規定による命令に違反

二十四 第四十九条第一項の規定による命令に違反

二十五 第五十一条第一項の規定による命令に違反

二十六 第五十二条第一項の規定による命令に違反

二十七 第五十三条第一項の規定による命令に違反

二十八 第五十四条第一項の規定による命令に違反

二十九 第五十五条第一項の規定による命令に違反

三十 第五十六条第一項の規定による命令に違反

三十一 第五十七条第一項の規定による命令に違反

第六十一条 第五十九条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等について

は、当該合併等に係る金融機関は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定の申請は、同項の金融機関の連名で行わなければならない。

3 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行つことができる。

一 当該合併等が行われることが、預金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合に、当該破綻金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 大蔵大臣は、信用協同組合に対し第一項の認定を行うときは、都道府県知事に協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5 大蔵大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る金融機関のうち、いすれが破綻金融機関であるかを明らかにしなければならない。

6 大蔵大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

(合併等のあつせん)

第六十二条 大蔵大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の

金融機関に対し、書面により、合併等(当該合併等が行われることが預金者等の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。)のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 第六十一条第一項に規定する大蔵大臣の指定する金融機関等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関に対し合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)

第六十三条 破綻金融機関が信用協同組合である場合には、第六十二条第二項の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

前条第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

4 大蔵大臣は、前二項の規定による要請を受けた場合に限り、信用協同組合が破綻金融機関である合併又は事業の全部の譲渡に係る第六十一条第一項の認定又は前条第一項のあつせんを行うことができる。

5 第二項又は第三項の規定による要請があつたときは、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三号)第七条第一項に規定する都道府県知事の要請があつたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第二項の規定による要請があつたときは、当該要請を行つた都道府県知事に係る第六十一条第四項の規定による都道府県知事との協議を行うことを要しない。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた金融機関等に対する資金援助を行ふかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行ふ場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び當該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときによると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣(当該決定が信用協同組合を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会

融機関等に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた金融機関は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、大蔵大臣(労働金庫にあつたときは、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三号)第七条第一項及び第六項、第七十三条第六項、第七十四条第四項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書(救済金融機関にあつては、当該合併等の契約書及び当該合併等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併又は営業譲渡等について株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等についての決議を得たときは得られない。

2 株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等についての決議を得たときは得られない。

3 なかつたときは、直ちに、大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会

又は総代会をいう。

〔業務の継続の特例〕

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務（金融機関の合併

及び貿易に関する法律第十七条の規定により
継続することができる業務に係るものと除く。)を該適格性の認定等に係る合併又は
當業の全部若しくは一部の譲受けにより承継
した場合には、これらの契約のうち、期限の
定めのあるものについては期限満了まで、期
限の定めのないものについては承継の日から
一年以内の期間に限り、これらの契約に関する
業務を継続することができる。

外國為替業務又は託兌業務を當業(金融機関

が破綻金融機関である場合において、救済金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務（これらの付随業務を含む。）については適用しない。

第六十八条 大蔵大臣は、第六十五条の規定に
よる報告を受けた場合において、当該報告に
係る合併（金融機関の合併及び転換に関する
法律第三条第二号から第四号までの規定によ
るものを除く。）又は営業譲渡等を緊急に行
わなければ機構の資金援助による預金者等の
保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健
全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認め
るときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に
行う必要がある旨の認定（以下「緊急性の認
定」という。）を行うとともに、当該合併又は
営業譲渡等を行なうべき期限を定めるものとす

又は営業譲渡等の当事者となる全部の金融機

(株主等の異議の申出等)

第六十九条 大藏大臣は緊急性の認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該緊急性の思三ニ系、合併又は官民兼業等の旨を旨によ

を除く」か、異議の申出をしたときは緊急性の認定を行うことができない。

2 会員若しくは組合員又は事務所とみなす。
　信用金庫等は、当該信用金庫等の定款の定めにより行うことができない業務を緊急性の要三二条(ほうじゆうじのり)又は一部の権限を有する

第七十一条 **緊急性の認定に係る合併等に當業譲渡等の当事者である金融機関**（以下「**緊急性の認定に係る金融機関**」という。）は、第六十八条第一項の規定により大蔵大臣が定める期限までに、当該合併又は當業譲渡等を行わなければならない。

認定に係る事業の全般又は一部の譲受けにより承継した場合には、当該定款の定めにかかるわらず、政令で定める期間に限り、当該業務を継続することができる。

ときは、合併後存続する金融機関（以下「存続金融機関」という。）については変更の登記を、合併により消滅する金融機関（以下「消滅金融機関」という。）については解散の登記をしなければならない。

に限り、その持分を譲渡することができない。
(債権者の異議)

4 商法第四百四十四条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

（第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。）

（合併の効力発生及び効果）

第七十一条 緊急性の認定に係る金融機関の合

一部の譲受けを行つたときは、直ちに合併又は営業譲渡等に異議のある債権者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知り得る債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

併は、存続金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による更の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 前項の期間は、一月以上四十五日以内としなければならない。

ただし、第七十四条及び第七十六条の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、存続金融機関はいまだ合併を行っていない

4 つたときは、当該債権者は、当該合併又は營業譲渡等を承認したものとみなす。

いものとみなし、消滅金融機関はなお存続しているものとみなす。この場合において、当該手続に必要な費用は、存続金融機関が負担

きは、当該金融機関は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金

2 存続金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

5 第一項の規定により行う公告は、官報及び融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

（信用金庫等の特例）

第七十二条 緊急性の

第七十二条 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、消滅金融機関の地区、会員若しくは組合員又は事務所は、当該信用金庫等の定款の定めにかかるらず、政令で定める期間に限り、当該信用金庫等の地区、

第一類第五号 大蔵委員会議録第十八号 昭和六十一年五月七日

て納付すべき保険料を納付しなければならない。

第四条 預金保険機構（以下「この条及び次条において「機構」という。）は、施行日を含む事業年度から施行日から起算して四年を経過する日を含む事業年度までの間にについては、改正後の預金保険法第五十一条の規定にかかわらず、各労働金庫が納付すべき保険料の額を運営委員会の議決を経て定めることができる。

2 前項の保険料の額は、特定の労働金庫に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

3 機構は、第一項の保険料の額を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料の額を各労働金庫に通知しなければならない。

（理事又は監事の任期に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は監事である者の任期については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより預金者等の保護の充実を図るとともに、準備預金制度を整備し金融政策を効果的に運営する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年五月十七日印刷

昭和六十一年五月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P